
平成 2 9 年 第4回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 9 年12月12日

閉会 平成 2 9 年12月13日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (12月12日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行政報告	2
○日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 5 報告第 2号 町内行政調査報告について	5
○日程第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 7 町の一般行政について質問	6
10番 高松克年君	6
1 単独維持困難路線と言われるJR富良野線のわが町における今後のあり方について	
2 わが町の社会福祉推進の要である民生委員・児童委員の活動のあり方等について	
13番 村上和子君	13
1 日本ジオパーク新規認定に向けての今後の取り組みは	
2 元気高齢者づくりとボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを	
12番 中瀬実君	18
1 町道の維持管理について	
2 ゴミ処理場等の水質検査について	
3 TPP対策について町の基本的考えは	
11番 米沢義英君	27
1 十勝岳ジオパーク認定の取り組みについて	
2 予約型乗合タクシーについて	
3 保育料の負担軽減について	
4 障がい者の就労支援事業について	
5 社会教育総合センタートイレの改修について	
6 スクールバスの運行について	
9番 荒生博一君	34
1 十勝岳ジオパーク構想について	
2 人口減対策の具体的取り組みとその成果について	
○散 会 宣 告	39

目 次

第 2 号 (12月13日)

○議 事 日 程	4 1
○出 席 議 員	4 1
○欠 席 議 員	4 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 1
○議会事務局出席職員	4 2
○開 議 宣 告	4 3
○諸 般 の 報 告	4 3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	4 3
○日程第 2 議案第10号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	4 3
○日程第 3 議案第11号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4 4
○日程第 4 議案第12号 第7次地方分権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	4 5
○日程第 5 議案第13号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	4 6
○日程第 6 議案第14号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	4 7
○日程第 7 議案第15号 上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例	4 7
○日程第 8 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4 8
○日程第 9 議案第17号 上富良野町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	4 9
○日程第10 議案第18号 上富良野町公民館条例の一部を改正する条例	5 0
○日程第11 議案第19号 上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例	5 0
○日程第12 議案第20号 見晴台公園の指定管理者の指定について	5 1
○日程第13 議案第 1号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	5 2
○日程第14 議案第 2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	5 9
○日程第15 議案第 3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	6 0
○日程第16 議案第 4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	6 0
○日程第17 議案第 5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第4号)	6 1
○日程第18 議案第 6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	6 2
○日程第19 議案第 7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	6 3
○日程第20 議案第 8号 平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	6 3
○日程第21 議案第 9号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	6 4
○日程第22 認定第 1号 平成29年第3回定例会付託 議案第8号 平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	6 5
○日程第23 認定第 2号 平成29年第3回定例会付託 議案第9号 平成28年度上富良野町企業会計決算の認定について	6 5
○日程第24 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 6

○日程第25	発議案第1号 議会懇談会実施に関する決議について	66
○日程第26	閉会中の継続調査申し出について	67
○閉会宣言		68

第 4 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）	12月13日	原 案 可 決
2	平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12月13日	原 案 可 決
3	平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12月13日	原 案 可 決
4	平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	12月13日	原 案 可 決
5	平成29年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第4号）	12月13日	原 案 可 決
6	平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	12月13日	原 案 可 決
7	平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	12月13日	原 案 可 決
8	平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）	12月13日	原 案 可 決
9	平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）	12月13日	原 案 可 決
10	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
11	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
12	第7次地方分権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	12月13日	原 案 可 決
13	上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
14	上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
15	上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
16	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
17	上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
18	上富良野町公民館条例の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
19	上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例	12月13日	原 案 可 決
20	見晴台公園の指定管理者の指定について	12月13日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	認 定		
1	平成29年第3回定例会付託 議案第8号 平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定に ついて	12月13日	認 定
2	平成29年第3回定例会付託 議案第9号 平成28年度上富良野町企業会計決算の認定について	12月13日	認 定
	行 政 報 告	12月12日	
	町の一般行政について質問	12月12日	
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	12月12日	報 告
2	町内行政調査報告について	12月12日	報 告
3	議員派遣結果報告について	12月12日	報 告
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦について	12月13日	適 任
	発 議		
1	議会懇談会実施に関する決議について	12月13日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申し出について	12月13日	原 案 可 決

平成29年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成29年12月12日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期決定について 12月12日～13日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 町内行政調査報告
第 6 報告第 3号 議員派遣結果報告について
第 7 町の一般行政についての質問
-

○出席議員（14名）

1 番	中 澤 良 隆 君	2 番	岡 本 康 裕 君
3 番	佐 川 典 子 君	4 番	長 谷 川 徳 行 君
5 番	今 村 辰 義 君	6 番	金 子 益 三 君
7 番	北 條 隆 男 君	8 番	竹 山 正 一 君
9 番	荒 生 博 一 君	10 番	高 松 克 年 君
11 番	米 沢 義 英 君	12 番	中 瀬 実 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	石 田 昭 彦 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
農業委員会会長	青 地 修 君	会 計 管 理 者	藤 田 敏 明 君
総 務 課 長	宮 下 正 美 君	企画商工観光課長	辻 剛 君
町民生活課長	鈴 木 真 弓 君	保健福祉課長	北 川 徳 幸 君
農業振興課長	狩 野 寿 志 君	建設水道課長	佐 藤 清 君
農業委員会事務局長	北 越 克 彦 君	教育振興課長	北 川 和 宏 君
ラベンダー・ハイツ所長	大 石 輝 男 君	町立病院事務長	山 川 護 君

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬 永 君	次 長	岩 崎 昌 治 君
主 事	大 井 千 晶 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第4回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

本定例会は、12月8日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

本定例会の運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会に諮り、会期及び日程等を審議いたしました。

監査委員から例月現金出納検査結果報告書の提出がございました。

また、本定例会に提出の案件は、町長からの提出議案20件、諮問議案1件、議長からの報告案件2件及び認定案件2件、議員からの発議案件1件であります。

なお、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案は、あす配付させていただきますので、御了承願います。

町長から、本定例会までの主要事項について、行政報告の発言の申し出があり、行政報告とともに、平成29年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政については、5名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりでございます。

なお、本定例会におけます説明員は、町長以下別紙配付資料のとおりでございます。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名について行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定に

より、議長において、

11番 米 沢 義 英 君

12番 中 瀬 実 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日からあす13日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は12月13日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第4回定例町議会に御出席を賜り、まことにありがとうございます。

この機会に、去る9月定例町議会以降における町政執行の概要につきまして、御報告させていただきます。

初めに、平成29年度の町表彰式についてであります。多くの御来賓や関係者の御臨席を賜り、11月3日に挙行いたしました。

町の関係では、長年にわたり地方自治の振興発展に貢献された1名に自治功労表彰を、また、地域福祉や住民自治の振興発展、消防業務の向上に功績を残された4名に社会貢献賞を授与いたしました。

教育委員会関係では、文化振興に貢献された1名と1団体に文化功労賞を、また、文化奨励賞とスポーツ奨励賞には、22名と10団体を表彰させていただきましたところでもあります。

国の栄典関係では、11月3日発令の秋の叙勲におきまして、教育・保育功労により1名が瑞宝双光章を受章され、また、同日発令の危険業務従事者叙勲では、防衛功労により3名が瑞宝双光章、3名が瑞宝単光章を受章されました。

受章された皆様の御功績に対し、心より敬意を表しますとともに、ますますの御活躍と御健勝をお祈

り申し上げる次第であります。

次に、全国町村長大会についてであります。1月29日の全国町村長大会に出席するとともに、旭川十勝道路の整備促進に向けて、期成会関係首長の皆様と秋季の中央要望を行ってまいりました。

また、上京中にあわせ、東京ふらの会総会が開催されたことから、沿線市町村長とともに出席させていただきました。

なお、本年度の札幌上富良野会総会・ふるさと交流会につきましては、町の120年と会の設立30周年を記念し、本町で開催いただき、会員32名のほか町内からも62名が参加し、お互いに交流を深め、有意義な時間を過ごさせていただきました。御協力いただきました関係者の皆様に、改めてお礼を申し上げます。

次に、基地対策についてであります。9月26日から27日、10月10日から11日にかけて、富良野地方自衛隊協力会及び上富良野支部による「上富良野駐屯地現状規模堅持更なる拡充を求める要望」を道内選出国會議員、防衛省に対して行ってきたところであります。

また、11月17日に北海道基地協議会による中央要望を、11月24日及び30日に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会による中央要望を関係機関に行ってまいりました。

次に、記念行事についてであります。地元駐屯地関連部隊等の記念行事にそれぞれ参加させていただきました。

このほか、11月14日には、野澤第2師団長をお迎えし、富良野地方自衛隊協力会主催による防衛講話が開催され、80名を超える関係者とともに「北の護り」と題した貴重なお話を拝聴したところであります。

また、11月18日には、本町の長年にわたる援護支援活動の功績が認められ、陸上幕僚長感謝状をいただいたところであります。

次に、十勝岳ジオパーク構想についてであります。9月27日開催の日本ジオパーク委員会において新規認定審査が行われ、残念ではあります。認定が見送られる結果となりましたが、翌日、美瑛町と協議を行い、引き続き認定に向けた取り組みを続けていくことで、双方の意思確認を行ったところであります。

なお、11月7日には、日本ジオパーク委員会から、このたびの審査結果に係る詳細報告が示され、すぐれた地域資源や先進的な防災の取り組みなどが評価された一方、推進体制等の充実・強化など、改善すべき点について御指摘をいただいたところであります。

郷土愛の醸成、地域の活性化等を進める上で、ジオパーク活動が有効であるとの認識に変わりはなく、引き続き地域の皆様とともに活動を展開し、日本ジオパーク認定に向けた取り組みを継続してまいります。

次に、第6次総合計画策定に伴う作業の進捗状況についてであります。5月下旬から7月中旬にかけて、2,500名を対象にアンケート調査を実施し、900名の方から回答をいただくとともに、中学生、高校生、役場職員に対しても調査を行い、調査結果をまとめたところであります。

また、小学4・5年生を対象に「未来のかみふら」をテーマとした絵画・作文コンクールを実施したほか、町内の各種活動団体にフォーカスグループインタビューを行い、御意見・御提言をいただいております。

これらの結果につきましては、12月10日発行の「広報かみふらの」を通じて、町民の皆様にお知らせしたところであります。

また、諮問機関として、15名の委員をもって総合計画審議会を12月5日に設置し、来年2月を目途に基本構想素案を御審議いただくこととしております。

次に、金融機関との包括連携協定についてであります。 「上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる各施策の実効性を高めることを目的として、10月18日、旭川信用金庫と「包括連携に関する協定」を締結いたしました。

今後におきましては、地域経済の活性化や地域産業の振興など、4分野24項目に及ぶ施策・事業について連携協力を行い、この町で暮らすことに幸せを感じられるまちづくりにつなげてまいります。

次に、地域再生計画についてであります。9月4日に内閣府に本計画の認定申請を行い、11月7日付で認定を受けることができたことから、計画に位置づけました事業の着実な推進を図り、地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

次に、11月11日と12日の両日に開催しました「NHKのど自慢 in 上富良野」についてであります。11日の予選会には220組の264名が出場し、12日の本選では20組23名の方々によって熱戦が繰り広げられました。

出場者の応援や観覧にお越しいただいた方も、両日で2,000名を超え、多くの皆さんに楽しんでいただいたところであります。

本選当日は、NHK総合テレビとラジオ第1で全国に生放送され、また、予選会を含めた特別番組が12月10日に放送され、120年を記念するすばらしい事業となりました。

次に、プレミアム商品券事業についてであります。本年度は例年より1,000万円増額し、販売額を7,000万円として実施しているところであり、11月16日から21日までの予約期間において、7,101万円、1,536世帯からの予約があり、販売額の上限を上回りましたことから、昨年と同様に高齢者・障がい者世帯、子育て世帯を優先した上で、11月24日に抽選が行われたところでもあります。

商工会や地元事業者の主体的・独自の取り組みとあわせて、本事業を相乗的に実施することにより、町内購買力の確保及び販売力の拡大につながることを期待しているところでもあります。

次に、富良野美瑛広域観光推進協議会によるトップセールスについてであります。11月7日から11日において、今後のインバウンド需要が期待されるベトナムを訪問し、協議会構成市町村の首長を初め、観光協会関係者の皆様と当地域のPRを行ってきたところでもあります。

次に、津市との交流事業についてであります。友好提携20周年記念事業に引き続き、9月19日から24日において、友好都市提携協賛事業として、ボートレース津を会場に記念レースが開催され、来場者の皆様に本町の観光・農産品等をPRするとともに、優勝者の副賞として「ラベンダーオーナー権」等を贈呈してまいりました。

また、9月25日に、ふらの農協、後藤美術研究所と津市株式会社横山食品との間で「地域活性化有効連携協定」の締結が行われたことから、津市長とともに立会させていただきました。このたびの協定を契機として事業展開の発展を大いに期待するものであります。

さらに、10月7日から9日の3日間、町民訪問団を結成し津市を訪問し、7月の津市訪問団の来訪を含め、相互訪問を通じ、お互いの理解が一層深まり、大きな成果を得ることができました。

また、10月25日と26日には、東京日本橋の三重テラスにおいて、津市との合同友好都市展を開催し、両市町を紹介する映像や特産品販売等を通じてPRを行ってまいりました。

今後におきましても、さまざまな交流を通じて、双方の振興発展につながるよう取り組みを進めてまいります。

次に、かみふらの収穫祭2017についてであります。かみふらの産業にぎわい協議会主催による「かみふらの収穫祭2017」が10月15日に公民館を会場に開催されました。約800名の皆様に御来場いただき、新米やとれ立て野菜の販売、地元産の食材にこだわったフードブースやさまざまなア

トラクションを初め、2017年産のホップを使用した「まるごとかみふらのプレミアムビール」によるビアホールや道内クラフトビールの販売特設コーナーなどが設置され、これらを通じて地元農産物への理解とともに、町民同士の交流が深められたところでもあります。

また、当イベントに合わせ、津市より農産物の大型直売所「朝津味」の方々が来町され、里芋やミカンなど、津市の特産品の販売も行われ、来場者の皆様に好評をいただいたところでもあります。

次に、北海道治水砂防海岸事業促進同盟関係についてであります。11月1日に岐阜県で開催された全国治水砂防協会理事顧問会議に、11月28日には、東京で開催された全国治水砂防促進大会へ出席してまいりました。

今後におきましても、道内の河川砂防整備の促進はもとより、当町の河川砂防施設の整備がより進捗するよう取り組んでまいります。

次に、第54回町総合文化祭についてであります。11月3日から5日までの3日間、社会教育総合センターにおいて開催いたしました。開催に当たりましては、多くの町民の皆様に参画いただき、総合展示、町民コンサート、小さな音楽会、芸能発表のほか、体験コーナーなどの協賛事業が行われました。

芸能発表においては、120年記念として、箏曲、書道並びに華道のコラボレーション、菅野孝山親子三代による三味線演奏による民謡などの事業が行われ、延べ2,650名の方々に御来場いただき、盛会のうちに終了することができました。

なお、11月10日の特別事業について、北海道舞台塾ふらの事業として、富良野塾OBユニットによる「二人の天使」の公演が保健福祉総合センターにおいて開催され、184名の方々に鑑賞いただいたところでもあります。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況についてであります。上富良野中学校陸上部2名が、10月27日から横浜市で開催された全国ジュニアオリンピック陸上競技大会に出場し、加藤璃里香さんが女子4掛ける100メートルリレーに北海道チームとして出場し、3位入賞に輝きました。

また、同吹奏楽部においては、11月4日に東京で開催された日本管楽合奏コンテスト全国大会に出場し、優秀賞と特別賞を受賞したところでもあります。

今後におきましても、本町の子どもたちが各方面で活躍いただくことを期待するとともに、優秀な成績をおさめられた皆様に改めて拍手を送りたいと思います。

最後に、建設工事の発注状況についてであります
が、9月定例町議会で報告以降に入札執行した建設
工事は、12月11日現在、件数で4件、事業費総
額で3,294万円で、本年度累計では50件、事
業費総額7億9,021万4,400円となっております。
詳細につきましては、お手元に平成29年度
建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧
いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を
終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月
現金出納検査結果報告について、監査委員より報告
を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査
の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げ
ますので、御了承を賜りたいと存じます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、
例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第
3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成29年度8月分から10月分について、概要
並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、
いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示す
とおりであり、現金は適正に保管されていることを
認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたもの
と存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページ
でございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質
疑があれば賜ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これを
もって本件の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号町内
行政調査報告について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、岡本康裕君。

○総務産建常任委員長（岡本康裕君） ただいま上
程されました報告第2号町内行政調査報告について
御報告申し上げます。裏面をごらんください。

町内行政調査報告書。

平成29年第3回定例会において議決された町内
行政調査について、次のとおり実施したので、その
結果を報告する。

平成29年12月12日、上富良野町議会議長、
西村昭教様。

総務産建常任委員長、岡本康裕。厚生文教常任委
員長、荒生博一。

記。

1、調査の経過。

平成29年9月29日、全議員による合同調査と
して町内行政調査を実施し、町内公共施設等の現況
を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求
め、調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、14カ所の
現地調査を行ったところ、その実態により今後の議
会審議に資することとした。

調査時点では、工事などおおむね適正に進められ
ているが、今後においても適正な施工・管理に努め
られたい。

なお、調査した施設等は次のとおりである。

以下、14カ所については御高覧願います。

以上、町内行政調査の御報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質
疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これを
もって本件の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号議員
派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、佐川典子君。

○議会運営委員長（佐川典子君） 報告第3号議員
派遣結果報告につきまして、御報告をさせていただ
きたいと思えます。裏面をお開きください。

議員派遣結果報告を、以下、朗読をもって報告さ
せていただきます。

平成29年第3回定例会において議決された議員
派遣について、次のとおり実施したので、その結果
を報告させていただきます。

平成29年12月12日、上富良野町議会議長、
西村昭教様。

議会運営委員長、佐川典子。

記。

1、上川管内町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、平成29年10月24日に鷹栖町で
開催された上川町村議会議長会主催の議員研修に1

2名が参加いたしました。

(2) 研修の結果。

政治評論家、有馬春海氏より「どうなる？今後の日本政治」の講演と、北海道教育庁上川教育局長、中島康則氏により「教育の今日的課題について」の講演を聴講いたしました。

2、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1) 研修の経過。

本町議会は、平成29年10月30日に富良野市で開催されました富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修に13名が参加いたしました。

(2) 研修の結果。

北海道大学大学院工学研究院准教授、岸邦宏氏より「鉄道のあり方を地域で議論するための論点」の講演を聴講いたしました。

以上、議員派遣の結果報告でございます。お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって議員派遣結果について報告を終わります。

◎日程第7 町の一般行政についての質問

○議長（西村昭教君） 日程第7 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、10番高松克年君。

○10番（高松克年君） さきに通告してあります2項目7点について伺います。

第1、JR北海道は昨年11月18日、JR富良野線を単独維持困難路線と発表いたしました。富良野線の我が町における今後のあり方について。

2、平成29年は、民生委員制度設立以来100年を迎えました。今日、家族や社会のあり方が大きく変わる中、1万984人の町民の直面する生活課題、福祉課題は多様化、深刻化しつつあります。その社会福祉推進のかなめである民生委員・児童委員の活動のあり方について伺います。

JR北海道についてですけれども、JRと沿線5市町村のJR富良野沿線連絡協議会における協議の内容と今後の町のとるべき対応について伺います。

2、JR富良野線が交流人口、海外旅行者の入り込みについて果たしている役割、評価について伺います。

3といたしまして、地域の高齢化社会への移行とJRが果たす役割は期待すべきものがあるのではな

いかと思いますが、町としては、路線確保、維持への方策を見出せないか、お伺いいたします。

民生委員制度についてですけれども、少子高齢化現象の中で、奉仕の精神で地域住民の相談に応じ支援を行い、社会福祉の推進に貢献する民生委員・児童委員の活動はますます重要になると考えますが、委員の活動意義について、町長の見解をお伺いいたします。

2、民生委員・児童委員の現在の選任方法はどのように行われ、また、確保が困難で欠員が出るような市町村があるとお聞きますが、我が町の状況と選任方法についての課題はないのか、お伺いいたします。

3、少子高齢化、子どもの総体的貧困など、社会的に多様な問題が生じている現状の中で、委員の数は十分と考えているのか、町長の見解をお伺いいたします。

4、委員の職務が多様化、複雑化し、活動の大幅な増加が見込まれますけれども、現状の活動費で十分と考えているのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めのJR富良野線に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

昨年11月、JR北海道より、単独では維持することが困難な線区が公表されて以来、北海道を初め、影響が及ぶ地域・自治体においてさまざまな議論が行われてきております。富良野沿線におきましても、相互の連絡連携・情報交換を目的として、5市町で構成するJR富良野線連絡協議会を発足させ、JRからの情報収集はもとより、JRの利用促進に向けた取り組みを展開してきております。

まず、1点目のJR富良野線連絡協議会における協議内容と今後のあり方に関する御質問についてですが、本連絡協議会では、沿線住民を初め観光客など、より多くの皆様に鉄道の利用を促すための方策についての協議や活動を中心に展開しております。本年度におきましても、利用者に対する実態調査や誘客イベントの実施、広報誌による地域住民への利用呼びかけなど、さまざまな利用促進策に取り組んでいるところであります。

JR北海道との存続に関する直接的な協議等につきましては、北海道全体として取り組むべき課題であると認識しており、町といたしましては、北海道や北海道町村会、上川地方総合開発期成会等と協議しながら、引き続き沿線自治体とも連携し、対応を

図っていきたいと考えております。

次に、2点目の観光客の入り込みなど、JRが果たす役割に対する御質問であります。旅行者の移動手段として、鉄道は初めレンタカーやバスが利用されておりますが、その中であって、近年、インバウンドを中心にレンタカーの利用がふえてきている状況にあります。しかし、既にネットワークが構築されている鉄道は、移動手段として非常に大きな役割を果たしており、その価値を高く評価しているものであります。

また、JR富良野線連絡会議が6月と8月に実施したJR富良野線利用実態調査でも、4割以上の方が観光目的として鉄道を利用しており、観光を地域づくりの大きな柱とする富良野地方においては、鉄道が果たす役割は大きいと理解しており、今後においてもその必要性は変わらないものと認識しております。

次に、3点目の路線の維持確保に向けた町としての方策についてであります。JR富良野線の今後につきましては、ますます進む高齢社会における移動手段として、あるいは積雪地帯である富良野地方の中で安心して利用できる通学・通勤の手段として、鉄道の必要性を強く感じているところであり、存続に向けて、JR富良野線連絡会議を通じ、利用促進策などを含めまして、沿線自治体と連携し、取り組みを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の民生委員・児童委員の活動のあり方に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の民生委員・児童委員の活動意義についてであります。民生委員・児童委員につきましては、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員と位置づけられ、給与を支給しない規定となっております。

なお、当町におきましては、各委員の活動における実費として、活動費を民生委員協議会を通じ支弁しているところであります。委員の皆様は、日常的に住民に最も身近なところで安心を支えるさまざまな角度から活動されており、地域福祉の担い手として極めて重要な役割を担っていただいていると理解しているところであります。

とりわけ、最近の少子高齢化に伴い、本町におきましても核家族化、独居・高齢者世帯の増加など家族構成が変化している状況にあり、また、ひとり親世帯や生活保護世帯などの生活弱者も増加しております。

このような中、民生委員・児童委員の方々におかれましては、高齢者実態調査を初め、在宅福祉の介

護相談、生活困窮者の相談支援、要支援者の見守り訪問、登下校時の子どもたちへの声かけなど、多岐にわたる地域福祉活動を行っていただいております。さらに、さまざまな事案における福祉的な支援について、行政や関係機関とのパイプ役も担っていただいております。民生委員・児童委員の活動意義は極めて大きいものと理解しているところであります。

次に、2点目の委員の選任方法についてであります。改選時において現任委員の意向確認を行い、その中で、退任を予定される地区の民生委員・児童委員の選任につきましては、地域に密着した活動が必要なことから、地域の実情に最も精通されています住民会を通じて、適任者を推薦していただき、選任しているところであります。

そのようなことから、現在の選任方法については、特に課題等はないと認識しており、引き続き住民会を通じての推薦により選任していく考えであります。

次に、3点目の委員の定数についてであります。国において一定の基準が示されており、町はその基準を参酌した上で定数を決定し、北海道と協議した上で、北海道民生委員定数条例に定められているところであります。

国の基準におきましては、町村は、70世帯から200世帯につき1人の民生委員・児童委員を配置することとなっており、現在、本町では定数を34名としているところであります。

委員の定数につきましては、民生委員協議会の中においても適時検討を加え、現在の定数に至っていることから、適正な委員数となっているものと理解をしております。各地区における高齢者数の変動等により、地区間のバランスが多少変わってきている状況もあることから、現在、民生委員協議会において、地区別の見直しの必要性を検討されておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の活動費についてであります。1項目めでも少し触れさせていただきましたように、民生委員法において、給与を支給しないものと規定されており、無報酬となっております。民生委員・児童委員の活動につきましては、複雑化・多様化する社会情勢にありまして、大変大きな役割を果たされており、活動のための交通費等の実費分を活動費として費用弁償させていただいております。

本町におきましては、平成24年度に上川管内の活動費の状況を勘案し、見直しを行ったところであります。それにより、活動費につきましては、管内の平均的な水準にあり、ほぼ適正な額となっているものと認識しております。今後において、活動に支障の来すことのないよう適時検証してまいります。

と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じませ
す。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） JRの富良野線について
お伺いしたいと思います。

行われた実態調査についてお伺いしたいと思います
す。各駅ごとの乗車の人数とか、あと、利用目的、
通学・通勤、そのほか通院、観光とか、それらにつ
いてもそれぞれに調査されているのかどうか。また、
実態調査から、富良野線において、他の線と、
特徴的なことが見られるのかどうか、その辺につ
いてお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 10番高松議員
の、ただいまJRの実態調査にかかわります御質問
にお答えをさせていただきたいと思ひます。

人数につきましては、今ちょっと詳細の、各駅ご
との内訳についてはございませんが、富良野線全体
といたしまして、アンケート調査をした時点では、
6月の調査では7,690人、これは5駅合計でござ
います。それと、8月調査では8,128人という
ことで、こちらのほうも5駅合計で、こちらの方
々にアンケート用紙を渡して、回収をしていると
ころでございます。

6月、8月とも、利用の目的というところでは、
そんなにそれぞれ差はないのですけれども、やはり
観光目的での利用が6月も8月も4割を超えている
という。特に8月につきましては、5割近い方が観
光を目的として利用されているというようなアン
ケート結果が出てございます。

他の路線との比較までは行っていませんのでし
けれども、やはり観光エリアということもあります
ので、ほかの路線から比較すると、観光での利用
目的というお客さんは多いのではないかとこの
ように感じております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） その中で、今言われた
ように、調査したのが6月と8月ということで、
観光シーズンということもあるのかもしれませんが
でも、40%、50%近いと言われるような中で、
実際に恒常的に利用している乗客の内容という
か、そういうものも、できればその中から拾い
出してもらえたらというふうにも思うわけ
です。

それと、観光客の利用率が高いということは知
れたのですけれども、その中で、やはり今、我
が町なんかも置かれている問題として、現存
させていくとすれば、観光客を取り込んで、ど
のような方法で

もって利用促進に向けていくのか、その方策
があればお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員のJR
関連に対します御質問にお答えさせていただきます。

利用者の比率等につきまして、観光客以外
につきましても同様に、通勤・通学に利用
されている方は、どのシーズンを通じても
4割を超えている方が、全体の量の中で
占めているということで、観光客等の方
を含めると、もう80%以上は安定して
利用されている路線なのかなと、そんな
認識をしているところでございます。

また、観光を中心といたします利用の
促進策につきましては、ひとり富良野線
だけが頑張るだけではないと私は思っ
ておまして、先ほどお答えでも述べ
ましたように、ネットワーク化されて
いることに対して意義があるという
ふうにも思っておりますので、広い
意味でJRの利用が促進されるよう
な意見もこれから述べてまいりたい
と、そんなふうを感じていると
ころでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 道の中で有識者
でつくられているJR再生会議の中
において、この間、声明が出たので
すけれども、1年以内に路線の存
廃判断を促すという、かなりきつ
い内容の声明文が出されました
けれども、その中で、それぞれ国
が行うべきこと、道が行うべき
こと、地方自治体が行うべきこと
などの項目も示されています
けれども、これらに対する町の
考え方、存続を基本に考えてい
くのか。今の町長のお話では、
この現状を維持していくこと
というふうにも聞こえます
けれども、これ以上に、ある
意味では廃線を基本とするよう
なことも、また、存続を基本
としていく考え方と両立する
ような形でやっとなかなければ
ならないと思うのですけれど
も、その辺についてお伺い
したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員のJR
問題に対します御質問にお答え
させていただきます。

議員御質問にありましたように、さ
きに再生推進会議の有志の方々
により提言がなされたことも
承知しております。これらにつ
きましては、知事もそのメン
バーの1人に入っております
が、知事を除いた方々で取り
まとめられているようござい
ますが、私どもこれまでか
わってきた中の印象で申し
上げますと、やはり国鉄が
民営化されて30年たち
ましたけれども、当時の3
島問題、要するに九州、
四国、北海道のJRの
当時の民営化された時
点まで話がさかのぼら
ないと私は根本的な
改革ができ

ないという思いであります。多分、知事もそういうような考えに基づいて、国に対する発言をしているのだというふうに思いますが。

いずれにいたしましても、やはりそのあたりはしっかりと整理されて、ほかの2島と同じ状況かということを考えますと、私としては、JR北海道というのはまだまだ皆さんで共有する部分も共有しないと、JR北海道については、御案内のように民間化されたとはいえ、100%国が株主ですから、やはりそこらのこともきちっと整理した上で、富良野沿線に限って申し上げますと、私は富良野沿線については絶対存続しなければならない路線だと考えております。ただ、ひとり富良野沿線だけが頑張って解決できる問題ではありませんので、何回も申し上げますか、ネットワークとしてあることが大事だということを中心に、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 町長の存続させるような方向でというか、北海道全体でという意味合いで言われているのだと思うのですけれども、存続させるとなれば、今、JRから各路線のところで、各自治体と個別に交渉事というか、水面下という言い方はありますけれども、新聞なんかで公表されているやり方の中というか、方法の中で、上下分離、乗客の増強というか、増加を見込む。赤字の路線においての穴埋めというようなことも実際に遡上しているわけですが、それらについて、この町での方向性というか、そういうものをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、存続のための方策、具体的な方策、例えば今、議員がおっしゃいました上下分離だとか、そういったところまで、この富良野線については議論をまだ進める段階ではないというふうに考えております。

とりわけ、私を感じますのは、やはりそれぞれ線区に応じて利用に対する密着度、住民と鉄道との密着度が非常に差が大きいものですから、それが皆さん本当に、どうしてもほかに選択肢がないと、JR以外に選択肢がないというような強い危機感を持っておられるところは、例えば上下分離も少し相談に乗ってみようかみたいな、まず、こういう温度差があることは私は好ましいことではないなと思っておりますので、特に、議長もそういう重要な協議のメンバーになっておりますので、町民や地域の声をしっかりと把握した中で、これからも思いを伝えて

まいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） その問題についても、次の6次総合計画に向けてのアンケートの中でも、住民の鉄道の優先度合いは確実に路線バスよりも高く、6番目にある。住民の交通体系に対しての満足度は低い評価が出されていると。満足度が低いということは、それらに対して、住民の意識として持っているものは、もっと便利なものを求めているという部分もあるのかと思うのですけれども、その住民の要求に対して、今やはりJRを残して、乗客の増加を見込むとすれば、その辺の手当てというのをどういうふうに考えていくか、これ重要なことだと思うのです。地域の上富の町民の人たちも、ある意味では、どういうふうにやっていったらいいかということ、また、便利さを求めているということがわかっているわけですから、その辺にどういうふうに手入れをして、乗客の増加に結びつけていくような、また、先ほどからも出ているように、観光客にどうアピールしていくか、これらについても一度お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれJRの利用促進に向けましては、観光客をターゲットとしたものと、あるいは通勤・通学等で利用される方々、それぞれ切り口が違うというふうに理解しております。観光客に対しましては、オール北海道で、やはり公共交通ネットワークというものの中での鉄道の重要性というものを大いにPRして、これはやはりJR側も大いにそういった営業努力を期待するところでありまして、そういったものが一体的に活動することによって効果を得られるのではないかと考えているところでございます。

一方、地元の方の利用、これにつきましては、毎年JRと私ども沿線の首長を中心に、JR旭川の支社と毎年意見交換をしております。いつも私どもが要望させていただいておりますのは、まず、ハード整備では、例えば駅舎の環境整備だとか、おかげさまでトイレはうちは直していただいたのですが、Wi-Fiを設置していただくとか、あるいは一番ネックになっているのは、やはり通学生に対する便利のいいダイヤの組み方、これについては毎年協議をさせていただいておりますが、非常にJRの苦悩も私ども理解できる。1便ふやすために富良野へ夜、泊めなければならない。それによって、それを使う予定していたほかの線区の車両をどこから手配してこなければならぬ。非常に複雑なダイヤで組まれている実態もわかります。だけれども、そう

いうことで利用客をふやす努力もお願いしたいということでは毎年申し上げておりますので、それぞれの状況に応じた取り組みを通じて、利用増につながるように私どもも役目を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それに、やはり再生会議の中でも、市民レベルのところまで情報を開示していけということが指摘されているのですけれども、町においても、我々ちょっと残念だなと思うのは、ここまで論議が高まっている中で、町のほうからこの路線云々のことについて、何か広報などに、利用客の増強をというのにはアピールはされましたけれども、そのほかのことで、やはりもう少し情報を欲しいと。先ほどの満足度の中でも、低い評価を得ているということは、そういう答えなんかも知らされていないと、実情がわからなくて、不満はたまっているみたいところがちょっと出て、ちょうど期間的に言えば、アンケートをとった時期がそういう時期にも重なっていたのかなというふうな思いもしています。

そういうことで、本当に町と町民が一体となって、これをどうしていくか考えなければならない時期に来ているのだと思います。それで、ぜひこれからの取り組みについて、町長からの決意を聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

JRの利用促進を町民の皆さん方にいろいろお願い申し上げるといふ広報活動は、これは必要だろうというふうに思います。しかしながら、一方では、やはりJRみずからの営業努力、さらには、我々地域を預かるものとしたしましては、鉄道だけが公共交通を構成しているわけではございませんので、他の運輸事業者等との兼ね合いもございますので、その辺はバランス感覚をしっかりと認識した中で、総体の公共交通体系を構築していけるように努力をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今、町長が言われたようなことで、ぜひ町民の皆さんにも、公共交通としての役割とか、それをしっかり示して欲しいと思います。

次に、民生委員のことについてお伺いいたします。

25年問題に象徴されるように、今後、我が町においても高齢者の増加とか認知症高齢者の見守り支

援、核家族化により孤立されるような高齢者、ひとり暮らしや孤独死の問題など、また、子どもの貧困問題、DV問題、生活弱者の増加など指摘されている中に、具体的なことは出てきていませんでしたけれども、多くの課題を抱えているのが現状だというふうに思っています。

住民への民生委員・児童委員の活動、日ごろ見ているのですけれども、どういうことが根底にあって、その活動がなされているか、そしてまた、その活動の重要性は、それに携わっている関係者ばかりではなくて、多くの人たちに知らせる必要があると思うのです。健康で健全にと言ったら語弊ありますけれども、お世話にならない人は、何のためにという感じも受けていたりして、十分に知らされているかどうかということが活動の、ある意味では困難さを広げているような部分もあるということもお聞きしますので、その辺についての町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の民生委員・児童委員の皆さん方に対する住民の理解度についての御質問にお答えさせていただきますが、私の認識といたしましては、民生委員・児童委員の皆さん方は、日常的に町民のそれぞれの皆さん方とかかわりを持っていただいていると、そういうことは、多くの町民の皆様方が既に御理解をいただいているものと、まず認識をしているところでございます。

具体的な例を挙げまでもなく、まず、選任の時点から、住民会の中で十分に御検討いただいて選任をいただいている、そこからスタートしてございまして、もちろん高齢者の実態調査、あるいは町内の高齢者、例えばふれあいサロンへの参加だとか、また一方、保育所等にお子さんを預けておられる方々については、就労状況の証明をいただくのは民生委員でございますので、そういった各階層の皆さん方と日常にかかわりを持っておられるという状況でございますので、もし活動についてのお知らせが不足しているところがあれば、御指摘いただければ積極的にお知らせしてまいります。住民の皆さん方には広く認識されている委員ではないかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、次に、選任の問題について、課題はないと認識しているというふうにお答えをいただいたのですけれども、現在のように自治会、住民会から選任の際に、十分に委員の仕事の内容に精通していればいいのですけれども、なかなかそうもいかない場合もあって、自分がちょっ

と経験したことなのですけれども、ちょうど民生委員の推薦を住民会がやらなければならないことになった年に、ちょうど住民会長をやるというようなことになって、自分も民生委員に対しての十分な認識が、これほど多くの仕事をやられているということに対して認識がなかったこともありますけれども、お願いに行ったときに、言ったらあれだけけれども、住民会長に頼まれて俺はやっているわけでもないぞというようなことで、なかなか引き受けてもらうのに苦慮というか、苦労したという経験があるわけです。先輩の委員に、再任だったのですけれども、お願いに行ったときだったのですけれども。

そういうことからしても、自分としては、委員の仕事の内容に精通していれば、対応としては、もっとうまくやれたのかなと思うのですけれども、もしもそういうようなことが出てくる場合においては、やはり住民会長が担当者と一緒に行き、仕事の内容とか、お願いすることについて、十分なお話できて、理解をしてもらって、推薦できるというようなことがあればということも思います。改善は難しいのか、それをするのが難しいことであればいたし方ないとも思いますけれども、ぜひ選考の場合にそのようなことが生じたときには、担当者が同行するなどしての配慮をお願いできればということも思いますし、それによって、選ばれた人も十分な理解にもとに引き受けてもらえるというようなことにもなるのかなと思いますので、その辺の配慮をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の民生委員・児童委員の選考に対します御質問にお答えさせていただきますが、ただいま議員からお話しされましたような、そういう意味での選考についての住民会長、あるいは住民会からの要望に対します、町当局としての支援なり御協力は惜しむものではございません。お声がけをいただければ、民生委員の役割、仕事の内容等については、極力御説明に上がることはいたしませんので、お声がけいただければと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、委員の職務と実態についてお伺いしたいと思うのですけれども、自分の持っている、調べた資料の中では、28年度、1人当たり567回の出勤というか、実働となっているのです。多様な内容と案件の多さには自分も驚いてしまったというか、これを34人の方々にやっておられる、全体で実に1万8,000回を超すよう

な仕事をしていることになるのかと思うのですけれども、これがまた、年々増加しているような状況にあるわけです。

各地で民生委員に対しての協力員制度というのを設けている地域がありますけれども、これだけ多くの仕事を助けるためには、このような民生委員の協力員制度などができないのかどうか。また、それができないのであれば、定数の拡充、それらあたりを国への要望とか道の基準の見直しとか、都市部においては特に多いということなのですけれども、上富良野でも各町内会においての難しい調整もあるように伺っていますけれども、これからもこのことを続けていかなければならないのは当然なのですけれども、それらについてどういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ民生委員・児童委員の活動の回数の捉え方は、議員はどういうカウントをされて調査されているか、ちょっと私では持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても、本町の民生委員・児童委員の定数も含めまして、これまで民生委員協議会の中で、それぞれの活動の実態をこれまでいろいろ反映した中で、地区のあり方、あるいは定数のあり方、そういったものの積み上げの中で今日の定数になってきていると理解しておりますので、私どもといたしましては、そういった、今、議員からお話ありましたような荷重感というものが、特に今大きな課題になっているというふうにはお聞きしておりませんし、あるいは補完的な任務を担っていただくものの中には、各地域に福祉委員も既に配置させていただいておりますので、そういった補完もさせていただいていると思っておりますので、もし民生委員協議会の中で、非常にそういう負担感だとか、あるいはサポートしていただきたい分野等の声がありましたら、それは十分に検討する必要があるというふうに認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今の町長の話の中に、少し統計的なことのお話で、自分たちとしては、それはどこから出ているのかという話ですけれども、民生・児童委員活動状況年間集計表からとらせてもらったのですけれども、その中で、合計数としては1万8,465回、主任児童委員として823回という数字の中からとらせてもらって、今お伺いしているわけです。

それで、町が、ある意味では、今言われたように福祉委員とか、いろいろなところで重なる部分で、

保健師と重なったり、ケースワーカーの人たちとも重なる部分なんかもあったりするのかなと思うのですけれども、この回数からいって、民生・児童委員の人たちに、町がもう少し手分けをすれば、仕事を分けられるようなことも、重なってやっている部分とか、調査とか、そういうことなんかも含めて、どういふふうに実際としてはなっているのか、それらについての考えとか、これをどうやって軽減させていくかということについて、どういふふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいまの10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、御質問あった、1人当たり約567回、8,000件という回数なのですけれども、それについては、毎月、月報におきまして、相談を含め、いろいろ、1回出た回数を報告いただいて、種々報告いただいている経過がございますが、その内容につきましての軽減につきましては、ほかの部分に重なるところも一部ありますが、民生委員の範囲の中でやっていただいている中で、このような結果になっておりますので、1人当たり567回の結果になったということでございます。

それで、今現在、民生委員協議会の中でも、総務部会の中で、特に民生委員の配置数並びに地区割の関係、世帯数でいきますと二十数件から320件という、郡部と市街によって差は出てございます。その中で、負担感について、中で今、協議しているところがございますので、その協議をもって、またこちらのほうで検討していきたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） そのような中で、やはりしっかりと意見の調整とか、そういうものをして、今言われているような大きな隔たりとか、それらあたりをどういふ方法で埋めていけるか、同じ人数の中で、先ほど言ったように協力員とか、そういうものを置けないとすれば、それをどうやって埋めていくかということ、ぜひ話を協議会の中で進めてもらうような方法をとれないかどうか。また、それが十分にとれないとすれば、先ほど提案したようなこととか、ほかの福祉委員とか、そういう人たちとも手分けして、この回数を、やはりこれだけの回数がある一定のところの人たちが担っているとすれば、大変な回数、多いところもあると思うのです。その辺についてしっかりと調査してほしいというふうに思います。

それで、何人かの方に話を伺ったのですけれども、委員は、ボランティアであるということは十分に認識されていて、しかも、仕事の内容、働きに

も、民生委員としては誇りを持って務められていることは、会って話をすると伝わってくるのです。これだけの仕事をしていて、言ったらあれですけども、苦勞はしていると思うのですけれども、それを表に出さない。本当にプライドを持ってやられているということに、自分としても非常に頭の下がる思いで話を聞かせてもらいました。

また、やっている本人も、自分自身にとっても、民生委員を引き受けたことによって、本当に大きな人生経験をさせてもらったと。自分自身にとっても、世間とか社会とか、それが非常に広くなったというようなことも返ってきました。

そうなのですけども、残念なことに、それが自己犠牲の上に成り立っているとすれば、我々はそれに本当に、ただ単に、御苦勞さまと言うだけでいいのですかねという感じを受けました。世代が変わっていくと、どのような受けとめ方に、民生委員というのが変わっていくか。また、その人が言っていたのですけれども、私も家族がいるから、支えられてこの仕事ができていると。これが例えば夫婦2人で子育てをしながらとか、それを少し終えたとしても、それでできるかどうかということなんかも話が出るぐらい、やはり民生委員になっている人たちの家族の人たちも、本当にこれを支えている。それは、この町を支えているということにもなると思うのです。

そのようなことでも、重要な役割を担ってもらおうとすれば、答弁書にも書かれているように、管内の平均であればとか、本当にそれで正しい評価を、民生委員の人たちへの評価として、この町における仕事として評価をしているのかどうか、このことが問われるのではないかと思うわけです。

それで、もう一度聞きたいのですけれども、これらについても、町長としてはどういふふうに、将来像も含めて、民生委員のあり方を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、民生委員・児童委員のみならず、町内にはさまざまな角度からさまざまな形で御協力いただいている方が多数いらっしゃいます。それぞれその任をしっかりと御理解いただいて、多くの皆さん方が、やはりボランティア精神を基本に御活躍をいただいております。その中の民生委員・児童委員も一つの位置づけになるのだろうというふうに理解をしているところでございます。

また、活動費等についてのお尋ねもございましたが、これも冒頭お答えさせていただいておりますよ

うに、これまで長い年月をかけて、それぞれ客観的に、あるいは協議会の中で御議論を重ねてきた中で構築されてきたものでございますので、私はそれを尊重するべきだというふうに考えているところでございます。

また、負担感等につきましても、これまでも民生委員協議会の中でいろいろと検討されていたり、あるいはそういった中を通じて、地区を見直したり、あるいは定数をふやしたりということ、これまでも歩みの中で続けてきております。今後もそういった活動、あるいは検討、研究を通じる中で、あるべき姿に収れんされていくものというふうに理解しておりますので、それらの動きについては、町は十分に理解をしていく思いでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 協働のまちづくりを標榜しているとすれば、どこかに負担をかけての協働であれば、これは非常にいびつな形になってしまっていて、それがきちっと正しく、意味合いどおりに理解されるかどうかという問題も生じてくるように思いますから、言葉だけではなくて、ぜひお互いにつくり上げていくという誇りと実働、それを含めて考えていかれるようお願いしたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は10時半といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2人目の一般質問。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります2項目について質問いたします。

まず1項目めは、日本ジオパーク新規認定に向けての今後の取り組みについて。

残念ながら認定見送りとなったが、認定に向けての今後の取り組みについてお伺いしたい。

上富良野町は、十勝岳ジオパーク構想のもと、美瑛町と2町で2015年4月に、十勝岳山麓ジオパーク推進協議会設立後、地域おこし協力隊2名の方はもとより、担当課もありとあらゆる方法で、観光・行政・防災教育・住民会・各種団体などの出前

講座、学習調査・研究ネットワーク活動、ジオパーク構想のもとに目標をつくり、町民の多くが町の活性化のために理解を深めてきた。回数にすれば234回で、これだけの取り組みを本当によくやられたと思う反面、こういう結果になってしまったことは残念で仕方がないが、以前よりハードルが高くなっており、事務局が美瑛町、上富良野町の二つの町に置かれているため、ジオパークとしての計画が実施できる持続可能な運営体制になっていないということで、認定が見送られることになった。

また、認定に何年もかかるという見方もあるが、美瑛町との温度差を感じており、今後については、上富良野町だけでは不可能と思われるが、美瑛町とモチベーションを保ちながらやっていけるのか、来年度の予算づけ方法と、今までと違った活動によって、認定にこぎ着けることができるのか、今後の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

2項目めは、元気高齢者づくりとボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを。

第6次上富良野町総合計画策定のための町民アンケート調査によると、町の愛着度については、年齢別では、70歳以上で8割、84.7%を超えており、健康増進についても、取り組んでいる人は、70歳以上で8割、81.3%であるが、一方で、地元公園等のボランティア活動をしている人は、70歳以上で約4割、37.5%と低い数値になっている。

北海道が今年度より開始した「赤れんが・地域応援シニアバンク」の目的は、人材不足が懸念される市町村や地域の公共的・公益的団体の円滑な業務推進をサポートするため、幅広い行政分野において専門的な知識や経験・技能を有する道職員などの退職者にボランティアスタッフとして登録してもらい、市町村等の求めに応じて登録者を紹介する制度である。これを市町村に置きかえて、本町において導入するよう検討する考えはないのか、町長にお伺いしたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの十勝岳ジオパークに関する御質問にお答えさせていただきます。

平成29年度の新規認定申請に対しまして、日本ジオパーク委員会の審査において、今回については認定を見送るという結果となりましたが、これまで多くの地域の方々に活動への御理解やさまざまな取り組みに参加をいただくなど、多大な御協力をいた

だいたことを考えますと、今回の結果は非常に残念であります。地域の皆様や関係者の方々には、改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

この間、日本ジオパークネットワークから、今回の審査結果について示され、審査結果報告書を受け取ったところでありまして、この報告内容につきましては、行政ホームページにも掲載しているところであります。

報告書の中では、事務局や協議会の運営体制のほか、活動の持続性が見えづらいなど、現状では十分な活動実績が積み上がっていないとの御指摘もいただきましたが、これらの指摘事項につきましては、今後のジオパーク活動の取り組み方へのアドバイスであると受けとめておりまして、一方、防災意識の高さやジオサイトの保全、ジオツーリズム等では評価もいただいておりますことから、これらのことを十分参考に、与えられました課題をしっかりと受けとめ、引き続き美瑛町とともに十勝岳ジオパーク推進協議会を核といたしまして、ボトムアップによりますジオパーク活動を一体的に推進し、極力早期の認定となるよう、一層の取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、近々、十勝岳ジオパーク推進協議会の臨時総会が予定されておりますことから、本会議においても意思統一や今後への対応方針等が決定されていくものと思っておりますが、基本的には、日本ジオパーク認定を目指すとともに、すぐれた地質・地形を保全しながら、これらを教育・防災・観光など多面的に活用し、地域の活性化につながるよう、継続的に活動を進めていくことがジオパークの取り組みの基本であると認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の元気高齢者づくりとボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりに関する御質問にお答えさせていただきます。

議員も御承知のとおり、我が国の平均寿命は年々延びており、世界に先駆けて超高齢化社会を迎える中で、当町におきましても、健康な生活を享受できるよう、健康づくりのまち宣言を初めとして、健康寿命を延ばすことを目的とした施策を進めてきており、町民の皆様にも着実に定着してきていることがアンケート結果にもあらわれてきているものと捉えております。

議員から御提言のありました北海道が行っております赤れんが・地域応援シニアバンクにつきましては、道内の市町村等で課題解決のために不足しております専門的な知識や経験・技能を有する人材の確保のため、北海道職員等を退職後、自身の専門的知識・経験や資格を生かし、道内市町村の課題解決を

図ろうとするものでありまして、活動を希望する方々にとりましても大変有意義な制度と理解しております。

この制度を町に置きかえての導入につきましては、町内には、役場退職者や自衛隊退職者の方々など、専門的な知識・経験を有する方が多くおられますが、既に自治会活動や社会福祉活動などさまざまな場面で御活躍をいただいております。当町においてシニアバンク等の設置は難しいものと思われま

す。一方、ボランティア活動につきましては、本人が希望する活動とのマッチングも必要なことから、これらにつきましては、社会福祉協議会のボランティアセンターなどを通じ、充実を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 1項目目の再質問でございますけれども、美瑛町長と引き続き認定を目指してやっていくということをお互いに確認し合ったということで、引き続きやっていくということはわかったのですけれども、今回の審査結果報告の中に、解決すべき課題として、活動の持続性が見えづらい。それから、上富良野町と美瑛町で、それぞれが独自にジオパークを解釈して、それぞれが活動するならば、この二つの町で一つのジオパークを運営する意味はないと、こういうふうな御指摘もあり、美瑛町、上富良野町としてでなく、十勝岳ジオパークとしての実績として申請書をまとめて、基本計画を策定、見直しを図っていくという体制が必要だと、それが改善しなければいけないということになっているのですけれども、町長の答弁では、一つ一つ課題を検証する、していくと、そういうことですけれども、上富良野町と美瑛町とでなく、十勝岳ジオパークとして、一体的な推進の強化を図るとなれば、一つの例として、ジオガイド養成をお互いにしているのですけれども、そういったジオガイドの方が、美瑛町のジオガイドが上富良野町のジオガイドの説明なんかも十分に知り得ていると。逆に上富良野町のジオガイドが美瑛町のガイドなんかも、いろいろなことが説明ができるというか、こういった教育、養成ということをやっていけば、一つの共有、連携化といいましょうか、そういったことにもなるのではないかと思います。そのジオパーク活動の一体化の強化策というのは、これから共通の、上富良野は上富良野、美瑛は美瑛ではなくて、共通の専門家、これをもう少し、何名か設置する必要はないのでしょうか。それから、予算も今までより増額と、それをするには予算も少し増額にな

るのかなど。

それからまた、極力早期の認定となるよう取り組むということでございますけれども、いつごろ再申請予定、ある程度のめどというのを立てなければいけないと思うのですけれども、再申請の予定はいつごろと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員のジオパークに関します御質問にお答えさせていただきます。

ジオパークの認定見送りにつきまして、その後、ジオパーク委員会からいただきました報告書等も私どもなりに検討もさせていただきました。今回御指摘をいただきました点につきましては、私どもといたしましても、そうだなと、そういうところの少し、まだ定着度と申しましうか、活動の実態が見えづらいなということは私どもも理解するところでございまして、これらについては、しっかりと実績が感じ取れるような活動に育てていきたいというふうに思っております。

また、ジオガイドの養成等につきましては、これはもう、両町のガイドがどちらもガイドできるような、そういったことは非常に大切でございます。まさしくそういうところにも目を向けられておりますので、これはぜひそういう形で、そして人数ももっとももっとふえるような取り組みは、これは必要であるというふうに考えております。

一方、専門員の方、学芸員的な働きをしていた方々の設置は、これはジオパークを目指す中には、これは絶対避けて通れない重要な役割を果たす、担ってもらう立場の方になりますので、これは引き続き、私どもの町といたしましても、ジオパークのネットワーク委員会と思いが共有できるような形で配置していきたいというふうに考えております。これは、美瑛町とも今後の協議の中で、どうやって認めていただくような位置づけをしていくかということは、これから議論になりますので、議員から御質問にありましたように、そこはしっかりと皆さんにわかるような形で配置していく必要は感じているところでございます。

再申請の見込みにつきましては、来年早々にというのは非常にハードルが高いと理解しております。一般的に再申請をされている例を見ますと、やはり1年置いて、再来年ということが一般的な形というふうに理解しておりますので、そのようになるとかと思えます。

また、先ほどの御質問に戻りますが、専門員等の配置につきましては、当然予算が伴うわけでございますので、これはまた、推進協議会の中で形づくり

が決定しました暁には、また、予算についても皆さん方に御提示してまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 再申請の予定としては、来年だとちょっと時期尚早ではないかと、再来年の大体5月ぐらいはどうか、これから考えていかれると思うのですけれども、大体そういう時期を考えているということはわかったのですけれども。

それと、近いうちに美瑛町と十勝岳ジオパーク推進協議会があるということでございますけれども、そこで、今後の対応方針、それから意思統一を図るということでございますけれども、一体化した案というものも一つや二つは用意していく必要があると思うのですけれども、それらについてはどういう構想をお持ちなのでしょうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的な私どもの認識は変わっておりません。ただ、ジオパークの委員会の皆さん方の、美瑛、上富良野で取り組んでいる形が、委員会の皆さん方の見る目から見て、また、私どもが目指しているものと少しかみ合っていない部分も私は感じておりますので、そういったことは、さらに実態をよく見ていただくなり、御指摘をいただいている中で、我々みずから、やはりそこは少し足りないよなど感じるころもございまして、それらを少し整理した中で。私よく審査委員の方々ともお話しさせていただいているのですが、一体化という定義が、ジオパーク委員会の学者の先生方がうたわれる一体化と、また、私ども各地域づくりを担う自治体としての一体化というものが必ずしも同じだということではないのです。それらのいずさを解きほぐしていく、我々努力も必要だと考えておりますので、ことし、申請させていただいた申請内容については、私どもは間違っていないというふうに理解しておりますので、もうちょっと精査して、お互いに一体化されているというふうに理解してもらえよう方向に向かうように改善をしてみたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 今までの方向は間違っていないという町長のかたい信念をお持ちなのですけれども、今まで非常に町民もいろいろとジオパーク構想に向けて、理解を深めることで一生懸命やってきました。私も出前講座を3回か4回聞かせて

いただいて、本当によく頑張ってやってきたなと思っ
ているのですけれども、美瑛町、両町との活動の積
み重ねがまだちょっと足りない。

それと、共通の専門職という人の、今、学芸員とい
うことをとおっしゃいましたけれども、そういった
いろいろな調査・研究もされております。それはわ
かるのですけれども、そういった強い、この人を大
体ここら辺までというお考えを、変わっていらっ
しゃるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思いま
す。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答え
させていただきますが、当初目指した、今の、少な
くとも美瑛町と私どもとでとっております体制につ
きましては、多分ジオパーク委員会の中では、申請
内容については非常に高い評価をいただいております。
申請内容と審査委員の先生方から見る目が、申請
書に書かれているような、うたい上げられている
ような実態が、地域から少し受けとめづらいとい
うところを今回御指摘いただいたものだと思ってい
ますので、申請内容に忠実に、合うような実際の体
制を整備していくことを求められていると思いま
すので、専門員も含めまして、しっかりと申請内容
にふさわしいような、中身が伴うような体制を両町
でこれから築くことになっていくと思っております。
御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 町長のかたい決意はわか
りますけれども、これからはずっとジオパークの多
方面での取り組み活動の、美瑛町とのモチベーシ
ョンを保ちながらやっていくということは本当に大変
なかなかなと私は、モチベーションを両町が、活
動の連携を積み上げるということになれば、美瑛町
長の今後の認定に向けてやっという確認し合っ
ているわけですから、そこはわかるのですけれど
も、町長の胸のうちはちょっと、今回、十勝岳ジ
オパーク推進協議会でいろいろなことが話されるの
でしょうけれども、やっという確約、かたい
ものもあるのではないかと思いますけれども、一つ
か二つ、聞かせていただけないですか。1町だけ
語るというのも難しいかもしれませんが、どう
でしょうか、いかがですか。モチベーションを
保ってやっということができますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員のジオパ
ークに対します御質問にお答えさせていただきます。

ジオパークに対する熱い思いを継続していくこと
は、これは可能であると思えますし、そういう前提
は崩すつもりもございません。

一般論で申し上げて恐縮ですが、全国に既に4
3カ所の認定された地域がございます。また、目指
しているところも多数ございますが、複数の自治体
にまたがってジオパークが構成されているところも
いっぱいございますので、そういった実例もこれか
ら多に参考させていただきながら、特別私は高い
ハードルだとは思っておりませんので、全国にそう
いう実例が多々ございますので、必ず認定に向けて
進んでいけるものと確信をしているところでござい
ます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） しっかり取り組みをお願
いしたいと思います。

それでは、2項目めの再質問をさせていただき
たいと思えます。

元気高齢者づくりとボランティア活動の参加しや
すい仕組みづくりについてでございますけれども、
社会参加は高齢者の元気のもととして、元気高
齢者をつくるということは、社会保障費も軽減され
ますし、そうした対策として、少し体を動かすボラ
ンティア活動が最適。それには、今、道でやって
いる赤れんが・地域応援シニアバンクを町村にお
いて設置すればいいと考えましたけれども、町長は、
有意義なこととは思いますが、上富良野町でのシ
ニアバンクの設置は難しいということで、社会福
祉協議会のボランティアセンターを通じ、充実を図
るとの御答弁をいただきましたけれども。

実は、社会福祉協議会のボランティアセンター、
コーディネーターもいるのですけれども、ボラ
ンティア体制づくりを支援するところでもあるので
すけれども、今なかなか、現在の状況としては、
そういう組織として、そうはなっていないという
ものも感じるところでございまして、役場退職者
は専門的な知識も、それからいろいろな経験も豊
富でいらっしやいますし、指導者的な立場として
どうかというふうに申し上げているわけで。

今、超々高齢化で、今、平均寿命は世界第2位
で、女性が87歳、男性が81歳、8年後には団
塊の世代が、町長もよく御存じかと思えます
けれども、75歳になる時代ということでござい
ます。国でも100年計画構想を今考えているとい
うことでありまして、6次総合計画のアンケート
にあるように、高齢者ほど町に愛着心がありま
して、また、健康づくりもしっかりしながら、そ
して、元気高齢者は社会参加活動を望む声も
ふえているのです、多いのです。

ですけれども、地域応援、こういった役場退職
者みたいな方が、活動に町民を巻き込む、行政
としても、社会福祉協議会ばかりにお任せする
ものではない

いと、私は、行政も一肌脱ぐべきではないかということで質問申し上げているのですけれども、町長、この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員のシニア世代の活躍に対する御質問にお答えさせていただきますが、まず、お尋ねにありました上富良野のシニア世代の方々についての活躍のほどにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、少なくとも自衛隊の退職をなされた方、あるいは役場職員を退職した方、それらの方々は、見ていただいたら一目、御理解いただけるように、さまざまな方面で現在活躍をいただいております。当然町の事業に関連いたします分野でも大勢の方が活躍していただいておりますし、地域活動においては、本当に中心的な立場で御活躍をいただいております。

そういう観点から見て、北海道が今回設立いたしましたシニアバンクというようなものを、さらに上富良野で必要かといえ、それはもう既に機能しているというふうに私は理解しているところでございます。

それと、御質問にありましたボランティア活動に対します考え方でございますが、これも実は、ボランティア活動をしたいという希望を持っておられる方は、登録者については、団体も含めると1,000人を超えている実態だそうでございます。

ただ、議員から御心配の向きがありましたけれども、本当に自分が求めている分野で活躍ができていくかということについては、実は私もまだそこは不十分だというふうに理解しております。こういった課題を社会福祉協議会とずっと早くから実は共有しております。何とかボランティアセンターがさらに機能をアップできないかということで、現在も協議を続けております。なるべくこれが、せっかく活動を希望されておられる方がたくさんおられますので、しっかりとマッチングできるような、実の伴った体制に、組織に強化してまいりたいと。社会福祉協議会のみならず、私どもも積極的に応援して、そういう形をつくり上げていきたいと考えておりますので、ぜひ御支援賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 町長、前にもそのようなことをおっしゃったかなと思っているのですけれども、今、社会福祉協議会にボランティア登録しているのは1,186名でして、1,186名というのは、中央婦人部が76人、日赤奉仕団が何人、それからJA女性部、そういう人数の合計が1,186名でございまして、個人的には76名しか登録して

いないというような実態もございます。これは高齢者ばかりではございません。

そういうので、今、実際にアンケートなんかを見ましたら、高齢者ほど町に愛着心があって、そして健康づくりもしながら頑張っていて、これからまだまだ健康寿命も延びてきている中であって、やっぱりちょっと体を動かすこと、ボランティアしたいと思っている人はたくさんいるのです。どういうふうなことをしているのかわからない。

そういったところを、社会福祉協議会のボランティアセンターを充実するとおっしゃっても、充実するという言葉だけではちょっと、行政、町としても、地域での支え合いである互助の考え方、お互いに元気な高齢者、ちょっとボランティアに参加して、社会、地域に貢献したいと、そういうことで、元気な高齢者が社会参加、活動への誘導の政策という、そういう政策づくり、こういうのが必要だと思うのですけれども、社会福祉協議会のボランティアセンターを充実すると、このような御答弁ばかりいただくのですけれども、私は、町行政としても、これから超高齢化に向けて、そういう政策が必要なのではないかと思ひまして質問させていただいていますが、町長、その点について、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

ボランティア活動を充実させていくということは、これはもう申し上げるまでもなく、非常に大きな、重要なものであると理解しております。

ただ、議員がどういう形をイメージされているかはちょっとわかりませんが、私どももいたしましては、社会福祉協議会の、せっかくそういう機能を備えた仕組みができておりますので、そこに行政として積極的にかかわることが、行政として果たしていく役割としては、あるべき姿だと思っておりますので、ただ充実してください、充実してくださいということをただ申し上げるという意味で私は申し上げておりませんので、やはり主体的に町もかかわって、さらに、それがどういう形かは、例えば人材で協力することなのか、あるいは活動費で協力することなのか、そういったことは具体的にまだ提言もございませんが、私ども当事者意識は持っておりますので、そういうことで深くかかわって、このボランティアセンターというものの充実を図ってまいりたいというのが私の思いでございます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 今、町長の答弁で、充実するばかりでないとおっしゃいましたけれども、人

材で協力ということで、役場の退職者の方は経験も豊富だし、いろいろな知識もお持ちだからということで、シニアバンクみたいなものをとということをして申し上げているので、地域での支え合う互助精神、元気な高齢者が社会参加、活動へ誘導できるような、巻き込むことができるような政策づくり、これに人材をどうでしょうかと申し上げているので、そこら辺にもう少し行政としても力を入れていただきたいなど、このように考えているのですけれども、もう一度、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきますが、議員から御質問いただきました、北海道が設置しておりますシニアバンクというのは、直接、例えば土木技術だとか建築技術だとか、あるいは農林・林務、そういった分野で、専門的な知識を持っているOBの方が退職されて自宅にいたのでは、せっかくのそういう技能が発揮できないために、バンクをつくって、それぞれ市町村から、こういう専門家はいませんかという求めに対して応じているというのがシニアバンク制度でございます。それは上富良野町にとっては、もう既にそれぞれの分野で活躍されているので、非常に上富良野にはなかなかマッチしないということで申し上げております。

例えばボランティアセンターでのスタッフとして、職員のOBだとか、あるいはそういうことに積極的な方を活用していくのかどうかということは、これはまた別でございますので、それについては、そういう求め、あるいは意欲を持っておられる方は積極的に御活躍いただくような条件づくりは、これはしていくべきだと、そんなふうに理解をしておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） 北海道でつくられている赤れんがの、それと全く同じことをとということではなくて、そういうこともありますのでということで、そういったものを参考にしてつくられたかどうかと。そういう人方がそういうリーダーとなって、コーディネーター的な役割でやっていったらどうでしょうかということで、社会福祉協議会のボランティアセンターばかりではなくて、お任せでなくて、もっとかかわっていかなければいけないということを申し上げているので、もっとかかわっていただきたいということで。

今、介護保険も今度は、要支援1、2は外されていますけれども、介護1、2も今度は給付から外すというような話もあるわけですから、やっぱり元気な高齢者をたくさんつくっていくということは、社

会保障費にも軽減することになりますから、もう一度ちょっとお尋ねしたいと思います。それと仕組みづくりをお願いしたいと申し上げます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

仕組みを持って、そういった町が仕組みをつくって、そういうさまざまな分野へ人を派遣のようなイメージを持たれる組織というのは、上富良野の町の人口分布から申し上げて、町がそういう組織を設けるというような必要性は、今は求められている状況ではないというふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君） 13番村上和子君。

○13番（村上和子君） もう少し町長、社会福祉協議会の実態ということも、よく実態を踏まえて、活動をそこにお任せとまでは言いませんけれども、やっぱりもう少し行政でかかわって、指導なり、そういう強化を図っていきませんか、もう少し、私は余り社会福祉協議会の実態をよく御存じではないのではないかなど、そういうあれなのですよね。ボランティアづくりを支援する体制、そういったことではありますけれども、現況はそうはなっていないので、やっぱりコーディネーターもいらっしゃるのですけれども、なかなかプログラムもちょっとかみ合っていないものもありますし、そういったことで、もう少し行政としても力を入れてかかわっていただきたい。再度お願いします。

○議長（西村昭教君） 村上議員、もう少し具体的な質問をしてください。余りにも抽象的過ぎる。答弁もできないような質問です。

○13番（村上和子君） そういうことです。もう一度聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

町としては、やはりそういったボランティア活動等の主体をなすのは社会福祉協議会の活動を通じて行われることが、あるべき姿だというふうに思っております。そういう意味で、先ほども申し上げましたが、社会福祉協議会に町が積極的にかかわっていくことによって、思いを共有できますので、そういう中で、人材を多方面に活躍願うような、そういう環境づくりは大事だと思っておりますので、努力を続けてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、12番中瀬実君の発言を許します。

○12番（中瀬 実君） 私は、さきに通告してあります以下の点について町長の考えを伺います。

町道の維持管理についてということで、町道は、1級、2級路線合わせて58路線、総延長415キロと承知していますが、町道の維持管理についての3点について伺いをいたします。

1番目、デリネーターの取り扱いについて。

現在、町道に設置されているデリネーターは、本来の役目を果たしていないものが多く目立つが、撤去とか修理についての考えを伺います。

2番目、町道1級路線の草刈りについて、町で行うことができないのか。

3番目、町道の各所に見られる段差解消について。橋とか工事跡の段差が町内各地で見られるが、修繕の目安というものはあるのかということをお伺いします。

2番目、ごみ処理場等の水質検査について伺います。

1番目、現在、町で行っている水質検査は、東中地区とクリーンセンター内の2カ所と承知していますが、その目的について伺います。

2番目、今後、過去にごみ処理場であったところの水質を、毎年でなくても検査をする考えはあるのか。

3番目、水質検査の結果報告はどのような方法で周知されているのか。

3項目め、T P P対策について、町の基本的な考えを伺います。

米国抜き11カ国によるT P Pの大筋合意がなされました。このことにより、食糧基地北海道各町村、現場に不安が広がっています。我が町においても影響は多大であると思われま。

1番、これらの影響を最小限にするため、農家の不安を解消するために町としてできる対策を想定しているのか。

2番目、国際競争に対処し、機械の作業効率を高めるためにも農地の基盤整備がより強く求められると思います。今後どのような形で取り組むか、暗渠、区画整理、層圧調整について、町長の考えを伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の3項目についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの町道の維持管理に関する3点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のデリネーターの取り扱いについてでございますが、議員御質問のとおり、設置からかなりの年数を経過している路線も多く、除雪作業や事故等により、反射体の破損やポールが傾くなど、本来の機能を満たしていない箇所もあると認識をしております。

デリネーターは、夜間、霧や降雨、降雪などの視界不良時に、運転者に対しまして路側や道路線形の視認性を高め、交通の安全を確保する意味におきましても必要な施設と理解をしております。本年度においても一部更新をしたところでありますが、今後においても現状を把握し、重要度等も考慮して、損傷箇所の修繕及び更新を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の町道の草刈りについてでございますが、現在、町道の草刈りは、基本的に年1回、町において実施しておりますが、観光上必要な路線につきましては複数回行っている実態でございます。

また、郊外路線においても、町において刈り取りを行っておりますが、それぞれの地先の方々が草刈りをいただいている箇所も相当数あり、道路環境や美観上も大変ありがたいと感じているところであります。

一方、国道及び道道におきましても、町と同時期に行われるよう北海道開発局及び北海道に依頼をしているところでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

次に、3点目の町道の段差解消についてでございますが、段差の起きる原因といたしまして、過去に行われた工事における舗装切断復旧をした箇所に大型車両等の走行による舗装面の沈下、橋の前後における段差や舗装面の亀裂、陥没などが全町的に発生しており、その都度補修対応をしているところであります。

また、住民の皆様からの情報提供や道路パトロールにより、現地を確認し、緊急性の高い箇所から早急に補修を行い、さらに、注意喚起の必要な箇所には注意看板設置などを行っており、今後におきましても引き続き安全確保に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めのごみ処分場等の水質検査に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の水質検査の目的と、3点目の結果報告につきましては関連がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

町のごみ処分場における水質検査につきましては、対象となる施設はクリーンセンター最終処分場と旧東中ごみ埋立地の2カ所であり、この2カ所について実施しているところであります。

まず、クリーンセンター最終処分場の水質検査は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に基づき、設置者である町が実施することとなっておりますので、検査委託管理事業所による検査を実施し、放流水及び周辺地下水、周辺井水について、随時報告を

いただいております。

また、結果につきましては、日新地区の一般廃棄物処理施設設置地区連絡協議会研修会において報告しておりますが、周辺井水につきましては、個人情報にかかわるため、個人に情報提供をさせていただいております。

次に、旧東中ごみ埋立地の水質検査につきましては、平成11年3月末にごみ埋立地を閉鎖するに当たり、地域住民から、保有水等集排水設備が整備されていない処分場であること、閉鎖後に覆土として、地区河川改修に係る土砂等の搬入を継続するに当たり、引き続き水質検査の実施について要望がありましたことから、地域との協議により、基準省令に基づく水質検査項目を参考とし、地下水等の検査を実施し、検査結果につきましては、地域代表者に報告をさせていただいております。

なお、クリーンセンター最終処分場における周辺井水の検査項目以外の水質検査結果につきましては、町の情報提供コーナー及びホームページにおいても公開させていただいております。

次に、2点目の過去のごみ処分場の水質検査についてであります。それぞれごみ処分場の閉鎖に伴い、法令に基づき、既に対処し終えていることから、今後において新たな水質検査を行う必要性はないものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目のT P P対策に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

国では、これまでアメリカを含む12カ国でのT P P協定を想定しておりましたが、アメリカが離脱したことにより、11カ国での推進を図ることとなり、本年11月、大筋合意となったものであります。しかし、アメリカの離脱により、協定内容の見直しも必要となり、加えて、日欧E P A協議も進められ、このたび妥結いたしました。いまだ具体的な協定については不透明なものとなっており、日本農業、とりわけ北海道農業にとりまして、畜産を初め、その不安感は依然として払拭されるものではありません。

このような状況にありますので、1点目にあります町としての対策につきましては、議員の御質問にありますように、T P P協定そのものが本町の農畜産物へも大きな影響を与えることが懸念されますことから、町といたしましては、国や北海道の動向を注視するとともに、第7次農業振興計画の確実な実現を図るため、農業・農村振興実践プランを策定し、これに基づき、各事業を実施しているところであります。

その中におきまして、土地改良などの農業基盤整

備事業や生産者の競争力強化に向けた施策として、次世代を担うすぐれた担い手の育成、支援、高収益作物に対する補助事業など、農業の体質強化の取り組みを通じ、足腰の強い経営体の育成を積極的に進めてまいります。

また、地域農業に対する影響が見込まれる場合におきましては、情報収集に努めまして、関係機関と連携しながら適切に対応を図ってまいります。

次に、2点目の農地基盤整備の今後の取り組みについてであります。議員御質問のとおり、今後の農業形態は大規模化、効率化を高めるためにも農業機械の効率利用が重要になるものと考えております。

現在、道営事業として、東中地区においては、区画整理による圃場の大区画等を初め農道整備、用排水路の整備、また、島津地区においては用排水路整備を実施しているところであり、進捗状況は各地区により差はありますが、全体計画の約70%の整備が完了しており、まずはこの事業を早期に完了することを当面の課題として、北海道にも要望を進めているところであります。

なお、現在までの町内における国営、道営による農業基盤整備事業につきましては、計画・実施済みを含め、総面積の約42%に当たる2,200ヘクタールとなっており、耕地面積の50%も満たさず、今後も引き続き整備を進めてまいりたいと考えております。

一方、小規模な暗渠整備、石礫破砕などの土地改良事業につきましては、中山間地等直接支払事業を活用した中で、引き続き実施するとともに、現在、J Aふらので行っております基盤整備促進事業の暗渠整備につきましては、設計費の補助を行ってまいります。

今後も集落協議会、J Aふらのと協力し、農業者が効率よく農業生産ができるよう土地改良事業を推進してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 再質問させていただきます。

町内にデリネーター、いわゆる視線誘導標というもの町道に設置されていると思いますけれども、これらの本数的なものを、いわゆる町のほうで把握をきちっとされているかということ。それから、役目を果たしていないようなデリネーターはどれくらいあるかという調査はしたことありますか、まず、この点についてお伺いします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の

視線誘導標、デリネーターの本数、役目についての部分の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本数につきましては、全体の把握はしておりません。過日、主要幹線道路の1級町道の28路線ございますが、そのうちの10路線を調査しております。約44キロございましたが、その中で設置箇所をちょっと把握しましたところ1,200カ所ございました。それに対しまして、反射板の破損や極端な傾きで機能を発揮していないものが280カ所ございました。約23%ぐらい、そういう破損等があったところがございます。こういう部分については、今後、計画的な修繕を行っていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） まだ全体的な、デリネーターの役目を果たしていない部分、それから総体の本数そのものがきちっと把握されていないということは、ただいま答弁でわかりましたけれども、今後において、いわゆる役目を果たしていないデリネーターをきちっと把握する必要があると思うのです。それらの調査をする考えが、当面、来年度に向けて調査をする考えがあるかどうかを、まず伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員のデリネーターの管理状況に対します御質問にお答えさせていただきます。

全体の設置数についての確認についての認識でございますが、これについては、主要幹線を中心に、今回サンプル調査をさせていただきました。全体調査を早急に必要かどうかという認識につきましては、そういった緊急度を考えますと、毎年ある程度、一定数の取りかえ、あるいは補修等を行っておりますので、そういったことを通じて把握していくことで、今、対応については、そういうことで進めることでいいのではないかとというような認識でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） いわゆる更新をしていくということなのですが、伺っているところによりますと、本年度も何本かの更新をされたという話を聞いておりますけれども、ことし更新されたデリネーターというのは何本ぐらいあるのかということと。それから、1本のデリネーターの価格というのはどういうふうになっているかということをお伺いします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の

御質問にお答えさせていただきます。

本年度におきましては、更新を35本行っております。1本当たり1万5,261円かかっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ただいま単価を教えてくださいましたけれども、これは消費税込みなのですよね。そうすると、デリネーターの1本の価格は、この値段、お聞きしました。取りかえるに当たりましては、そのデリネーターを、だめなものを撤去して、そこに取りつける、その費用というのはこの金額には入っていませんよね、これを教えてくださいます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと説明不足で申しわけございません。1本当たり1万5,261円の中には、経費、諸経費、手間代も全部含まれております。ですから、既存のものを抜いて、そして設置する値段でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） デリネーターについては、道路をつくるときに、補助事業とかいろいろなことがあって、これらを設置しなければならないというような基準があって、これらをつけていると思いますけれども、このデリネーターの設置基準というのがあれば、何メートル間隔でつけなければならないとか、例えば、もし設置したものを、先ほど町長から答弁ありましたけれども、長年経過しますと、当然だめになってくるものが出てくるわけですが、それらを絶対維持していかなければならないものなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、基準でございますが、40メートル千鳥でございます。ですから、片側につきましては、80メートル間隔ということとなっております。それと、壊れたものについては、重要度のある部分から逐次修繕を行っていきいたいというふうに考えております。

交通量の多いところから常の復旧していきいたいと思っておりますけれども、交通量の少ないところについては、全部が全部直していかなければいけないという考えはございません。義務化されているかといいますと、義務化はされておられません。つけたほ

うがいいというような形になっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ということであれば、いわゆる目的を果たしていないデリネーターの中でも、本当にこれは全く目的を果たしていないというものと、それから左右に変形している、そういったいろいろなタイプのものであります。ですから、それらのものについては、傾いているものであれば、それらを直すということが第一前提になると思いますし、そして、本当に役に立たないデリネーターは撤去すべきではないかと私は思っているのですが、そこら辺のところも含めて、今後、早急対応するかどうかについてお伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、必要性があって設置するものでございますので、基本的には、損傷して倒れていたりする姿も実際に私も見ておりますけれども、しっかりと、例えば反射鏡がとれていても、しっかりと真つすぐ立て直すということは私はすべきだというふうに思っております。あるものを、美観上もよくありません、倒れているのは、それを撤去してということは、選択肢としては持つべきではないのではないかなというふうに考えております。

また一方、本来、反射鏡も含めて、視認性を高める役割を持つのが一番の目的でございますが、現実に道路を走行される皆様方が、夜間だとか暗いときにカーブの存在だとか、大きく線形が変わるようなところを、視認性を高める上において重要度の高いところは、本来の機能を満たしてまいりたいと考えているところでございまして、多分一般的な箇所につきましては、冬の除雪なんかのときには、反射鏡が抜けたところへポールを刺したりして、除雪事業者がしっかりと安全確保できるようなことを、みずからやっていただいておりますので、そういう対応を引き続きしていくことが町としてできることかなと、そんなふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 町長が答弁されているように、いわゆるデリネーターというのは、通行上重要な役割を果たしているという部分では、当然だと、私もそう思っていますから、これらについては、町の管理の責任上において、適切に管理をしていただくというのが基本だと思っています。いわゆる今後において、費用とかいろいろな面があるのでしょうから、一遍にそれらを解決するということは

難しいことだと思いますけれども、どれぐらいの年度をめどに、ある程度これらを改修していくというめどがあれば教えていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、これが少しずつでも補修、改修をして、本来の形に復旧していくということは、残念ながらエンドレスだと思っていますので、直す一方で破損していくところが出てきますので、これはエンドレスなものであろうと。そういう中で一定程度の予算、あるいは箇所数、重要度、そういったものを総合的に勘案いたしまして、必要な部分を可能な予算の範囲内で維持していくというのが基本であろうかと、そんなふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 必要な部分ということでありまして、きちっと予算づけをして、適切に管理をしていただきたいと思います。

2番目ですが、町道の草刈りについてでありますけれども、私はこの質問書を出させていただいたときには、1級路線について、草刈りをどうするかということでの質問であったと私は思っていますけれども、その辺のところの答弁がちょっと抜けているのかなという気もしますけれども、そこら辺ちょっと補足していただけないでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の道路の草刈りについての御質問にお答えさせていただきますが、1級路線、2級路線、それらも含めまして、町道全て、415キロ全て、100%ではないのは事実でございますが、1、2級道路含めて町が草刈りをさせていただいているということで、1級も当然含まれております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） この草刈りについては、町でやっていただいている部分というのは、当然私も理解はしております。

たまたま町道の草刈りを、中山間事業の関係で、地域で草刈り機を購入して、そしてトラクターにより草刈りを実施しているところがあります。そのことによって、時期については地域の判断で草刈りをしているわけですが、町道というのはある程度、一定のときに一斉に草刈りをしたほうが、通行する、車を運転する側にとっても、非常に交通安全上も好ましいことだと私は思っております。

そんな中で、今行われている中の一部の例としては、地域によっては草刈りが終わっている、地域によっては草刈りが終わっていない。そういうアンバ

ランス、バランスがとれていないような草刈り状況になっているということは、非常に景観上もよくないことだと思っております。ですから、一斉に草刈りをしていただいたほうがいいのかなどというふうに思っておりますので、そこら辺のところをもう1回確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の草刈り等への対応についての御質問にお答えさせていただきますが、議員がお話しいただきましたように、美観上も含めて、一斉に草刈りができることは、これは理想でございます。しかし、現実的に、やはり限られた草刈り機の台数の中で実施する上におきましては、やはりその中で、道路状況あるいは美観、あるいは観光上といったことを勘案いたしまして、やはり優先順位というものを設けて作業を行わざるを得ないというのが実態でございまして、いつか一遍に済むことは理想でございますが、現実といたしましては、優先順位等を考慮しながら草刈りをさせていただいているのが実態でございまして、今後もそういう形でいくのかなというふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 草刈りの関係は、地域によって地域で草刈りをしていただいている。それが、交通量の多いところ、いわゆる1級路線も特にそうなのですが、そういったところで、トラクターによる草刈りが交通障害になってみたり、あるいは最近では、外国人観光客がレンタカー等を利用して道路を通過するときに、低速走行の車だとわからない状態で来て、事故に遭う寸前の例を何件か私も聞いております。

そういったことから考えたときに、私が1級路線をなぜ町で草刈りをできないのかと言った背景には、そういった部分があるからこのことを聞いているわけです。ですから、できれば1級路線については町のほうでやっていただいて、そしてそれから、2級路線とかほかの、交通量のある程度少ないところについては、地域の方々に協力してもらって、草刈りをしてもらった方がいいのかなというふうに思っていますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいまの12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

農業の中で、中山間事業、また、多面的事業ということで、活動団体の中で圃場の防疫、それから用排水路の管理という面で草刈りを実施しているところでございます。草刈りにつきましては、活動団体

の中で計画をして、その中で草刈りを実施しているところでございますので、町で要望しているとか、そういうことではございませんので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 私が聞いているのはそのことではないのです。中山間事業とか、地域に任せて刈ってもらっているということは、それは当然、たまたま私は江幌ですけれども、江幌の地域にもそういった組織があります。それをやっています。それが交通上、いわゆる危険を伴う作業だということで、できれば余りやらないほうがいいのではないかと指摘を受けまして、ことしはやっていません。それで、町のほうにお願いをして草刈りをしてもらっています。

これは、地域がばらばらに草刈りをするのがいいのかどうか、先ほどのことにもう1回戻ることになりますけれども、片方は1週間前に草刈りしました、片方は2週間後に草刈りしました。例えばうちのほうは全然刈っていません。役場のほうにお願いしたら、もうそろそろ刈ってもらわなければ、これだけ草が伸びたら大変だよと言って初めて刈ってくれた。そういう実態の中を踏まえたときに、本当にそういう状況の中で草刈りをして本当にいいのかどうかということでの話をしているのであって、中山間事業だとか、そういったことでお任せしているからどうのこうのという話は聞こうとしているわけではありません。そこをもう一度確認させてください。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

町は、毎年6月の第2週から7月10日ぐらいまで、全町全域を草刈りするように指導しているところでございます。これはなぜかということ、観光シーズンの前ということで、時期は統一して、これも北海道、開発も同じような時期に草刈りをお願いしているところでございます。これは第1回目の部分です。

第2回目については、観光道路、それから広域農免とか観光道路、そういう部分について第2回目を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 後でまた触れることになるとは思いますが、道路パトロールという、道路を監視している車があります。道路パトロールが道路をいろいろと見て回って、草刈りのこともそうでしょうし、後から出てくる道路の段差の問題だと

か、そういったことも含めて、道路パトロールが見た段階で、この状況は、例えば草刈りの件について言えば、ここはきれいに草刈っているけれども、ここは刈っていないなど、ここはこれから刈るのかなど、見た目ですぐわかるような状況であれば、ここは刈っているから、もう町では刈らなければならないという、そういうふうな報告というのは、道路パトロールの中で、そういう報告は逐次受けて、段差の問題も後から出てきますけれども、そういうことをやっているのですよね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、草刈りについてのお尋ねについてにお答えさせていただきますが、私も大体イメージはできますが、それぞれ地先の皆さん方が自発的に草刈り等を行っていただいた時期と、先ほど佐藤担当課長がお答えさせていただきましたように、あらかじめ時期を定めて刈り取る予定の時期、その前に地元の方々が発的に刈っていただくことによって、残った部分が非常に、何でここがぼつんと残っているのだというような状況を想定されているのかと思いますが、それにつきましては、残っているのではなくて、あらかじめ予定した時期にそこは刈ることになっておりますので、そういった現象が起こることは避けざるを得ません。その区間が刈り取りがなされていなくて、残っているからと、そこだけ刈りに行くといくは、むしろ統一した草刈りのルールが乱れることになりますので、そういうふうに見受けられる部分が起きているということは想定できます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今の町長の答弁に私は非常に不信感を持っています。というのは、時期をある程度、確かに観光シーズンがどうのこうのという話もありましたけれども、時期をある程度、例えば地元の人たちが刈っている状況にきちっと合わせて、町も合わせて刈ってくれるのであれば、それはいいかもしれませんけれども、残っている部分はいずれ刈るのだから、決してそれを無視しているわけではないとか、そういった考えで、町の方針として考えるのは私はちょっとおかしいなと思っております。

地域の人たちは、自分たちが通る道路でもあるし、きちっと視界をよくするためにも草刈りをしてきているわけですから、道路パトロール等が道路を見たときに、この地域はもう草刈りが始まったということであれば、それらの日にちにある程度合わ

せて、2回なら、同じ2回でも、地域の人たちに、例えば何月ごろまでに刈って、町もそれに合わせますとか、そういった方向をとれないのかということでの私の気持ちを言っているもので、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

ぜひ御理解いただきたいと思いますのは、それぞれ地域の皆さん方に自発的に草刈りを町がお願いしているケースはございません。基本的には、町が計画的に刈り取りを行うということをもって現在も行っております。

そういう中で、地域の方々が発的に、例えば虫が湧かないように早く刈りたいと思う人もいるでしょうし、たまたま仕事はその時期に少し手がすいて、草刈りをしておこうかということでされる方もいるでしょうし、それぞれさまざまに取り組んでおられる実態かと思えます。

そういうことで、町といたしましては、何度も申し上げておりますが、計画した、予定した時期に刈り取りを進めるということも現在も行ってありますし、刈り取りに行ったときに、地域で皆さんが刈り取りを行って来ている時期もさまざまでございますので、そのときに既に刈られているところもありますし、既に刈って何日もたっているところもあります。そういう中で、町が基本的に刈ることを大前提としておりますので、地域の皆様方と刈り取り時期を協議しながら刈るというような方針は持っておりませんので、そこはぜひ御理解いただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 基本的に住民からの要望があって、草刈りはいつするのだと、いろいろな要望があって初めて、たまたま町のほうにお願いするという結果が今回の事例であります。ですから、道を通行する方にとっては、そういった事情というのはわかっていないわけです。だから、何でここは刈らないのだ、何で刈ってくれないのだというふうなことを思っているわけです。

だから、いろいろな町長の言われるような事情はわかりますけれども、これは、やはりある程度考えの中に入れて、草刈りを計画的にやっていただきたいなと思っています。その辺のところをよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、水質検査の関係についてお聞きをしたいと思えます。

ごみ処分場であったところの水質検査の関係についてでありますけれども、この水質検査というの

は、東中地域とクリーンセンター、これらについては、東中地域は毎年1回、クリーンセンターは毎月、検査項目は、東中は26項目のクリーンセンターは41項目ということで、金額については、東中は21万6,000円、クリーンセンターは134万円ということで、これは間違いないか、確認させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

旧東中ごみ埋立地につきましては、29年度、10月19日に検査を実施し、議員質問のとおり、有害項目21項目、一般5項目の合計26項目、地下水等における上流・下流、2カ所におきまして実施しておりまして、29年度につきましては21万6,000円となっております。

クリーンセンターにつきましては、放流水、周辺地下水、周辺井水と三つの分野に検査項目は分かれて実施しておりまして、放流水につきましては、最終処分場から放流される水質につきまして、有害項目、一般項目合わせまして44項目、あと、ダイオキシン1検体も実施させていただいております。

周辺地下水につきましては31項目を、上流、下流ということで実施しておりまして、ことしは5月9日、年1回の部分については実施し、毎月実施している内容については、別途毎月実施させていただいております。

予算に対しましては、これにつきましては、クリーンセンターの管理業務業者のほうに、年間委託費の中に算出させていただいております。29年度算定におきましては125万7,000円ということで算出させていただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） これらの水質検査については、放流水、地下水、それらの水の採取、検体をとる場所というのは毎回同じ場所なのかということ。

これらの検査をする業者というのは、先ほど説明もありましたけれども、業者は全く同じ業者が、毎回同じことを同じ業者がやっているということで理解しているのかということ。

金額については、ほかの業者と比較をしたことはあるのか、ないのかについて伺います。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の水の検査の採取場所につきましては、クリーンセンター、旧東中ごみ埋立地につきまして

も、同一の箇所を限定させていただいております。

次に、2点目の業者における、選定につきましては、まず、クリーンセンターにつきましては、管理業務を委託している会社から選定をし、そちらのほうで検査を受注しているというふうに報告をいただいております。

なお、旧東中ごみ埋立地につきましては、毎年度3カ所から見積書を徴収し、一番価格の安いところに検査委託をお願いさせていただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 金額について他者と比較したことがあるかということですが、安い業者ということの今、答弁だったのですが、これは、比較は当然されているのですよね、確認します。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えします。

まず、検査項目につきましては、実施する項目を決めてございますので、この項目の検査につきましてはの見積もりを徴収させていただいておりますので、全て同検査項目、東中でしたら26項目についての見積もりを徴収したところ、その検査の見積額の安価な金額のところに検査をお願いしているものでございます。決して検査項目が違うとか、水質検査のやり方が違うということの比較ではございません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 東中地域の集排水設備の整備されていない処分場であるから、いわゆる水質検査をしなければならないというふうなことですけれども、ここで言う集排水設備が整備というのは、どういう部分を指して、このことを言っているのかちょっと確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 12番中瀬議員の御質問にお答えします。

旧東中ごみ埋立地につきましては、遮水シートなどを施さない安定型最終処分場ということで町が整備しておりますので、そこから水質にまじる水につきましては、先ほど申し上げましたように、湧水と集排水設備が整備されていないという処分場の施設となっております。

なお、クリーンセンターにつきましては、管理型最終処分場ということで、遮水シートについては施した処分場であることから、検査項目が、そのような設備であるということで、町のほうでは整備していることを御報告させていただきます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） これらの検査結果というのが地域の協議会、日新の場合であれば協議会、それから東中であれば代表者に報告をしているということですが、検査の結果からいけば、特に問題はないというふうな水質検査の中身だと思っています。だとすれば、地域の人たちだけでなく、例えば広報とかに、こういうふうになっていますということを町民の皆さんに知らせても問題はないのかなという気がしていますけれども、そこら辺のところは、そういうふうにする考えはないのか、あるのかを確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、さきの答弁でもお答えさせていただいておりますように、ホームページで公開させていただいております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） よく聞く言葉で、ホームページに掲載してあるからそれを見れということでしょうけれども、ホームページとか町の開示コーナー等について、関心のある人は見に行くのでしょうか、それも確かに必要な部分だと思いますけれども、特に問題がなければ、そんなにページ数もとるわけでもありませんので、安心・安全、情報開示する、いろいろな今の状況の中では、やっても問題はないと思いますけれども、全くそういうことは考えないということですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

町民の皆さん方にどういった形でどういう情報を提供させていただくかということは、制限された中で、例えば広報紙にとりましても、限られたページ数の中で、何をもち優先的に町民の皆さん方にお知らせをしていくかということは常に検討しながらさせていただいているところでございます。

そういう中で、今、御質問にありますような水質検査等につきましては、関係受益地区の皆さん方がやはり最優先であろうということで、あるいは公益性も考えまして、ホームページに掲載させていただく、あるいは情報提供コーナーでお知らせさせていただくことで、その公共的役割は果たされているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） これからの質疑については、昼食休憩後に再開したいと思いますので、暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の中瀬実君の発言を許します。

再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ごみ処理場の関係について、2項目めの件でお伺いをします。

上富良野町には、過去にごみ処分場であったところが何カ所かあると思われましても、そういったところの水質検査というのはやることを考えていないという答弁をいただきましたけれども、一つお聞きしたいことがありますけれども、里仁地区にありました、産業廃棄物だと思いますけれども、そのところの、富良野の業者、リ・ステーションがそのごみ処理場を使っていたわけですが、そこが閉鎖をされております。

なぜ私がここでこのようなことを聞くかということは、私どもの西部水道の水源地が、そこから2キロ先にリ・ステーションのごみ捨て場があります。水の流れとか地下水の流れは私たちはわかりません。だけれども、そういう水質がもし万が一、私どもの西部地区の水道のところに影響を与えるようなことがあってはならないと思っておりますし、そういったところを想定しながら水質検査をする予定があるかないか、まずお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問いただきました、過去に処分場として設置されておりました箇所が存在することは私どもも理解をしておりますが、その閉鎖に当たりまして、それは北海道が所管いたします処分場でございまして、法令に基づいた処理がなされて、現在既に役割を終えているということでございまして、私どもその箇所に対しましてのその後の動きと、あるいは懸念要素については把握していないと申しましょうか、特に感じを持っているわけではございません。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） この場所についても、以前にあった処分場についても、今後については、水質検査をする考えはないということで理解していることですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきますが、町が水質検査の対象地域と

して想定はしておりません。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 先のことを心配したってどうしようもならないことだとは思いますが、水源地とかいろいろのことを考えたときに、やっぱりこれは大事な部門だと思っていますけれども、今後において何らかの形で、そういうことができるような対策を考えていただければと思っています。

次に、TPPの絡みですけれども、これは私ども農業者にとりましては、TPPがこれで締結をされて、日欧のEPA、これらも当然今後の課題になってくるとは思いますが、農業者にとっては非常に脅威というか、今までにない経験をするようなことになるとは思いますが、向山町長は、農業者出身の町長として、一番農業に関しては理解をしてくれている人だと私は思っていますし、そういった中で、当面、上富良野町の農業がこのTPPによって影響を受ける部分についての、最大限、これだけは上富良野で何とかしなければならない部分というのを、もしお持ちでしたらお聞かせいただきたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員のTPP等に関する御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町を預かる者といたしまして、やはり上富良野町の農業者がこういった国際競争の中にさらされつつも、やはり再生産がしっかりとできる所得を得ること、そして国民の皆さん方から、非常に重要な産業であると認知をしていただく、そういった国の世論喚起、そういったことを最優先にやはり求めていくべきだし、それを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 今、町長にお聞きしたのは、いわゆるほかの首長さんと違って、いろいろな農業経験をされている町長ですから、いろいろなどころから農業関係の情報は仕入れていると思いますし、今後の対策についても考えておられるのだと思っています。だけれども、具体的に上富良野町はこういうことで生きていかなければならないよという方針というか、そういったものをある程度持っているのだと私は思っています。だから、その部分について、こういうふうにしたらいいのではないかということがあればということでお伺いしているのです。その辺もう一度お願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中瀬議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、それが最優先かどうかということは、前提

ではございませんが、やはり先ほどのお答えでも申し上げましたように、まず、農業者が、一番のバロメーターは、やはり後継者が、担い手がしっかりとつながっていくというような、職業としての魅力度、そういったものが備わっていることが、全てをはかるバロメーターだというふうに考えておりますので、そのためには、冒頭のお答えでも申し上げましたように、生産基盤をしっかりと確立していくと。

そして、特に上富良野町の持つ特質、やはり上富良野の主産品であります水田、あるいは畑作産品、そういったものがしっかりと、特に畑作物につきましては、輪作体系がしっかりと行われるような、安定した生産ができるような圃場条件整備だとか、あるいはそういったことを盤石にしておく。そして、まずは、国際競争力の前に、国内の他の産地としっかりと伍していけるような、そういう体制を整えていくことに、当面、力を注いでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、11番米沢義英君の発言を許します。

○11番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点についてお伺いいたします。

一つ目には、十勝岳ジオパーク認定の取り組みについてであります。

町においては、十勝岳ジオパーク認定に向け、十勝岳や丘陵などの地質遺産や地域資源を活用するプログラム構想の認定を目指し、専門員の配置をしながら事業の推進を図ってまいりましたが、残念なことに認定に至りませんでした。

その主な理由として、事務局が2町に置かれていること。各専門部会などの協議会の活動も取り組みが始まったばかりで、持続的な運営体制になっていない等々の点が指摘されました。今後、町においては、審査内容の評価をどのように考え、今後、認定に向けてどのように取り組みをされ、その評価を反映されようとしているのか、お伺いいたします。

二つ目には、予約型乗り合いタクシーについてお伺いいたします。

6月議会では、祝祭日の運行、町内、郊外の利用料金や買い物、通院時における時間設定の見直しと、利用者アンケートの実施を求め、質問してきました。

町は、この7月からアンケートを行い、アンケートの結果の公表、運行の改善を、アンケート結果に基づいてどのように検討されるのか、お伺いいたします。

三つ目には、保育料の負担軽減についてお伺いいたします。

北海道においては、今年度より少子化対策の事業として、子育て世帯の経済負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、第2子以降の3歳未満児を対象とした保育料を無償化する補助制度を設けました。6月の議会では、北海道の保育料の無償化する事業を生かし、子育ての支援を充実すべきだと求めてきましたが、この間、どのように検討されているのか、お伺いいたします。

四つ目には、障がい者の就労支援事業についてお伺いいたします。

障がい者の人が一般企業への就職が難しい状況も見受けられます。しかし、近年では、障がい者の就労を支援する事業所、NPO、社会福祉法人等が出てきて、障がい者の就労を支援するという状況が生まれてきています。

その中でも、例えば内容を見ても、障がいの度合いに応じて、適正を見きわめ、介護施設での清掃や農作業等々をしながら収入を得て、生活環境を変えることで、障がい者の人たちが働いて、喜びにつながる、そういう支援をするという状況になってきています。

しかし、問題は、まだ社会通念においては、障がい者を雇用する理解が十分されていないという問題があります。障がい者を受け入れる事業所などが少ないということが大きな問題になっております。現在、事業所などに委託している、上富良野町においては、委託している清掃業務などの一部を障がい者の就労事業に委託するなどの検討とあわせて、今後、支援体制のあり方を含めた検討も当然必要と考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、社会教育総合センターのトイレの改修についてお伺いいたします。

社会教育総合センター、トレイの改修については、利用している人たちから、和式トイレを洋式トイレの便座にと望む声が以前からも出てきております。前にもこの件について質問しました。今後、検討してみるとの答弁でした。どのように現在検討されているのか、お伺いいたします。

次に、スクールバスの運行について、中学校に通学する保護者の方から、スクールバスの乗車距離についての相談がありました。その内容は、スクールバスに乗る乗車申請を出したところ、規定距離にわずか届かなかったために乗車ができないとの回答だったという話であります。その距離を計測したところ、わずかな距離であったという話であります。もう少し改善できないのでしょうかという相談でし

た。今後、柔軟な対応を図ることも必要だと考えます。乗車距離の見直しについてどのように今後対応されるのか、町長及び教育長にお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の6項目の御質問についてお答えさせていただきます。

まず、1項目めの十勝岳ジオパーク認定の取り組みに関する御質問についてであります。御質問にあります審査内容の評価や今後の取り組みへの反映につきましては、さきの村上議員への御質問にお答えさせていただいたとおりであります。今後におきましては、審査報告で示されました点につきまして、しっかりと検証・検討を行い、両町の連携をさらに強め、十勝岳ジオパーク推進協議会において、早期の認定に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの予約型乗り合いタクシーの利用者アンケートの結果と改善策についてであります。利用者アンケートにつきましては、7月6日から24日の期間で行い、利用登録者878人中、400人の方から回答をいただき、その結果につきましては、町ホームページにおいて掲載させていただいているところであります。

今回のアンケートの集計結果から、利用度、負担感、満足度、達成度、要望事項の5点について見ても、利用度につきましては、町の65歳以上の高齢者数に対しまして7.1%と、前回より0.5%増加しており、制度の定着が進んでいる状況と思われま

す。また、利用登録者数についても、スタート時の406人から878人と倍増しており、アンケートからも、今後利用したいという記述が多く見られました。

次に、利用料金の負担感につきましては、95.4%の方が「安いと思う」「ちょうどよい」と回答されており、前回結果と同様に、ほとんどの利用者が理解をいただいているものと思っております。

次に、満足度につきましては、79.5%の方が「生活が便利になった」と回答されており、運行当初から高い水準で推移をしております。

次に、達成度につきましては、本制度が路線バス廃止に伴う公共交通機関の代替措置として、高齢者の閉じこもり防止や活動範囲の拡大を目的としている面から、高齢者の生活支援事業としての達成度については、「外出の機会がふえた」と回答された方は33%と、前回から微減しているものの、50%の方が「以前と変わらない」と回答しており、高齢者の日常生活の移動手段として十分活用されている実態にあることが示され、事業目的についてもほぼ

達成しているものと認識しているところであります。

また、要望事項につきましては、約40%の方が、「このままでよい」と回答されておりますが、56%の方が日曜日運行についても希望されております。

一方、稼働率については、現在、90%を超え、試行開始時から比較いたしますと1.6倍を超える実績となっており、運行事業者におきましては、慢性的な運転手不足などの課題を抱えており、本事業との兼ね合いから、本業への影響についても懸念されているところであります。

特に、タクシー運転手の労働時間は、その職務の特質上、拘束時間が長くなることから、休日の確保について、適正な勤務体制の整備が事業所に求められており、このような現状で、さらに運行日数を拡大することは、現状においては非常に難しい状況にあると認識しているところであります。

いずれにいたしましても、本事業は、町内の公共交通機関としての性格を有し、町内運行事業者の協力を得ながら構築した制度でありますので、当該事業者の本業への影響を考慮しながら、利用者、事業者ともに安定した制度を維持できるよう、引き続き研究を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの保育料の負担軽減に関する御質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、北海道においては、平成29年度より少子化対策の独自事業として、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、保育所等を利用する第2子以降の3歳児未満の保育料を無償化する「多子世帯の保育料軽減支援事業」を創設したところであります。

町におきましても、本制度につきましては、少子化対策、子育て世帯への経済的負担軽減に寄与する施策と理解をしておりますことから、この間、各事業者と、対象となる3歳未満児の入所に対しての保育士の配置基準や施設の設備基準など、認定子ども園や認可保育所の受け入れ態勢について検討を進めてきたところであります。

その後、教育・保育施設連絡会議におきまして、各事業者と意見交換を行った結果、3歳未満児の入所に対して、新年度の入園申し込みを踏まえた中で、一定程度受け入れが可能と判断し、平成30年度より、北海道の多子世帯の保育料軽減支援事業に準じまして、保育料の負担軽減策を実施する方向で検討しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの障がい者の就労支援事業に関する御質問にお答えいたします。

障がい者の就労支援につきましては、本町においても、障害者総合支援法に基づき、障がい者計画の中で、障がい者の就労・雇用の促進に関する取り組み方を定め、推進しているところであります。

現在、町内では3事業所におきまして、就労継続支援事業の一環として、利用者の一般就労への移行や就労能力の向上を図ることを目的に、施設外就労を行っており、施設外就労先としましては、各事業所の御努力や受け入れ先の就労支援への御理解により、農作業及び福祉施設や温泉施設での清掃業務、高齢者宅の除雪サービスなどを行っております。

今後におきましても、各事業所と連携した中で、就労支援に御協力をいただける企業等がふえていくよう、広報等で周知しながら、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、御質問にあります町の施設での清掃等の業務については、現在、委託契約の多くのが長期継続契約を結んでおりますことから、町が直接仕事を提供できる状態ではありませんが、委託先において、施設外就労の内容、目的などを御理解いただく中で、就労に結びつくよう協力をお願いしてまいりたいと考えております。

あわせて、町で行っております障がい者就労施設からの物品等の優先調達につきましても、毎年各事業所から供給できる物品、役務の届け出をいただいております。障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、役場関係の各部署に示して、優先的、積極的な調達を行うとともに、民間企業や町民などへも御協力いただけるよう周知してまいります。

いずれにいたしましても、障がい者の働く力を発揮する場所の確保は大変重要なことと理解しており、それぞれの持つ力や特徴に合わせた就労を支援できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の5項目めの社会教育総合センタートイレの改修に関する御質問にお答えいたします。

社会教育総合センターのトイレの現状につきましては、昭和62年の開設時からラウンジ側トレイ及びアリーナ側トイレの男女それぞれ1カ所と、多目的トイレが洋式トイレに整備されているところであります。

また、2階のトイレについては未整備でありましたことから、平成27年度に男女各1カ所、洋式化の改修を実施したところであります。

各種大会、団体利用など利用者が多いときには、洋式トイレが混雑することから、トイレの洋式化の必要性は強く認識しております。できるだけ早期に対応するよう考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目目のスクールバスの運行に関する御質問にお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、学校の統廃合に伴うもの、また、児童生徒の遠距離通学の解消を図るため、一定の基準を設け運行しているところでもあります。

これまで児童生徒数の減少、道路の整備状況、路線バスの廃止など、その状況に応じて制度の見直しを図りながら対応をしてきたところでもあります。現在のところ、現行の基準で運行することが適当と考えているところでもあります。

なお、足のけが、身体障がいなど特別な状況にある場合は、特例乗車など柔軟に対応しているところでもありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 先ほどから同僚の議員の方がジオパーク認定についての取り組みを質問されております。それに対して、認定評価に当たっての町の見解等についても述べられているという状況だったかというふうに思います。

この評価表を見ますと、すぐれている点も多々あります。解決すべき課題として、管理運営体制の問題だということが指摘されております。現在、2町で一つの運営大差があるという状況の中で、町長も答弁されているように、持続的かつ継続的な運営がなされていないというような評価であります。また同時に、現在のジオパークの専任職員が任期採用という状況の中で、こういう状況の中で継続的な調査や教育活動が行われるのかどうなのかという疑問も呈しているというのが、ここに記されているという状況があります。

そういうことを考えれば、当然持続的に今後事務局体制を維持し、そして専従の職員をやはりきっちり配置し、関連づけたジオパークの一体的な活動体系が浮き彫りにされないと、やはりなかなか難しいのかなというふうに、この文章を見て感じているところです。

そういう意味では、今後、町としては、職員の配置、今後どのようにされるのか、どのように位置づけられようとしているのか、この点もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員のジオパー

クに関します御質問にお答えさせていただきます。

まず、運営体制につきましては、JGN、日本ジオパークネットワークのほうから、いろいろ現地調査、あるいは全国大会等でディスカッションさせていただきますと、現在、美瑛町、上富良野町それぞれがプロパー職員をもって、それぞれに事務局を置いて、本部を美瑛町に置いているという状況でございます。

JGNのほうがイメージいたしますのは、推進協議会のプロパー職員、雇っている職員を置いていないのかというところがみそになっているというふうに思います。委員会としては、協議会の職員体制がとれないのかというようなイメージを持っておられますので、これらについては、両町と今、推進協議会の中で、可能性をどういうふうに求めていくかということは検討してまいります。

それから、専門員につきましては、現在、地域おこし協力隊が担っていただいておりますが、これについては、プロパー職員として位置づけていくということは私は選択肢に入っておりますので、そういったことを積み上げていく中で、認定に近づいていけるのかなと、そんなふうに理解しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） やはりそういった点が指摘されていまして、当然、そうしますと、継続的に職員の配置も含めて考えられるわけで、これをきちっと対応しない限りはだめではないかなというふうに思います。いろいろな要素がありますけれども、勘どころかなというふうに思っております。

もう一つお聞きしたいのは、十勝岳と丘陵地帯をつなぐストーリーの構築とジオツーリズムの実践という点で課題がありますということなのです。言うなれば、それぞれの町が単独で今は行っていて、そのよさを売り込んでいるけれども、これが一体的になっていないと、それぞればらばらなのですと。

やはり十勝岳の魅力というのは、古くから火山活動をして、噴火して泥流が流れたり、そこでいろいろな農作業が、肥沃な大地が生まれて、それが人々の生活の営みがそこで出てきて、一つの町となってきて、そういった自然景観、美しさ、噴火によりもたらした恵み等々、こういったものが一体的に写らないという形で、ここで表現されております。

そういう意味では、町長はこの間、職員の方の話を聞きましたら、相当努力もされて、研究もされていきました。そういった意味で、人間のすることですから、わからないところであったりだとか、そういうのも十分考えられるわけです。

なお、今回、初めての取り組みということもあり

ますから、そういった部分の構築的な取り組み、継続的な取り組み、さらに積み上げるという点で、こういった部分も非常に一つ重要な要素になっているのかなというふうに思いますので、この点はどうでしょうか、今後の取り組みにおいて。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

ここは、現在、ジオパーク委員会の先生方ともお話しさせていただいておりますが、お互いにわかるのですよね、一体的な一つの塊としてのプロジェクトがなされるべきでないかというのは、私も理想型としては十分理解をしております。

現実には、美瑛町は美瑛町のカラーを出した、ジオパークを通じて、カラーを出した事業展開を目指しております。また、上富良野は上富良野で、ジオパークを活用した上富良野らしさの事業展開を、それぞれ目指しているところでございます。しかし、委員会は、そういうことは参酌しませんから、言ってみれば、一つの自治体のようなイメージを持っておられるのです。私も直接委員の先生方と、それぞれ自治体というのは、自治体のカラーをしっかりと出して、魅力を高めていくという、そういう宿命を持っているものなのですよと言うと、そうなのだよなど、我々もそこが自己矛盾を持っているのだよなど。内部でもそこを乗り越えられていないらしいのです、委員会の中でも。それは、これからいろいろお互いに協議を重ねていく中で、どの程度まで共有部分があればいいのかなということ、これからだんだん見えてくると思いますので、その中で整理させていただきたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そのほかにもいろいろ指摘事項がありますが、大まかに勘どころとして、そういうものも含めた総体的なジオパーク認定に向けての取り組みを、案内看板だとか、いわゆる学術的な誤り等が、まだまだ未整備なところがあるということが指摘されておりますから、そういうものを基本として、美瑛町と上富良野町との、さらに力を合わせながら、地域の特色も出しながら、ぜひ前へ向かって前進してほしいというふうに考えております。

次に、予約型乗り合いタクシーの問題についてお伺いいたします。

おおむね評価としては、満足度が高いというような評価になっているかというふうに思います。しかし一方で、依然として、利用者の方からも利用時間等の問題等について、もうちょっと便利にならないのかというような回答が返ってきております。

このアンケートの回答を見ますと、自宅発便に関することでいえば、10時の便があったほうがいいのか、11時の便があったほうがいいのか。目的、発については10時、13時から14時の間、15時があったほうがいいのかという、どれも切実な回答がアンケートの中から読み取られています。確かに満足度は高いけれども、一方で、変更してほしい内容等について、どれも切実な問題だというふうに思っています。

前回のときも質問の中で、病院の診療時間が延びたときに、ちょうどいい12時帯だとか、バスがないとかという形になります。これを見ますと、13時まで待たなければならないとか、そういう形になります。地方では、他方のデマンド方式のタクシーの利用を見ましたら、10時あるいは12時に便数が、利用しやすいような形で時間帯を設定したりしておりますし、そういう意味で、もっといろいろな形の対応が必要ではないかというふうに思います。

この点、ただ問題は、ここにも書かれております事業者間との、いわゆる配車の問題、人の配置という問題がありますけれども、しかし、そうであれば、一方で町がそれにかわる車を配置するなどの対策も必要ではないかというふうに思いますし、この点、まずお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の予約型乗り合いタクシーの御質問に対してお答えをさせていただきますが、さまざまな要望がアンケートの中からも読み取れているところでございます。我々といたしましては、極力皆さん方の思いにかなう運行を目指しているわけでございますが、いかんせん、事業者との調整もございまして、どうしても乗り越えられないところもございまして。今お尋ねにありました車両を確保するというようなことも、実は協議の中で御提案させていただいたことがあります。車があっても人はいないのだということに行き着きます。そういったところで、非常に困難な課題が今横たわっているという実態も御理解いただければと。そういう中で、どういう工夫ができるかということは、日々、事業者と検討をさせていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ協議を前に進めさせていただきたいというふうに思っています。乗用車の確保にしても、やっぱりこれだけ要望があるわけですから、町としても配車そのものを確保するなどしなければならぬ。業者待ちという点だけでは前には

進まない部分があるというふうに思いますので、この点は、町でも人も車も確保した、そういった部分というのは、現実的に実現可能ではないかというふうに思いますが、この点についてお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、一部分を切り取って町が主体的に事業を行うということは、事業そのもののバランスが非常に保てなくなります。そういうことを考えますと、やはり総体的に公共交通事業の一端を担っていただいている事業者により大きく、そこは主導的な立場を担っていただくということは、安定的な運行ができる私は大きな要素だというふうに思っております。事業者の皆さん方も非常に努力をいただいております。例えば人材確保なんかの情報提供だとか、そういうPRだとか、そういう面では、お手伝いできるようなところがあれば、積極的にお手伝いすることも方法かなと、そんなことは考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いつまでかということになると、恐らく答えが出ない話なのかというふうに思います。

アンケートの中では、日曜日を運行してほしいというのが134回答が寄せられているのです。このままでよいは93ありますけれども、回答率では、56%という形になっております。

これからも、このアンケートを見ますと、乗り合いタクシーを、運転免許を持っていても利用している人もいますし、これからもまた、現在利用していないけれども、利用したいというふうに思っている方が、このアンケートの中ではあります。多少大きな段ボールも持ち込めるようにしてほしいとか、こういう答えがあるわけで、やはりこういう回答に対して、町も積極的に対応すべきではないかというふうに思います。確かに相手方の、会社の車の配置、人の雇用の問題等がありますけれども、やはりこういった切実な、今求められている要求が目の前にあるわけですから、今後、この点をいつまでに、どの時点で最終的に結論を出そうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員のアンケートを通じたさまざまな要望事項についての実現の見通しにつきましては、いつの時期までに、こういった要望を満たしてまいりたいということ、今この時点でお答えすることは大変困難なことかというふうに。いずれにいたしましても、そういった要望全てを満たすということは到底不可能でございますので、

どういった要望を優先させて、改善の方向へ向けていくかということは、日々の取り組みの中で努力していくことしか、お答えすることはできない状況でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、少なくとも、こういう改善してほしいという要望には、現時点も近い将来も、なかなか先が見えない話なのかなというふうに思いますけれども、こういう回答を寄せた方に、町長はどのような返事を出されますか。もう少し待ってほしいと。将来の見通しが立つまで待ってくださいというような状況になるのかなというふうに思いますが。要するに私は、こういった要求がある以上、行政としても、やはり公共交通機関としての役割をきっちり前へ進める意味でも、こういう要望に対して、何らかの形で早急な対応が必要だというふうに思いますが、もう一度この点についての町長の回答を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の乗り合いタクシーについての御質問にお答えさせていただきますが、町がアンケートに答えていただきましたのは、現在のサービス以外に希望するサービスについて、望みたいものについてのお答えをいただいたというふうに、そういう内容でございます。希望することに対して全てを応えていくということは、非常にこれはハードルの高いことではございまして、その中から、特に公益性が高い、あるいはこの事業の目的を高める上において必要なことを取捨選択し、また、現在行っている中で、また少し見直しがあってもいいというようなことがあれば、それも見直しを含めて、常に改善をしていく方向で検討していくべきものだというふうに考えておりますので、そこは取捨選択をしながら改善を図ってまいりたいと考えておりますので、不断に見直しを続けてまいります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） こういう切実な要求があるわけですから、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思っております。

次に、保育料の負担軽減については、平成30年から実施するというので、非常にこれは喜ばれる制度であります。今、国においては、非課税世帯あるいは生保世帯に対しては免除制度をとっておりますが、それに加えて、なおかつ多子世帯に対する保育制度の負担軽減ということであるから、喜ばしいことで、実現されるということでもありますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、障がい者の就労支援事業についてお伺い

たします。

この問題についてですが、何カ所かの事業所の中からお話を聞きましたが、それぞれ事業所で努力をしながら、仕事の就労先を見つけないが、大変苦勞もされています。ただ、言われていたのは、なかなか相手の事業所もそれぞれ都合があって、また、理解不足というのものもあるのかもしれないけれども、なかなか就労に結びつけるということになると大変だということを言われています。

就労AとBというふうにありますけれども、就労Aは、将来、みずから自立して、地域の中で仕事をしながら、やはり将来の生計を立てられるような方向での仕事という形になっております。そうしますと、なかなか今現在においては、社会的にもようやくこういった部分に対する光が当たるようになってきて、働く場所、あるいは障がいに対する意識、見方というのが変わってきている部分が見受けられます。しかし、総体的にはどうなのかということになると、やはり、なかなか狭い範囲の中で仕事を選択しなければならぬという状況になっていきます。

そういう意味では、上富良野町が実施している、いわゆる清掃業務、こういったところに、将来何らかの形で仕事を確保できるように働きかけてもらうということが前提になりますし、また、事業所そのものも当然努力しなければなりませんけれども、こういった部分で、町の委託先に対する、確認したいのですが、働きかけをしていただいて、清掃業務等にかかわるような仕事の確保ができるような、そういった支援も町でできるのかなというふうに思いますが、この点、確認しておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の障がいの者の就労支援についての御質問にお答えさせていただきます。

障がいの者の就労支援につきましては、私はこれは非常に、障がいを持っておられる方、御本人はともかく、御家族の方も含めて非常に期待をしている部分かなというふうに思っております。

特に、就労A型につきましては、やはり自立していく道筋をつけるわけですから、さまざまな町内の事業者の皆さん方に対してもぜひ、隠れた才能を持っておられる方も多分おられるのではないかと思います。そういう方を発掘できるような環境も整えていきたいと思えますし、とにかくそういう実態を事業者の方にお知らせすることは、まだまだ十分ではないと思っておりますので、それとあわせて、御質問にありました町内の長期契約をしております清掃業務等の業者につきましても、新たな契約更新の

時期等の機会を捉えまして、そういった方を積極的に雇用していただくような、そういうお願いもしてまいりますので。

また、そういうときには、町にはこういう実態がありますということもあわせてお知らせしながら、少しでも就労支援が拡大されるような環境づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 家族の方の声をちょっと紹介したいのですが、当然子どもは、親御さんにしてみれば、将来、自分が先に逝くことになる。そのためにも、この子どもたちが一定程度自立でき、また、環境そのものも変わらなければならないのだけれども、やはり何らかの就労支援ができれば、収入を得て生活できる、それが毎日、やはり大切なことだし、そうしなければならないし、私ができることといえば、わずかなことで、本当に子どもに話して、諭すことができるぐらいだというような話で、本当に苦悩しているような話を聞かされました。

そういう中で、先進的な地域を見ますと、やはりコーディネートがしっかりできていて、つながりができる、いわゆる働く場所を確保する。どういう仕事かAという方に合っているのだらうということも、やっぱり事業所と、どこになるかはわかりませんが、自治体なのか、それに関するところが担うのかはわかりませんが、そういったつながりができて、しっかり就労支援に結びついているところが比較的最近出てきました。

そういう意味で、上富良野町を見たときに、そういう支援は確かにありますけれども、まだまだ町が、周りの支援体制がなかなかできていないということもあるのかなというふうに思いますが、町がある程度中心になって、仕事を確保、ただハローワークを紹介するだけではなくて、そういったところに、そういうものも含めて結びつけるような、そういう支援体制がやっぱり少し薄いのではないかなというふうに思っていますので、この点、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

御家族の心情等もお話を伺いました。全くそのとおりだというふうに私も理解できております。これから、そういったきめ細やかなマッチング、あるいは情報提供というものの必要性も感じておりますので、特に、そういった方がワンストップで、そういう思いを受けとめてあげられるような環境をつくりたいというふうに、それは全くおっしゃるとおりで

ございますので、今後、そういう先進事例等も参酌しながら、さらに、本当に安心して上富良野で住んでいただけるような状況づくりを心がけてまいりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひそういった点での取り組みを大いに進めたいというふうに思っているところです。職員の方もそれぞれ忙しさ、受け持つ部門もありますから、なかなか大変だというふうに思いますが、後押しできればというふうに思っております。

次に、社会教育総合センターのトイレの改修についてでございますが、この点については、早期に検討するというところでありますが、めどとしてどのぐらい、財源の確保等があるかというふうに思いますが、この点は、大まかで、わかるのであれば、わかる範囲でよろしいですとお答えいただきたいというふうに思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

早急に対応するというので、次年度の予算に要求したいということで、作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。再質問はありませんね。

以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、9番荒生博一君の発言を許します。

○9番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目6点について町長にお伺いいたします。

まず、1項目めの十勝岳ジオパーク構想について。

今年度、認定を目指していた日本ジオパーク新規認定の審査結果において、残念ながら十勝岳ジオパークの認定は見送られました。その後、11月7日付で正式な審査結果報告がなされております。その結果を踏まえ、今後どのような考えで、十勝岳ジオパーク認定に向けた具体的な取り組みを進めるのか、3点について町長にお伺いいたします。

まず1点目、認定見送りになった結果について、町長はどのように受けとめているのか、お伺いします。

2点目、今回の審査結果報告の中で、解決すべき課題として挙げられた①ジオパーク推進協議会の体制の改善。②専門員も含め、事務局体制の強化。③拠点施設及び案内板、解説板についての改善等、こ

れら諸問題をどのように解決していくのか、お伺いいたします。

3点目、ジオパーク活動をまちづくりの核として決め、認定に向けた活動をこの2年間で行い、多くの投資がなされてきております。今回の審査結果後、町から町民に対しての報告は、広報10月号で、それから、ホームページ上では、11月28日付にて、企画商工観光課ジオパーク推進室のページで、認定結果報告を行っているだけで、理事者から、これからの思いなどは一切発信されておられません。多額の予算を必要とするからには、より多くの町民の方々の理解や協力を得なければならないと思うが、今後の取り組みに対する町長の考えをお伺いいたします。

次に、2項目め、人口減対策の具体的な取り組みと、その成果についてお伺いします。

平成31年度までの5カ年計画で策定された上富良野まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少問題の研究を行っている国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口は、2040年には、現在の1万1,000人から8,000人になると推計が示されました。そのことを受け、町では1万程度の確保を目標に、持続可能なまちづくりに向け、若者の人口流出を抑制するとともに、高齢者の安心な暮らしを支えながら、定住・交流人口の増加を図っていくことを目標に掲げております。

そこで、これまでの取り組みの成果について3点、町長にお伺いいたします。

まず1点目、上富良野町のよさを宣伝し、定住・移住を促進するための取り組み策として、現在の町のホームページをもっと見やすくなるよう工夫をする必要があると考えるが、町長の考えを伺います。

2点目、交流人口の増に向けた観光振興策の取り組みについては、観光振興計画における観光客入り込み数の目標数値に対し、交流人口である宿泊、日帰り客の実際の数値は目標を大幅に下回っております。観光振興計画最終年度の平成30年度の90万人という目標数値達成に向け、どのような具体的取り組みを行うのか、お伺いいたします。

3点目、若者の人口流出や抑制や定住・移住の促進のためには、雇用の場、働く場所の確保は何よりも優先されなければならないと考えます。今後どのように取り組みを進め、効果があったのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の2項目についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの十勝岳ジオパークに関する3点

の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の今回の認定見送りの結果に対しての私の受けとめについてであります。さきの村上議員にもお答えさせていただきましたように、大変残念に感じているところであります。

また、2点目の個別の課題解決につきましては、これも村上議員への答弁と重複いたしますが、今後、十勝岳ジオパーク推進協議会におきまして、その一つ一つを十分に検証・検討を行い、課題への対応を図ってまいりたいと思っております。

次に、3点目のジオパークの認定見送り後の経過や今後への情報提供、情報発信についてであります。このたびの結果につきましては、町広報誌に掲載し、審査結果の内容につきましてはホームページで公表したところであります。

まず、今後に対する基本認識につきましては、審査結果を受けた後、美瑛町長と私とで、引き続き認定を目指し、活動を継続していくことで、既に確認をさせていただいており、この後、近々予定しております十勝岳ジオパーク推進協議会臨時総会におきまして、今後の活動についての具体的な協議が行われますので、その結果を踏まえ、今後の進め方等の内容や町としての取り組み等について、速やかに町民の方々へ説明をさせていただきたいと考えておりますので、改めて本活動への御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、2項目目の人口減対策の取り組みに関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の定住・移住を推進するための町のホームページに関する御質問についてであります。定住・移住を希望または検討されている方々にとりましては、各自治体が発信するこれらの地域情報に対し、大きな関心を持たれているものと思えます。特に、情報の入手方法としましては、インターネットやSNS等さまざまな情報ツールが果たす役割や効果は大変大きいものと認識しており、とりわけ、町のホームページの充実については、必要性を強く感じておりますことから、定住・移住の取り組みが成果につながるためにも、多くの方々に関心を持って見ていただけるようなホームページとなるよう、さらに工夫をしております。

次に、2点目の交流人口増に向けた観光振興策の取り組みについてであります。平成30年度までを計画期間とする観光振興計画に基づき、観光客入り込み数について、目標達成に向けた取り組みを展開しているところであります。議員御発言のとおり、その実態は厳しい状況にあると認識しております。

この間、大型観光施設の撤退等もあり、観光入り込み数が伸びない要因について、これらの影響も含め、一定の分析をしているところであります。富良野圏域全体を見ましても入り込み数がやや頭打ちの状態にあり、本町はもとより、圏域全体としても新たな魅力づくりが求められていると判断しているところであります。

私といたしましては、このような状況や巷間聞かれるような、地域内で上富良野が埋没しているのではとの閉塞感を解消し、新鮮な町の魅力づくりや誘客につながるような具体的な取り組みが重要と捉え、このたび国の地域再生事業を活用する中で、活性化を図っていききたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、観光振興は、官民挙げての一体的な取り組みがなければ成果に結びつかないと理解をしており、今後は、町民の皆様を含めた意識の醸成や業種・業態を越えた取り組みが観光振興に欠かせないと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の雇用の場、働く場所の確保についてであります。地元へ働く場所がないということは、人口の流出を招くことはもちろん、町自体に対する関心や魅力について低下を招くとともに、恵まれた自然環境や食資源がありながら、定住・移住に結びつきにくく、雇用の場や働く場所の確保は大変重要な要素であると認識しております。

本町における雇用機会の状況につきましては、業種・職種は広くなく、決して潤沢に選択肢があるとは言えませんが、町内の幾つかの事業所においては、恒常的に人員を募集している状態にあり、働く場所と働く人とのマッチングが図れていないというのが実態ではないかと感じております。

町といたしましても、企業訪問等により、町内事業所の規模拡張や設備投資の促進を初め、新規開業や新規就農など、それぞれに支援策を講じる中から、雇用機会の確保に努めてきたところであり、一定の成果が生まれてきていると認識しているところであります。

また、働き手に対する求人情報の発信につきましても、町独自の取り組みとして、町民の方が多く訪れる公共窓口や金融機関、コンビニエンスストア等の御協力を得て、町内事業所の求人情報を提供させていただいており、移住希望者に対しましても必要な情報提供をさせていただいているところであります。

今後におきましても、町内における経済活動が活性化するよう、雇用の場や働く場所がふえていくよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと

存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 本日の定例会冒頭で、町長は行政報告の中で、このジオパーク事業に関するこれからの取り組みについて述べられました。また、村上副議長の一般質問の答弁においては、これまでかかわっていただいた多くの地域の方々に心より感謝申し上げますというお言葉を述べられました。

まさに僕が聞きたかったのは、きょうのお言葉だったのです。これまで、9月27日の認定の可否の決定がなされた以後、発信のチャンスは多分あったと思うのですが、町長みずからのお言葉で、このような、町民が感心を寄せ、興味を持っている案件だからこそ、本日、定例会において3人の議員が、今後の取り組みについての一般質問と相なりました。

残念ながら本日まで、町長からのお言葉が発信されなかった経緯と申しますか、理由がありましたらお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のジオパークに関します御質問にお答えさせていただきます。

ジオパークについての私なりの思いを町民の皆様方、あるいは関係者の皆様方にお伝えする機会云々もございますが、まず、協議会の会長であります、やはり美瑛町長がまず地域の皆さん方に発信することが、まず、私は第一義だ。その中で、上富良野町長として、上富良野町民の皆さん方や地域の皆さん方に私の思いをお伝えするべきだということが基本認識にございました。今回の認定見送りについての総括がまだなされていないと、形式上なされていないという中でございますので、精いっぱい、私は町民の皆様方に対しては、私の思いを機会を通じて述べさせていただいておりますし、また、支援していただきました専門部会の皆さん方とは接する機会がございますので、そういう中で私の思いは、あれ以降何度もお伝えさせていただいている状況にございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） これから、今月先に推進協議会の臨時会が開催されます。その中で町長は、上富良野のトップリーダーとして、ある一定程度の考えを持って協議会臨時会に臨まれることと、先ほどの同僚議員からの御答弁でも、いろいろ細かい事項に関しては、一つ一つ検証、それから結果をどういった形で受けとめ、今後、協議会において一つ一つつくり上げていくという御答弁でしたので、細かなことは伺いません。協議会に対する上富良野の

トップリーダーとしての臨み方に関して、私、今の町長の御答弁を聞くと、どうも浜田町長に重きを置いて、町長自身も、両町で行う事業なわけですから、それぞれがイニシアチブをとり、一体化することとは十分あり得ることだと思うので、もう一度、これからの臨時会に臨む上富良野のトップリーダーとしての意気込みをお聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点お答えさせていただきます。

まず1点目は、9月27日に結果について内示をいただきました。翌日、私が美瑛町へ出向いて、美瑛町長と、めげないで、引き続き認定を目指して頑張っていこうという確認に行きました。これをもって、まずひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、その後、10月に秋田県でありました全国大会にも、認定見送りを受けながら、私はこの協議会の思いを全国の皆さん方に、あるいはJGNの皆さん方に感じていただくために出席してまいりました。認定見送りになって行っているわけですから、それをもって御理解いただければと思います。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 強い決意を聞かせていただきましたので。このジオパーク事業は発足当初から、ボトムアップ型ということで、町民の方々の理解や協力なしには行えない事業だと強く認識しております。

今の強い意思を確認できましたので、先ほど43の認定地域の中には、それぞれ近隣の自治体と協力をして行っているジオパークの事例が幾つもあるということで、先ほど町長は、決してハードルは高くないという強いお言葉もいただきました。再来年の認定に向け、ぜひリスタートを強く切っていただくという思いは感じ取れましたので、この事業に関して引き続き応援をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、2項目めの人口減の対策に関してお伺いさせていただきます。

まず、この質問は3点行わせていただきますが、1点目、町のホームページ、特に、移住相談というページがありますが、私はこの質問を考える以前より、ずっと移住・定住の、移住関係のホームページは毎日のように見させていただいている中で、残念な点、これは挙げると切りがないのですけれども、すぐに改善いただきたい点が三つございます。

まずは、町の概要として、定住のページでは、人口、ことしの3月のデータのアップが最終になっておりまして、残念ながら当町のホームページのトッ

ページの町の人口は、現在、10月末の数字になっておりますが、こういったところでも、同じ当町のホームページの一つの先として、移住相談という窓口があるのに、うまく連動されていないというのが残念です。

それから、移住相談のページでは、昨年12月に、本年度、29年の頭からの「お試し暮らし住宅の御案内」という情報がアップされた以後、ことしの10月の北海道移住フェアに参加しますという案内をもってして、お知らせというのが10カ月間も更新されていません。この件も残念で仕方ありません。

あと、3点目。交通情報の中で、公共交通機関のJRの時刻表、これも最新のものにはなっていません。朝の時間帯、時間は数分ずれが生じています。本来、リアルタイムな情報を提供する町のホームページの中の一つのページであるわけですから、これは、見る方に全くウェルカム感が感じられず、それでして、定住・移住、移住、来てください我が町にということとは言えません。僕が思うに、現在の体制ではこれが無理なのであれば、専門的な職員を配置して、しっかりと真剣に対策を練る必要があると思いますが、その件に関して伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のホームページにします御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御指摘いただきました不備の状況で公開されているということにつきましては、全く反省をしなければならぬと、率直に受けとめさせていただくところでございます。

ただ、どのようにそれを、リアルタイムの情報を提供できるような仕組みにするかということは、定住・移住に関する情報提供だけではなくて、ホームページの情報提供のあり方そのものに関しますことですので、ぜひそういった御提言を受けまして、私といたしましては、ホームページを充実させていくシステムづくり、システムがしっかりできているのかどうかということも早急に検証いたしまして、全ての情報提供のものが常に最新の情報になっていることとあわせて、やはりホームページが視覚にうまく訴えているかどうかということもまた大事な要素でございますので、それが自賄いできるのか、あるいは専門の方の知恵もかりなければならぬのか、そういったことも含めて検証させていただきたいと思っておりますので、少し猶予をいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） ホームページのことにしましては、検証後しっかりと、見る方にわかりやすく、

リアルタイムな情報が発信できるように創意工夫を重ねていただければと思います。

そして、私の質問の中で、そういった今の現体制では、更新等々が、担当の方が忙しいのか何かわかりません。もし、例えば1人、専門職を雇用するとか、もしくは現職員の中で、その知識にたけた者をその部署に配置するなど、さまざまな考え方がある中、たまたま私、11月21日、22日と2日間で行われた第6回政策調整会議の会議録を見ることがありました。いろいろな施策の案件の中で、16項目めに、定住移住マネジャーという項目を見つけてまして、（地域おこし協力隊）ということでの事業化なのか、そういったイメージで今後取り進めたいという文面がつづられている中で、いろいろ検証においては、必要性とか緊急性等々をA、B、C評価でなされている中で、残念ながら緊急性は、私の記憶ではB、それから最後の方向といったところでは、②今後、要は、検討した上で実施を行うということで、見た感じでは、すぐ来年度の予算に反映されるのかどうかというのは、私はプロの行政マンではないのでわかりませんが、その位置づけたるものというのは、現在どのような形で考え、また、今、私から指摘したホームページの管理も含めて、定住・移住というのは本当に大事な問題だと思えます。

平成23年3月に策定されております上富良野町定住・移住促進計画においては、町長も前回、ことしの頭、農業の窓口のワンストップ化を施行され、定住・移住の促進計画にもワンストップという文言がやっぱりあるのです。その中には、例えば空き地や住宅の情報を、要は土地の所有者から収集して、リアルタイムに発信をしたりということで、定住または移住の希望者に対して、その情報を一元化してそちらで発信をするというワンストップ、これも含めて、今、緊急性がBである地域おこし協力隊を利用する定住移住マネジャー、これこそ、今そういった過去に策定されました案件と、今まさにリンクしているものだと思いますので、できることならば早期の設置検討をいただきたいのですが、その件に関してお答えください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の大きく2点についてお尋ねいただいているかと思っておりますので、お答えさせていただきます。

まず、ホームページ等の管理の町の状況につきましては、非常に町の職員体制の現況の中で、ここ近年、大きな課題として私は捉えておりまして、とりわけ、いろいろな行政システム、電子媒体を使う業務のシステム構築の上において、全てを業者に委ね

て、お任せして、コストをもって取り組んでいる自治体も多くあります。我が町におきましては、おかげさまで非常にたけた職員がおりまして、かなりの部分が自賄いできているという状況でございます。かといって、反面、優秀な人材を固定化してしまうおそれがありますので、これを何とか解消したいということで、今どういう方法がとれるか、大分検討は進んでおります。そういう状況でございます。それで、ホームページの管理等につきましても、そういう専従体制がいいのか、あるいは今の職員の中で、人手不足があってそういうことになっているのか、そこら辺は少し検証させてください。

それと、地域おこし協力隊を活用してのマネジメント、これにつきましては、今、政策調整会議のほうでテーマとしている状況でございますが、私いたしましては、仕組みとして否定するものは何もございません。ただ、やはり定住・移住を促進するということは、むしろ、この町についてのことはエキスパートでなければならないという観点から見ますと、地域おこし協力隊のような性格を持ったスタッフは、果たして上富良野町の本当に隅々の、移住・定住を希望されておられる方に情報をうまく、しっかりとコーディネートできるような働きを期待できるのかどうかということ、どうしてもまだ越えられないものがございまして、人材を求めることは容易ですけれども、果たしてそれが行政効果として発揮できるかということは、まだ少し詰め切れておりませんので、今後の検討課題としているところでございますが、いずれにいたしましても、平成30年の予算の組み立てまでに結論は出しますので、少しお待ちいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） この地域おこし協力隊の任用については、懸念されている材料も十分把握しましたので、ぜひ30年度の予算までに、どのように行うかという結論を予定どおり出していただければと思います。

次に、2点目の交流人口、特に観光に関しての件ですけれども、町長の御答弁にありましたとおり、この間、大型店舗の当町よりの撤退等々で、要は交流人口の数が伸び悩んでいる、頭打ちだというのは十分、私も旅行サービス業界の1人として認識しており、それが重立った要因だということはわかります。

そんな中で、御答弁では、広域圏域でも新たな魅力づくりが必要だということを述べられています。町長の考える新たな魅力づくりというのは何か。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、上富良野町における魅力づくり、今お話しできることは限られておりますが、まず、先ほど来話題になっておりますジオパークを推進することも一つの魅力づくりにつながっていくというふうに思っております。

それから、冒頭の当初のお答えでお話しさせていただきました、今回の地域再生事業、こういったことも非常に地域にとってインパクトを与えられる要素かなということで理解をしているところでございます。

それから、一方、上富良野町以外でも、圏域ということで考えますと、富良野市でも、例えば宿泊のキャパをふやすとか、中富良野町においてもさまざまな取り組みが今予定されておまして、そういったことが一体的に機能すれば、誘客、集客につながる大きなインパクトを与えたいと思っておりますので、上富良野町といたしまして、今、町ができることに向けて、今、新たな事業展開を通じて、魅力づくりをしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 今お言葉にありました地域再生事業を活用する中で活性化を図っていききたい。このことに関して、述べられる範囲で結構です。どのような具体策を持って地域再生事業を行うのか、お聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番 荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

もう既に御案内をさせていただいておりますが、本地域再生事業につきましては、大きく今は2本の柱を立てております。

まず1点目は、十勝岳を利用した観光振興に結びつく、あるいは産業振興に結びつく事業展開、それからもう1点は、映画づくりを通じた地域振興、この2点が、今、地域再生事業を申請内容でございますので、これらの活動を具現化する中で、魅力づくりを図っていききたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番 荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、新たな魅力づくりに関しては、事業計画を持ってしっかりと策定いただくようお願いいたします。

最後に、今回、3点目ということで、若者の雇用、働く場に関してですけれども、当町の住民基本台帳によりますと、平成28年度、昨年は、出生、

死亡者、そういった自然動向と、あと、社会的動向と、二つの要因からに分かれますけれども、大体百何十名が減員となっている実態の中で、出生数というのは、多分、正確な数字はあれなのですが、73名ぐらいかと思われましたけれども、今年度、29年度においては、現在、12月1日時点で66名、多分これから12月末にかけて生まれても、2人か3人ぐらいかもしれません。70という数字が目標とかというわけではありませんので、こういった背景がある中、どうしても若い方の移住を求めるにおいては、我が町の職業支援、それからそういった働く場の情報の開示というのが、もう一つ工夫が必要だと思うのですが、今回の答弁書では、コンビニエンスストアや金融機関等々に、当町の雇用の情報の掲載を御協力いただいているということでしたが、例えば札幌で今、ジョブカフェとかということで、就業されたい若者がそこに集い、そこでリアルタイムな情報を得ることができるということも聞いております。

また、事業者によっては、ハローワークに掲示せず、事業所の中でのみ求人広告を張っていたりというような求人というのは、実は隠れ求人と言っていて、結構町内の業種にもあると思います。

先ほどの定住・移住のワンストップ化のことも含めてなのですが、もし今こういった就業機会を求める若い移住者の方に向けて、総合的に一つの場所を使い、そういった情報発信を行うという考えがないのか、お聞かせください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の定住・移住者、特に若者の思いを酌めるような仕組みづくりでございますが、町が主体的に求人活動をするということは、これは一定程度制約があるのかなと思っておりますが、町が介在していろいろ働く場所の情報提供ということは可能だと思いますので、今、ジョブカフェといったことも御提案いただきましたけれども、私ちょっとそういう中身について熟知しておりませんが、いずれにいたしましても、若い人が上富良野で働けるというような情報を提供することは大事ですので、ぜひアイデアをいただければと思います。

また、出生人口が少ないという実態もございしますが、ただ、そういう世論、社会情勢ではあります。が、上富良野町について申し上げますと、非常に今、自衛隊の若い隊員の皆さん方が上富良野に定住率が高くなっております。そういうことで、70人前後でございますけれども、まだ上富良野は出生者が多いと、出生率が高いという状況でございますので、もっとももっとそういうところにも目を向けていき

たいというふうに思っておりますので、いろいろアイデアがございましたら、ぜひお聞かせいただければと思うところでございます。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） それでは、2040年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計の人口8,000人ということをぜひ回避できるよう、目標の1万人の数字を目指し、今後も一生懸命定住・移住策に取り組んでいただければと思います。答弁は要りません。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 御報告申し上げます。

あす12月13日は本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時32分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年12月12日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 中 瀬 実

平成29年第4回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成29年12月13日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 議案第10号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
第 3 議案第11号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 4 議案第12号 第7次地方分権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
第 5 議案第13号 上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例
第 6 議案第14号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 7 議案第15号 上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例
第 8 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第 9 議案第17号 上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第10 議案第18号 上富良野町公民館条例の一部を改正する条例
第11 議案第19号 上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例
第12 議案第20号 見晴台公園の指定管理者の指定について
第13 議案第 1号 平成29年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）
第14 議案第 2号 平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
第15 議案第 3号 平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第16 議案第 4号 平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第17 議案第 5号 平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）
第18 議案第 6号 平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第19 議案第 7号 平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第20 議案第 8号 平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
第21 議案第 9号 平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
第22 認定第 1号 平成29年第3回定例会付託 議案第8号 平成28年度上富良野町各会計歳入歳出の決算認定について
第23 認定第 2号 平成29年第3回定例会付託 議案第9号 平成28年度上富良野町企業会計決算の認定について
第24 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
第25 発議案第1号 議会懇談会実施に関する決議について
第26 閉会中の継続調査申し出について

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	石田昭彦君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
農業委員会会長	青地修君	会計管理者	藤田敏明君
総務課長	宮下正美君	企画商工観光課長	辻剛君
町民生活課長	鈴木真弓君	保健福祉課長	北川徳幸君
農業振興課長	狩野寿志君	建設水道課長	佐藤清君

農業委員会事務局長 北越克彦君
ラベンダーハイツ所長 大石輝男君

教育振興課長 北川和宏君
町立病院事務長 山川護君

○議会事務局出席職員

局長 林敬永君
主事 大井千晶君

次長 岩崎昌治君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成29年第4回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（林 敬永君） 御報告申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての議案につきましては、後ほど配付させていただきますので御了承願います。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から閉会中の継続調査として、別紙配付のとおり申し出がございました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 中 澤 良 隆 君

13番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案10号

○議長（西村昭教君） 日程第2 議案第10号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第10号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特別職の給与並びに議会議員の報酬等につきましては、平成24年度に特別職の職員の給与に関する

条例の一部を改正した以降5年を経過したところではありますが、平成27年度に行いました特別職報酬等審議会においては、当時の状況を総合的に判断され、特別職の給与並びに議会議員の報酬等については、据え置きとすることが適当とする旨の答申とともに、その附帯意見として2年程度をめどに定期的な審議会を開催する必要があることなどの意見をいただいたところであります。

また、この間におきまして、改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行により、教育長の身分及び職責が変わるなど特別職の給与に対する状況変化もありましたことから、現時点での報酬額等のあり方について意見を求めるため、本年5月15日に特別職報酬等審議会を設置し、3回の会議を経て、6月16日に答申をいただいたところであります。

答申の内容の概略については、特別職、議会議員とともに、これまでの取り組みを踏まえつつも、現状において他の自治体の水準と比較し一定の乖離が認められることから、年額ベースにおいて総体として引き上げる内容となったため、今回その答申内容に沿って特別職の職員の給与に関する条例並びに上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するため、本条例を提案するものであります。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、改正内容を説明させていただきます。

特別職の給料月額並びに議会議員の報酬月額については、町長「72万円」から「75万円」に、副町長「60万円」から「61万2,000円」に、教育長「55万5,000円」から「57万6,000円」に、副議長「20万5,000円」から「20万9,000円」に、常任委員長及び議会運営委員長「18万5,000円」から「18万9,000円」に、議員「17万円」から「17万9,000円」にそれぞれ引き上げるとともに、期末手当支給月数については、年間「3.5月」を「4月」に引き上げ、6月分「100分の170」から「100分の190」に、12月分「100分の180」から「100分の210」にそれぞれ引き上げるものであります。

施行期日は、平成30年4月1日から施行することとしております。

なお、当該改正による年間影響額については、総額で478万円と見込んでおります。

以上で議案第10号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今回、報酬審議会において答申がなされました。他の自治体との比較等々も含めた中での最終決定という形になっております。それぞれの役職の町長初め教育長、副町長という形の中で、大変重責も担っているというふうに思います。また同時に、今回の判断基準において、何点かちょっと質問させていただきたいと思います。

答申の中では、確かに類似町村との比較の中で、町長等においては最下位等だとか、副町長、教育長も含めて低い状況にあるということがわかります。しかしもう一方で、一般の働く方の給与水準が現行ではなかなか上がっていないという状況が見受けられるのかなというふうに思いますが、今回の答申の中には、そういった部分のいわゆる上富良野町も含めてなのですが、比較検討がされた状況というのはあるのかどうか。わかる範囲でよろしいのですが、答申の中身ですからわからないところもあると思いますが、この点、まずお伺いしておきたいと思います。

それと、二つ目には、議員の報酬も上がるということですから、この部分については答えられない部分、何とも言えない部分もあるのかもしれませんが、私としては、現行の所得水準が上がらない中で、政府の統計調査の中でも、やはり30代、40代の働く階層の人たちがなかなか障壁が喚起ができないでいると。その背景には、給与がなかなか改善されない、もろもろの税の負担も含めてであるというような報道もなされております。

そういう中で、私、この議員の報酬を上げるものはいかばかりなのかなというふうに考えているわけで、こういったものも含めて、町長、副町長、教育長も、同時にこういう判断に基づいて今回の報酬審議会の答申が妥当なのかということになれば、私はちょっと、私自身の考えであります疑問に感じるところがありますので、この点お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問に、全てお答えできませんが、特別職に関する部分だけお答えさせていただきますが、報酬審議委員の皆さん方は、ただいま委員からお尋ねにありましたような社会情勢、あるいは社会の経済状況の流れ、あるいは一般のお勤めをされている方の給与水準、そういったものを念頭にそれぞれが置きながらの審議が行われたと、改めて議題として上げないにして

も、そういうことを参酌しながら答申をいただいたと、そんなふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） あらゆる角度から審議がされたということではありますが、ただ、議会の部分でいえば、本来、議員提案というのが一番妥当なのかもしれませんが、しかし、まだ議会改革も道半ばであるという状況の中で、確かに類似町村から見ても低い状況にあるかもしれません。しかし、給与水準が一般的に低い状況の中では、やはり上げられる条件として、私自身考えるには、やはり議会改革が進んで、そういったものが住民の皆さん方に一定程度理解されて、それでは議員もなり手不足の解消もあるだろうと、将来のことを考えれば、それなりの報酬も必要だろうという経緯に至った段階で、私は議員報酬も引き上げるべきだというふうに思いますが、現行の中では、まだその点が十分達成されていない状況の中では、私は今回の報酬の引き上げ等というのは納得できないものだというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですか。

○11番（米沢義英君） いいです。

○議長（西村昭教君） ほかに、質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第11号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案11号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年8月に、人事院は国家公務員の給与及びボーナスについて、民間が公務員を上回り、その格差を解消するため引き上げる勧告がなされ、当該勧告ど

おり実施する旨閣議決定を経て、このたび法改正がなされたところであります。

本町の職員の給与についても、人事院勧告及び国家公務員給与の改正内容を参酌し、所要の改定を行うため、給与条例の一部を改正しようとするものであります。

あわせて、給与制度の総合的見直しによる経過措置が今年度末をもって終了することから、その後の職務職責に応じた処遇措置として管理職手当の引き上げを行うとともに、救急病院として指定を受けております町立病院の救急医療体制の確保、向上を図るため、特殊勤務手当の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容についてであります。1点目として、月例給については民間との格差を解消するため、1級の初任給を1,000円引き上げるとともに、若年層については同程度の改定をするよう若年層に重点を置いた引き上げで、平均0.2%の引き上げ改定を行うものであります。

また、ボーナスについては、民間の支給割合に見合うよう、現行年間4.3月を4.4月に0.1月引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分を行うものであります。

2点目として、管理職手当については、現行より課長職、主幹職とも月額5,000円を上げるとともに、55歳を超える課長職については、さらに月額5,000円引き上げるものであります。

3点目として、現行、町立病院に勤務する医療職に対する医療従事待機手当については、救急医療業務に従事するために、待機を命じられた放射線技師及び臨床検査技師がその支給対象となっておりますが、今回、看護師及び准看護師についても支給対象者に追加するよう改正するものであります。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条を追って、その主な改正点を説明させていただきます。

まず、改正条例第1条は、公布の日から施行し、月例給については平成29年4月1日に、勤勉手当については平成29年12月1日に遡及適用をする内容で、勤勉手当に配分する0.1月分の引き上げ分については本年12月支給分に配分し、月例給の改定は別表第1、別表第2で規定している行政職給料表及び看護職給料表の改正を規定するものであります。

改正条例第2条は、平成30年度以降の勤勉手当について、6月分及び12月分にそれぞれ0.05月分ずつ配分し直すこと、医療従事待機手当の支給範囲に看護師及び准看護師を追加すること、管理職手当については、課長職については月額4万円を4

万5,000円に、主幹職については月額3万円を3万5,000円に、55歳を超える課長職については月額4万円を5万円に引き上げる改正を規定しており、医療従事待機手当の改正については、平成30年1月1日施行、勤勉手当及び管理職手当の改正については平成30年4月1日施行とするものであります。

なお、附則についてですが、第1項及び第2項は、前段御説明したとおり、当該条例の施行日及び適用日を規定するとともに、第3項は、月例給の遡及適用により、改正前の給料表による給与については、改正後の給料表による給与の内払いとみなす規定であります。また、第4項は委任規定であります。

また、当該改正による影響額については、月例給及び勤勉手当遡及適用に要するものとして595万円、管理職手当引き上げに要するものとして年間294万円、医療従事待機手当支給範囲追加に要するものとして年間68万円と見込んでおります。

以上で、議案第11号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第12号第7次地方分権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第12号第7次地方分権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年4月26日に公布された地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための、関係

法律の整備に関する法律、通称、第7次地方分権一括法、一括法関連法の施行に伴い、一括法により改正された法令等を引用している関係条例について改正としようとするものであります。

主な内容でございますが、1点目として、町営住宅管理に関し、認知症患者等の町営住宅入居者の家賃決定に関する特例が追加されたこととあわせ、引用法令の条項移動により条項ずれが発生することから、所要の改正をするものであります。

2点目として、認定こども園の運営に関し、引用法令の条項移動により条項ずれが発生することから、所要の改正をするものであります。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、順を追って、その主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第1条は、上富良野町営住宅管理条例について、認知症患者等の町営住宅入居者の家賃決定に関し、収入の申告をすること等が困難な場合については、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧により把握した収入により家賃を決定できる特例規定を追加するとともに、当該特例規定については、高額所得者に対する家賃決定の特例からは除外する旨の改正を規定するほか、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の引用条項について所要の改正を行うものであります。

改正条例第2条は、上富良野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の引用条項について、所要の改正を行うものであります。

なお、附則についてですが、施行期日については、第1条の改正規定は平成30年1月1日から、第2条の改正規定については平成30年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第12号第7次地方分権一括法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第13号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第13号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年5月29日に施行された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律において、新たに非識別加工情報の導入、そのほか個人情報の定義の改正が行われたところでありますが、このうち個人情報の定義の改正につきましては、当町の個人情報保護についても関連があることから、上富良野町個人情報保護条例の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容についてでございますが、1点目として、個人情報の定義に関し、これまでは個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの全てという総体的な規定でしたが、この定義を明確化するとともに個人情報の範囲について、個人識別符号と個人識別符号を含まない個人情報とに区分するよう、所要の改正をするものであります。

2点目として、これまで収集制限のある個人情報としていた思想、信仰や社会的差別の原因となるような機微な個人情報について、新たに要配慮個人情報として定義するよう所要の改正をするものであります。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきます、条を追って、その主な改正点を説明させていただきます。

第2条の改正については、個人情報の定義について、これまでより具体的に規定するとともに、新たに個人識別符号及び要配慮者個人情報の定義について追加するものであります。

個人情報については、個人識別符号を除く当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、または個人識別符号とし、いずれかに該当するものを個人情報とするものであります。

個人識別符号については、特定の個人の身体の一部の特徴を変換したもので、当該特定の個人を識別することができるもの、または個人に割り当てられた符号で特定のものを識別することができるものいずれかに該当するものを個人識別符号とするもの

であります。

要配慮個人情報については、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものが含まれる個人情報とするものであります。

なお、個人情報の定義に関しましては、国の法律では生存する個人に関する情報となっておりますが、当町の条例におきましては、条例制定時から亡くなられた方の個人情報も適切に扱うことを基本理念としていることから、その理念については引き続き維持しております。

第7条第5項の改正については、機微な個人情報を要配慮個人情報として定義したことから、当該個人情報を引き続き収集制限のある情報とするよう改正するものであります。

第12条第2号の改正については、開示してはならない個人情報について、個人情報の定義改正に合わせて所要の改正を行うものであります。

なお、附則についてですが、施行期日については公布の日からとするものであります。

以上で、議案第13号上富良野町個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第14号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第14号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成30年4月1日から始ま

る新たな国民健康保険制度において、北海道と市町村が一体となり、事務の広域化や効率化を推進するため、平成30年改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2の規定に基づき、北海道が策定する北海道国民健康保険運営方針により葬祭費の支給額について3万円に統一されることから改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第14号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1万円」を「3万円」に改める。

附則。

1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の上富良野町国民健康保険条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した被保険者にかかわる葬祭費について適用し、施行日前に死亡した被保険者に係る葬祭費については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第14号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第15号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

農業振興課長。

○農業振興課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第15号上富良野町土地改良事業の

経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例の制定目的の根拠となる土地改良法が改正され、本年5月26日に公布されたことに伴い、同法における本条例に引用していた根拠条文の条項移動がなされたことから、上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び上富良野町国営土地改良事業負担金等徴収条例を改正するものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第15号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例。

(上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)。

第1条、上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和56年上富良野町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法第113条の2第2項」を「法第113の3第3項」に改める。

第4条中「法第88条第1項」を「法第87条の5第1項」に改める。

(上富良野町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)。

第2条、上富良野町国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和58年上富良野町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「法第88条第1項」を「法第87条の5第1項」に改める。

附則。

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

以上で議案第15号上富良野町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第16号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

上富良野町学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設置に伴い、委員の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものであります。

以下、議案の朗読は省略させていただきます、その改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第1条の規定により定める別表の委員の区分に「学校運営協議会委員」を追加し、報酬の額を「年額1万8000円」とするものであります。あわせて、同別表中の「体育指導員」を「スポーツ推進委員」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1番中澤良隆君。

○1番(中澤良隆君) ただいまの条例の中で、体育指導員がスポーツ推進委員に変更になるということですが、変更の理由、また2点目として、これはいつごろからそのような体制になったのか。また、体育指導員からスポーツ推進委員になったときの新たな役割や何かが出てきているのか、そこら辺をお尋ねいたしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長(北川和宏君) 1番中澤議員のスポーツ推進委員にかかわる御質問にお答えしたいと思います。

この規定につきましては、平成23年にスポーツ基本法の改正によりまして体育指導員からスポーツ推進委員に改められたということから、関係例規の整備等については進められたところでありますが、報酬にかかわる部分について未整備だったことか

ら、今回整備させていただくというものでございます。

また、スポーツ推進委員の業務等につきましては、スポーツ基本法に定める中において大きく体育指導員とは変化はありませんが、法の改正によって名称等の改正がされたということで、それに準じて町のほうでも事務を進めているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 大体わかりましたけれども、役割等についてはほとんど変更がないと。名称が体育指導員からスポーツ推進委員に平成23年の法律の改正でなったということで、今整備をするという、そういう受けとめでまずはいいのですが、それ、当然規則等も改正をしていると思うのですが、そこら辺の内容についてどのような点が変更になっているかをちょっとお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 1 番中澤議員のスポーツ推進委員の関係ですが、関係規則等がございますが、その部分については法の改正に伴いましてその時点において起案等により改正しておりますが、教育委員会のほうにも規則については付議していると思えますが、ちょっと確認がとれていませんが、関係例規についてはその時点で改正をしております。ただ、今回この部分のみについて未整備であったことから、条例の改正するときに合わせて、今回改正をさせていただきたいというものでございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1 3 番村上和子君。

○1 3 番（村上和子君） 学校運営協議会の委員の年額1万8000円、ここをちょっとお伺いしたいのですけれども、新しく地域コミュニティ・スクールが運営されますけれども、そういったものは含まれるというのではなくて、それはまた別個ということでしょうか。その捉え方、この協議会委員の方もそういうコミュニティ・スクールのほうの運営に入るのか、これも含まれているのかどうか、また別個なのか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（北川和宏君） 1 3 番村上議員の学校運営協議会にかかわる質問であります。学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールということでありまして、いわゆる学校協議会を設置することによりまして、その学校をコミュニティ・スクールということになるということであり

ますので、学校の運営自体が組織の中で動いていくということで御理解いただきたいと。

繰り返しになりますけれども、学校運営協議会イコールコミュニティ・スクールというよりも、学校運営協議会を設置する学校がコミュニティ・スクールと言うという定義であります。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第17号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第17号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

集会施設清富会館の老朽化に伴い解体をしたことから、条例の一部を改正するものであります。

以下、議案の朗読は省略させていただき、その改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思えます。

第2条の表中及び第4条に規定する別表から、清富会館の項目を削除するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第17号上富良野町集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第18号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第18号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第18号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

集会施設清富会館の廃止に伴い、上富良野町清富多世代交流センターを清富分館として使用するため、条例の一部を改正するものであります。

以下、議案の朗読は省略させていただきます、その改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第3条第3項の分館の使用に関する規定に、上富良野町多世代交流センター条例を追加するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第18号上富良野町公民館条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第19号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第19号

上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

東中地区には、東中会館及び東中多世代交流センターが併存しているところではありますが、東中会館の暖房設備及び屋根ふきかえの改修整備が終了し、東中多世代交流センターを廃止することから、条例の一部を改正するものであります。

以下、議案の朗読は省略させていただきます、その改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

第2条の表中及び第4条に規定する別表から、東中多世代交流センターの項目を削除するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第19号上富良野町多世代交流センター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) お伺いいたします。

近年、学校等においても普通財産に移行するという状況になってきてまして、維持管理という点でも、また将来的な活用の仕方という点でも、まだ定まったものはありません。

確かに、周知して活用できる方がいれば、そういう活用できないかという周知もされているようですが、いろいろとこういった面で、これも廃止になれば普通財産ということになります、その活用の方法、こういったものは今後どのように活用されるのか。全くこれはこのままという形になるのか、その点をお伺いしておきたいと思います。

普通財産になった後、非常に東中中学校に至っても、荒廃していると、周りが草がぼうぼうだったりだとかして、せめてやっぱりそういった部分でもきちっと管理維持を必要最小限すべきではないかなというふうに思っておりますので、近年、宿泊研修施設だとかいろいろと住民からも要望があります。施設整備に当たっての多くの課題もあるかというふうに思いますが、そういうものも含めて活用方法につ

いてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 11番米沢議員からありました東中の多世代交流センター廃止後に普通財産に移った以降の処分の方針ということでございましたので、普通財産管理をしているのが総務課になりますので、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

現時点ではまだ移っておりませんので、来年度以降こうこうこういうふうに使いますよということの方針はまだ現在持ち合わせてございませんが、先般申し上げたように、今、町で抱えている旧学校施設、あるいはある程度の土地、そして今回東中の多世代交流センターがやってきますが、それらにつきましては、極力有効活用を図っていききたいということで、これから中身を検討していきたいというふうに思っております。

あと、質問の後段にありました東中中学校の維持管理の分につきましては、これまでもお答えをさせていただきましたが、経過がございまして、完全閉鎖、ただ荒地にはできませんので、必要最低限の管理はしっかりやっていきますよということで、今進めさせていただいておりますので、来年4月以降、こちらの施設につきましても有効活用ができるのか等検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第20号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第20号見晴台公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤清君） ただいま上程いただきました議案第20号見晴台公園の指定管理者の指定につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

す。

本議案につきましては、見晴台公園の現行の指定管理者、指定期間が平成29年度末をもって満了することから、新たに平成30年度から4年間について見晴台公園の設置目的や期待する管理運営形態を担えるものとして、上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例第5条第1項の規定に基づく公募によらない方法により本町が出資している法人、または公共団体もしくは公共的団体の中から最も適切なものとして一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会を指定管理者の候補者として選定しましたので、議決を得て指定管理者として指定したく、お願いするものであります。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第20号見晴台公園の指定管理者の指定について。

見晴台公園の指定管理者を次により指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地。

(1) 名称、見晴台公園。

(2) 所在地、空知郡上富良野町光町3丁目。

2、指定管理者に指定する団体の名称及び所在地。

(1) 団体名、一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会。

(2) 代表者、会長宮下吉勝。

(3) 住所、空知郡上富良野町中町1丁目1番8号。

3、指定の期間。

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上、提案説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番村上和子君。

○13番（村上和子君） たしか、指定管理制度を導入しましたころは、大体期間が3年と決めていたかなと思うのですけれども、それから今度、後で5年間に変わったような気がしておりますけれども、今回平成30年4月1日から平成34年3月31日まで4年としたという、その理由をちょっとお聞かせいただきたいのですけれどもお願いします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 13番村上議員からありました今回の指定管理に伴う年数の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

指定管理の部分につきましては、今5年ということで昨年振興公社等にした部分もございまして、これまでの経過から見晴台公園につきましては後から指定管理を追加したということで、年度がちよつとずれていた関係がございまして、昨年指定していたものが切れるときに見晴台の次の指定管理を合わせようということで、今回につきましては、5年ではなくて4年にして、次の更新のときにほかのものとまとめた年度にできるということで、今回4年ということで決めさせていただいたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第1号平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました議案第1号平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、橋梁長寿命化修繕事業に係る社会資本整備交付金交付額の決定に伴い、事業量を変更したことから当該事業費の補正とあわせて地方債の減額をお願いするものであります。

2点目は、国の補助金を受け、マイナンバーカード等の記載事項充実として、希望者に対し旧姓併記を行えるよう住基システム等を改修するため、所要の補正をお願いするものであります。

3点目は、富良野広域連合の補正予算第1号及び第2号に伴う補正で、前年度繰越金の精算等により、本町の負担分が変更となっていることから、所

要の補正をお願いするものであります。

4点目は、各認定こども園に対する教育・保育給付費について、当初見込みよりも利用者数が伸びていることとあわせ、公定価格の変更及び処遇改善加算の新設がなされたことから、所要の改正をお願いするものであります。

5点目は、後期高齢者医療広域連合への平成28年度負担金確定に伴い、療養給付費の負担及び特別会計の繰出金について、所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、職員給与費について、さきに議決いただきました上富良野町職員の給与に関する条例の改正に伴う月例給及び勤勉手当の増額改定による差額支給対応分とあわせまして職員の会計間異動等に伴う所要の補正をお願いするものであります。

7点目は、本年9月14日付で国に申請しておりました地域再生計画について、11月7日付で認定を受けたことから、当計画に基づく十勝岳「泥流地帯」映画化地域活性化事業及び十勝岳四季彩イベント推進事業に関し、初年度事業として計画していたものに係る費用について、所要の補正をお願いするものであります。

8点目は、本年6月21日から開始をいたしましたふるさと応援モニター事業により、これまで町に寄せられました寄附について歳入に計上するとともに、寄附者の意向に沿いましてそれぞれ目的基金への積立等歳出予算に計上するため、所要の補正をお願いするものであります。

9点目は、特定防衛施設整備調整交付金について、2次配分額が示されたことから、既に完了した事業の事業費調整を含め、後年度に整備更新を検討していた町立病院医療機器の更新及び救助活動用資機材の整備について、前倒して実施するよう所要の補正をお願いするものであります。

10点目は、各事業における事業費の確定及び執行見込みに伴い、所要の補正を行うものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素とするとともに、他の既決予算についても事業量の変更に伴う補正及びモニター事業分を除くふるさと応援寄附を受けたものについて寄附者の意向に沿った所要の補正を行い、財源調整を図った上で、財源として不足する部分については、本年度公共施設整備基金への積立として補正した額について減額し、かつ今後の財政政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますの

で御了承を願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)。

平成29年度上富良野町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,209万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億503万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金267万円の減。

12款分担金及び負担金9万6,000円の減。

14款国庫支出金1,216万7,000円。

15款道支出金1,237万4,000円。

17款寄附金1,250万円。

20款諸収入22万4,000円。

21款町債240万円の減。

歳入合計3,209万9,000円。

2ページをお開きください。

2、歳出。

2款総務費2,409万2,000円の減。

3款民生費4,961万8,000円。

4款衛生費744万5,000円。

6款農林業費406万1,000円。

7款商工費44万4,000円。

8款土木費71万1,000円の減。

9款教育費128万3,000円の減。

11款給与費774万7,000円の減。

12款災害復旧費9万4,000円の減。

13款予備費445万8,000円。

歳出合計3,209万9,000円。

第2表、地方債の補正についてであります。前段、御説明したとおり、橋梁長寿命化修繕事業に係る社会資本整備交付金交付額の決定により、当該事業費を変更したことに伴い、限度額の変更をしますのであります。

以上で、議案第1号平成29年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

11番米沢義英君。

○11番(米沢義英君) まず、13ページから質問させていただきます。

「泥流地帯」の映画化を進める関係団体負担金という形になっております。ふるさと企業版を使った映画化を進めるための予算という形で聞いております。それで、具体的にもう一度確認いたしますが、これを進めるに当たって、関係団体の負担金というふうになっておりますが、この映画化を進めるための組織を立ち上げる、そのための負担なのかというふうに思いますが、構成員はどのようにされようとしているのか、お伺いいたします。

二つ目に、全体的な計画とあわせてお伺いしたいのですが、総事業費は8,800万円という形の、当初これは若干変更もあるかもしれないという形になっております。これを企業版の納税で財源を確保するという形の説明でありましたが、しかし一方で、これが全部確保できるのかといえば、必ずしもそうでないというような状況になっていたかというふうに思います。

そうしますと、仮に、先の話で大変申しわけありませんが、集まらないということになれば、町の持ち出しも当然あり得るという形になっております。そういうはっきりしない予算づけも今回の中では出てきているという非常に不安な要素も含んでいるというのが現況かなというふうに思いますが、改めてこれは全額ふるさと企業版納税で対処できるのかどうか、この点確認しておきたいというふうに思います。

三つ目に確認したいのは、確かに映画化をすることによって町の活性化、あるいは観光の誘導化を図るということの説明でありましたが、近年、他の自治体の話を聞きますと、相当自治体の当初の計画よりも持ち出しもふえたというような話も聞きますし、また同時に、必ずしも観光に結びつかないというような状況の話も聞きます。そういう意味で、これが観光にイコール結びつくような、当然進めれば努力もしなければなりません、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

四つ目には、自治体が本来やるべき仕事なのかということをお伺いしておきたいと思っております。

私は、これは本来、いわゆる製作会社、配給会社

が向こうから来た場合、それに対して何らかの対処というのは当然あるのかもしれませんが、先が見えない、何人どういう状況になるのかわからないという状況の中で、仮にふるさと企業版納税を使ったとしても、多額のお金でありますから、回り回って私たちのいろいろなお金も入るのかもしれませんが、そういうものを使ったやり方というのは自治体の本来の仕事としてなじむのか、ふさわしいのかという点で、私は当然疑問を投げかけなければならないというふうに考えていますが、そういう意味では、改めてこのあり方等について再構築すべきだというふうに、結論を言えば、そこです。

もう一方で、五つ目には、本を活用するという点で、「泥流地帯」の本だったのかなと200冊ほどだという話でありましたが、あるいは人が集まる銀行や店先だとかという形になっておりますが、果たしてそういうものが読まれるかどうかという形になっております。なかなか時間の制約があって、どういうふうに工夫するかによってはあるとは思いますが、果たしてその本が時間かけて読む暇があるのかという点に疑問感がある。もしもそうでないとなれば、今言われているインターネットやSNS等を使った中で上富良野町がこういう配信をしていますというような、工夫をしながらやっぱりやるべきではないかというふうに思いますが、そういった本の配布というのが現実的なものかどうかというところで疑問を感じるところであります。

いずれにいたしましても、今回の全員協議会等の説明でも将来的には観光に結びつけるためにつくった施設を残して、保存して維持して観光に結びつけたいという話であります。今でも各施設の維持管理が大変なのに、新たにこういうもののセットを残して維持管理するということができれば、相当な費用負担というのがどの規模によるかにも係りますが、いずれにしても負担はかかるという話でありますから、その点疑問を感じています。

六つ目には、やはり従来の観光振興計画、あるいはそういう将来に負担を求めるということであれば、住民の福祉や暮らしが向上するような、そういった予算づけに結びつけたほうが私はよっぽど観光振興につながるのではないかと。例えば図書館の基金をつくり、そこに三浦文学の泥流の痕跡をいわゆる表示して、多くの愛する人たちに来てもらうだとか、いろいろな郷土館にもありますけれども、そういう手法を使って従来の観光振興計画を充実発展させる、そういった中で観光に結びつけるという、こういったほうが本来の常道の策で、なかなか不透明な中で今回の予算の配置というのは納得できませんが、明確な答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（辻 剛君） 11番米沢議員からの何点かの、今回の映画化に関する予算の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。今後、映画化を進めるに当たって、どういうメンバーで推進体制、推進組織を構成するかということでございますが、現在こちらのほうで考えさせていただいておりますのは、例えば町の芸術関連ですとか、あと歴史を研究されている団体でありますとか、あともちろん「泥流地帯」の舞台になります日新地区の方でありますとか草分地区の方の地域のほうからもぜひ参加いただきたいというふうに思っておりますし、まだ開拓の歴史という部分では、やはり三重県の県人会の方でありますとか、あと、そういうような物語に深くかかわるといふか関連のある、そういう地域でありますとか団体の皆さんにお声がけをさせていただいて、組織の立ち上げをしていきたいなというふうに思っております。

次に、2点目の財源の確保ということで、企業版ふるさと納税で財源が確保できるのかというお話でございますけれども、こちらのほうは、こういう取り組みに企業版ふるさと納税の寄附をいただいたものを財源に充てられるということでございますので、極力そういうような形で、いろいろ町としても企業の皆さんにPRを進める中でそういう財源の確保には努めたいというふうに思いますが、当然可能性として議員おっしゃるとおり、それだけで全部賄えるというような確約は一切ございませんので、そちらにつきましては、他に財源を求めたり、一般財源を充てるというようなこともあるというふうに理解をしているところでございます。

次に、観光の誘客といいますか、観光誘導につながるのかというようにお話しでございますけれども、それに伴って観光の誘客につながるということで、映画製作に係る地元としての負担が今のところ私どもで想定している金額、前回から資料でお示ししてございますけれども、それがさらにふえるのではないかというように御質問でございますけれども、今回、町のほうで考えています映画の製作に関しましては、基本的に製作は製作会社に行ってください興行ベースであくまでも映画を製作するかどうかは判断いただくということでございまして、最初から約束された地元負担、地元支援という部分では当然地元として行うべきではございませんけれども、製作にかかわる財源につきましては、町がこれだけ支援するというような確約は一切ございませんし、なるべく今まで周りの自治体でそういうような事例も知ってございますので、その辺のリスク

をかなり下げた形での町の製作のあり方といいますか、先ほども言いましたが、興行ベースで行うところを町の考え方として持ってございますので、それは変化するものではございませんので、今回の進め方については、よりリスクの少ない方法で進めているのかなというふうに感じております。

次に、自治体がこういう仕事をするのかというお話でございますが、私どものほうといたしましては、映画化によって上富良野町が全国に発信される、また世界に発信されるということは、必ず地域の振興策につながるものということで判断してございますので、私どもとしては、積極的にかかわってもいい仕事だというふうに認識しているところでございます。

あと、次に本の活用、こちらにつきましては、今回補正で上程をさせていただいている内容のお話しかというふうに思いますけれども、今のところ私どものほうで想定される取り組みとして、一応本の活用ということで、町民の皆さんへの機運の醸成と、活動を進める上でそういうこともあるだろうという想定の中で御説明をさせていただいている経過でございますけれども、先ほど言いましたように、今後映画化を進める、あるいは映画化になったときに地元の受け皿として機能しますという推進組織の中で、本当に町民の皆さんの機運を醸成するために、どういう活動が有効なのかというようなことは、今後その組織の中でお話をさせていただきますので、そちらのほうで時期的なものでありますとかタイミング的なことで、さらにいい取り組みがそこで提案されるということになれば、当然そちらのほうを実践するということになりまして、そういう部分ではそういう協議を得ていろいろな有効な活動が出てきたら、そういうところに対応していくというようなことで、そちらのほうは御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、セットとかが、それが観光名所になるということで町が残した場合に、その維持費はどののだというお話でございますけれども、基本的には観光スポットとして成り立つように、町のほうとしてもいろいろと仕掛けをしたいと思っておりますけれども、コストに見合う観光の誘客、そういうものに結びつけていきたいというのが基本的な考え方でございますので御理解をいただきたいと思っております。

あと、予算のつけ方の考え方でございますけれども、現行のものを利用して磨き上げをかけてやっただけのものではないかというようなお話しかというふうに思いますが、それも一つの選択肢、方法であるというふうに認識しています。ただ、今回につきましては、こういう形をもって町の振興策にぜひつな

げていきたいというふうに考えてございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） いずれにしても、町の予算は当然使うわけですから、担当課長が言うような町の財源を使わないで極力済ませるようにリスクの負担軽減という形で言われましたけれども、なかなかそこが、予算をつけるに至ってははっきり見えてこないものですから、私としては従来から今回の予算、当初はこういう予算が計上されてきておりますけれども、将来こういったものがどういふふうに町に還元して、住民に負担が伴うのかどうかということ判断した上での予算ということに従来から教わってきております。

その点からすると、今回の予算のつけ方というのは将来の不透明な中で負担という形で、非常に問題があるというふうに考えていますが、町長、この点どうでしょうか。将来の映画化という点でも、企業がするという事はわかりますが、当然そこに町もかかわることになるわけですから、当然、それに何らかの支援対策がなければならぬという問題も財源の問題も出てくるわけですから、私は、従来の観光振興計画の充実やいろいろな手法の中でやはり三浦文学を「泥流地帯」を前に押し出そうということであれば、他の手法を使ってジオパークなども含めて観光振興に結びつける、そういう政策が一番上富良野町の背丈に合った進め方だというふうに思いますが、この点、問題ないでしょうか。町長。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いろいろ御質問いただきました基本的な今町が取り組もうとしている考え方につきましては、担当の課長のほうからお答えをさせていただきました。

基本的に町といたしましては、三浦綾子さんの「泥流地帯」「続・泥流地帯」につきましては、町の多くの町民の皆様も大変親しんでいただいている素晴らしい作品だというふうに認識しておりますし、この作品を通じて、こういうものの映像化が図られることでしっかりと地域がPRできる、そういうきっかけになる、大きなものになるのだろうということも大変期待しているところでありますので、こういう事業に着手をしていくことで地域のさらなる発展につなげていけるような、そういう仕掛けをしっかりと取り組んでいくことが町にも求められているというふうに思っています。

特に、大きな泥流災害を乗り越えたという、こう

いう歴史は、本町にとりまして大変すばらしい歴史でありますので、こういう災害の多い我が国において、こういうものを全国にPRしていくことで、国全体の防災意識の高まりであったり、そういうものにもこういう歴史をしっかりと残していく、そういうことをしっかりと全国の皆さん、また全世界の皆さんに知っていただくことが町にとっても大変大きな有意義な事業になるのかなというふうに理解しておりますので、ぜひ応援をいただきたいというふうにも思っているところであります。

前段、課長が申しあげましたように、質問の中にもありました、こういう仕事果たして自治体が行う仕事なのかということで、映画をつくるということにつきましては、当然製作会社にしっかりと対応していただくことがベースだというふうに我々も思っておりますので、作品の原作の地である上富良野町としては、そういう製作会社がしっかりとそういう事業に取り組んでいくときに、地元としての応援を町が行うことは町にとっても大変有意義なことだというふうに理解しておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

また、財源等につきましては、企業版ふるさと納税を活用して取り組むような地方創生事業に対して内閣のほうで認定をいただくような仕組みになっておりますので、当然そういうものも財源として活用していいですよという、そういう事業になってございます。それだけで全てのものが賄えるかどうかというものはこれからの状況にもよりますけれども、当然今、町のほうでは9月議会の中でも条例改正をさせていただきましたが、基金条例等に伴って一般のふるさと納税などの御寄附についてもそういった災害の歴史を伝承する事業等にもそういった基金も活用したいと、そういった応援も活用したいということで、そのようなことから条例の改正もいただいたところであります。

ぜひそういう財源も積極的にPRしながら活用できるように、少しでも全国の多くの皆様の応援をいただく中で、こういう事業を進めていきたいなというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 再質問よろしいですか。

ほかにございませんか。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 16ページの社会福祉総務費の中の前年度臨時福祉給付返還金についてちょっと伺いたいですけれども、割と上富良野町は非常に丁寧で、受け付けられない方に対しては数度手紙を出されたりとかということをされているのですけれども、今年度は、前年度、割と大きく金額が

返還ということですが、何名ほどいらっしゃって、その理由というのは、例えば居所不明だったりとか転出されたりとかということなのかと思うのですけれども、その辺もしわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいまの金子議員の臨時福祉給付金の関係の御質問ですが、まず、返還金につきましては実は平成28年度の歳入において概算でいただいておりました。それで、結果的に平成29年度にわたって繰越明許を設定していただいて、その結果217万2,000円の返還金が発生したというような内容でございます。

あわせて、申請に対しての給付状況なのですが、全体人数が2,030人の対象者のうち1,987人の申請いただきました。率にいたしまして97.8%となっております。それで、申請されなかった方ですが、御辞退された方等もいらっしゃいまして、あと連絡がつかなかった方、我々のほうも何回か再度御連絡したり、電話にて連絡した結果、43名ですか、その方が未申請という形になっております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 13ページに戻って、先ほどの「泥流地帯」映画化を進める関係団体の負担金というところからの質問をしたいと思うのですけれども、以前の補正のときに、青写真の青写真という発言があって、その後にまたビックプロジェクトというところの発言があって、いろいろ議論になったわけですが、それがようやく青写真の青写真というのが青写真になったのかなというふうには思うのですけれども、自分としては、どうもしっかりと焼かれた青写真が示されているように思えないのです。これをしっかりと青写真というからには、数字から形から方向性から、全てのものが載ってきて本当に青写真になるだろうというふうに理解するわけです。

それで、我々にも示されてはいないけれども、町民にもしっかりと焼かれた、どうも焼かれていないところが多い青写真を示されているのではないかと。自分にもどうもよく見えてこない。どうも財源の中で今回70万円云々ということに対してもどうもはっきりした色合いが出ている、時間を置けば赤くなったりとか、ちょっとこの辺どうなのだろうな、どういうふうに読めばいいのかなということがわからないような、そのような計画の中でこれを進める

ということはどういうことなのだろう。これを今このような状況の中で町民に示しても本当に理解してもらえるのかどうかということを思っています。それで質問しているわけです。

これについてどういうふうに考えているのか、答弁願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 10番高松議員の映画化の関係団体の負担金にかかわる御質問にお答えをさせていただきます。

議員から御質問で御発言のありました青写真というものをどういうふう理解したらいいのかということもごきますけれども、多分、製作会社なりとがしっかりと町ともきちんとある程度条件が整う中で、そういう製作会社から企画書なりが示されて、こういうような形でつくっていききたいというようなものが町としても確認ができた時点で、そういう企画書なりが青写真というふうにつまえられるとすれば、こういうものがきちんとまとめれば、当然議会の皆様や町民の皆様にもこういうような企画に基づいて今製作会社のほうで映画をつくっていきこうというような動きがスタートしますよということをお示しできるのかなというふうに思っておりますけれども、いち早くそういうものにつながるように、我々としてはまず地域全体でそういう地域としての気運を高めていきたいと、そういう事業にまず取り組んでいくことは地域の私たちの町として行っていくまず前段の作業なのかなというふうに思っております。

当然、気運を高める事業は、いろいろなことが考えられると思いますので、それは先ほど担当課長が答えたように、そういう団体の議論の中でこういう機運醸成事業を行ったらいいのではないかとということによって正式には決定していただくというふうに思いますが、今、町のほうで当初再生計画の中で上げさせていただいた平成29年度中の事業費で映画づくりのほうに掲げさせていただいた事業費一応70万円ということで国のほうにも申請をさせていただきましたが、それにつきましても、そういう地域の皆さんや上富良野を来訪されるお客さんに「泥流地帯」というものをまず知っていただくためにも、町のあらゆるところに「泥流地帯」「続・泥流地帯」を置いておけるような、まず目にしていただけるような、そういうことも必要な事業なのかなと。あるいは旭川の三浦文学館の御協力をいただいて館長の講演会をこの地域で行ったりとか、こういうような事業をぜひすることで、三浦綾子、それから「泥流地帯」に地域の人に親しんでいただけるような、そういう事業を進めていきたいというのが

思いで、今回70万円の負担金をお願いしているということでございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今、そのことについての、本当にそれこそ今言った中でも、自分としては本当に青写真のどこか一部分ということなのだろうというふうに思うのです。大枠というか、大枠は示されたかもしれないけれども、その中身がどうも自分では読み切れない。これはどうなのだろうというって、この間も、全員協議会のときにも話をしましたけれども、それに対しての答弁が明確なものが返ってきていないと、言われている企画書ができてくるときが青写真の完成なのだというようなことなにかというふうに捉えると、そうではないだろうと。そのほかにも青写真に書かなければならない、青写真に入れなければならないものがあるのではないかとことを思うのですけれども、その辺について、やはりそれが本当にしっかりここでも論議ができ、今言われるように地域の人たちからの醸成もある程度できてくれば、それが本当の青写真なのではないかというふうに思うのですけれども、その辺についてはどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 高松議員の再質問にお答えいたしますが、青写真とおっしゃっているその捉え方が、例えば私どもと高松議員とが多少違いがあるのかもしれないけれども、しっかりと地域の皆様に、今こういう形で映画づくりが具体的にスタートされますというようなことをお示しできるときには、当然一定程度の企画書なり、その企画書に基づいたスケジュールなりが示されてくると思いますので、こんな形で今そういう製作会社が決定され、こういうスケジュールで今作業が進められていこうとされているので、そういうものに町も一定程度応援していきたいということを示せられる、そういう時期が私どものほうもなるべく早くそういうふうに皆さんにお示しできるようなものが近づけばいいなというふうに思っておりますけれども、今それぞれ積極的に原作をもとに映画をつくりたいというふうにお声をかけていただいている事業者がございまして、そういう方たちが今一生懸命準備を進めている段階かなというふうに思っています。

一定程度企画案などが示された段階で、町としてもしっかりとそういうところと手を組んでいくことがベターなのかどうかという判断もしながら、お示しをしていきたい。その前段として、地域としての盛り上がりをつくっていくことが必要かなということ、まずは地域としての機運醸成事業を図っ

ていきたいというのが補正予算での御提案の内容になりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 鶏が先か卵が先かという話になってしまうのかもしれないのですけれども、補正に上げてきている70万円というお金が、これが論議になっているわけですが、やはり我々としては企画書がもうできてきて、青写真を示せるというところへきての費用負担というか、出てくるものであればまだわかるのかなど。このことについても、後ろで8,800万円なり何ぼという全員協議会の中で話されている金額が出てきていて、それらもう出てきたらやっぱり走ってしまいますよね。動き出す。そういうことからしても、企画書などが出てきて、はっきり町側も青写真として示せるものが出てきてから、ぜひ予算措置云々ということを経会にかけてくるべきではないかというふうに思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず基本的な認識について、私、述べさせていただけますが、本事業の進め方につきまして、ことの再生事業に申請を行う時点から、機会を捉えまして町民の皆様方とお会いする中で、町として町の活性化を図るため、あるいは教育的な財産、教育的な価値も含め、あるいは歴史を残すというさまざまな思いが包含できる事業として、映画として、この「泥流地帯」が残っていけばいいなという話題提供をさせていただきました。

今まで私、首長として9年間皆様方といろいろな事業を通じて会話をさせていただきました。そしてまた町民の皆様方とも会話をさせていただきました。今回ぐらい本当に町民の皆さん方の反応が早かった、そしてまた熱いというものを、私は久しぶりに感じるぐらいに町民の作品に寄せる思いというのを感じたところでございます。そういったものを積み上げて、今回申請をして認定をいただいたところでございます。

そして、予算の組み立て方等につきましては、これが全て正しい例えかどうかは断言できませんが、一つの物の考え方として、ぜひ御理解いただきたいと。

確かに先ほどから担当課長、副町長からお話しさせていただいておりますように、町が製作を主体的にするという性格のものではまずないことを前提にお話しさせていただきますが、いつも私、自分の気

持ちの中で思っておりますが、家族が集まって、我が家も大分年数たって古くなってしまったと。新しい家に建てかえようかと。では、どんなような家にすればいいのか、それぞれ世代によって思いも違う。では、少しいろいろなどを見て勉強しようかと。そして、それらの予備知識を固めた中で、そして本当にしっかりとした建築計画に結んでいこうという流れの中で、今、私の思いとしては、そういった前段をまずしっかりと固めると。後々後悔のない仕事になるような前段を固めよう。それが先ほどから申し上げております町民の意識を醸成していくということにつながっているところでございます。

全く扉があかないと、何にも前に進みようないということは、ぜひ皆さん御理解いただいて、そして今ここで皆さん方に予算の補正をお願いしていることが、絶対そこへ終着まで何が何でも進むのだという、そういうことではなくて、今ここでしっかりと学習することによって、事業として成果を出せるようなものに確実に結びつけていくと、そんなような今、その立ち位置にあるのだということで御理解いただければと思うところでございます。

高松議員からお話がありました青写真にふさわしい青写真というのは、今後しっかりと示していけるものだと、そんなふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 15ページの防災対策費の一般管理費、この中の備品購入費とありますけれども、防災情報機器と、それから救助活動用資機材、これらの中身についてちょっと教えていただきたい。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員から御質問のありました防災関係の備品購入費の補正につきまして回答させていただきます。

まず、二つ目の救助活動用資機材につきましては、先般、2次交付を受けました調整交付金事業の追加事業で購入するものでございます。中身としましては、富良野広域連合上富良野消防署の機材ということで、今予定をしておりますのは救助用ということで、エアージャッキ安定具、あと空気切断機、それとあと空気呼吸器ポンベの購入と、あと、消防団員が現場で使うトランシーバーの整備を予定してございます。あと、その前の防災情報機器のほうにつきましては、ふるさと応援モニター制度のほうで防災に対して御寄附をいただいておりますので、

それを活用したものであるということで、各種防災情報表示用の大型ディスプレイを今回購入して、今後の防災訓練の中で活用したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） これらの機器については、今消防の関係での機器ということで承知いたしましたけれども、消防のほうからこういったものが必要だからこういうものを購入してほしいということがあっての購入になったということではよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 12番中瀬議員の質問ですが、救助活動用機材につきましては、私どものほうと、あと消防署のほうで調整をしまして、向こうのほうからこういうものを今回前倒して整備をしてほしいということでしたので、組み込んだところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。再開を11時15分とします。

午前10時47分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第2号平成29年度上富良野町国民

健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、1点目、職員の給与費について、上富良野町職員に関する給与条例の一部改正に伴い、国民健康保険特別会計に係る職員の給与等につきまして一般会計から繰り入れするものであります。

2点目は、国民健康保険制度改正に伴う関連業務準備経費に対して、国、道からの補助が決定したことから、国、道からの支出金について所要の補正をするものであります。

3点目は、前期高齢者交付金にかかる精算額、一般会計からの繰り入れに係る保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業等の額確定により、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、1点目、国民健康保険特別会計に係る職員給与費等について所要の補正をするものであります。

2点目は、国民健康保険制度改革に伴うシステム改修及び業務端末機保守に係る費用と国保総合システム等端末機更新等に係る負担金の額確定に伴い、所要の補正をするものでございます。

3点目は、平成29年度後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金の額確定に伴い所要の補正をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,627万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2 款国庫支出金61万5,000円。

4 款前期高齢者交付金24万6,000円。

5 款道支出金189万9,000円の減。

8款繰入金199万1,000円。

歳入合計は95万3,000円であります。

2、歳出。

1款総務費193万5,000円。

3款後期高齢者支援金等42万7,000円の減。

4款前期高齢者納付金等5,000円。

5款介護納付金56万円の減。

歳出合計は95万3,000円であります。

以上で、議案第2号平成29年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

◎日程第15 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、平成28年度後期高齢者医療保険広域連合市町村事務費繰入金の確定に伴う精算並びに平成29年度後期高齢者医療保険基盤安定繰入金確定により補正をするものであります。

歳出につきましては、広域連合納付金について所要の補正をするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,588万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰入金124万5,000円の減。

歳入合計は124万5,000円減であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金124万5,000円の減。

歳出の合計は124万5,000円の減であります。

以上で、議案第3号平成29年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の主な内容ですが、まず、歳出につきましては、1点目は、今回の給与条例改正及び会計間異動に伴う職員給与費の減額補正でございます。

2点目につきましては、介護給付費実績見込みによる補正となっております、福祉用具購入及び住宅改修費につきまして、利用実績見込みによりそれぞれ60万円の増額補正をお願いするものでございます。

3点目につきましては、介護予防支援・介護予防マネジメント業務につきまして、委託実績見込みによりまして計画策定委託件数の増による見込みから補正するものでございます。

4点目につきましては、地域包括支援センターシステムの更新に伴う補正をお願いするもので、内容は平成29年2月に行ったセキュリティ強化以降インターネット接続を分離したことから、現行システムでの業務に支障があるため、それらに対応したシステムに更新をするものでございます。

また、歳入につきましては、操出基準に基づきまして所要の経費を一般会計から繰り入れを行うもので、収支の差額につきましては、予備費を充当して今補正予算を調整したものでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第4号をごらんください。

議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ381万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,045万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

7款繰入金381万3,000円の減。

歳入合計381万3,000円減となっております。

2、歳出。

1款総務費604万2,000円の減。

2款保険給付費120万円。

3款地域支援事業費333万9,000円

7款予備費231万円の減。

歳出合計381万3,000円の減です。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成29年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第5号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納による補正でございます。ふるさと応援モニター事業によります寄附採納の1件1万5,000円をサービス事業費の備品購入費に充当し、一般財源からその他財源への組みかえをするものであります。

2点目は、組みかえにより生じた1万5,000円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における業者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

3点目は、給与条例の一部改正等に伴う職員給与等の補正を行い、予備費より不足する財源を充当するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金1万5,000円。

歳入補正額の合計は1万5,000円でございます。

2、歳出。

1款総務費144万3,000円。

5款予備費142万8,000円の減。

歳出補正額の合計は1万5,000円でございます。

これをもちまして、議案第5号平成29年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いた

だきました議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入におきましては、1点目は、一般会計繰入金金の減と、2点目は、諸収入の消費税確定によります消費税還付金の増であります。

次に、歳出におきましては、1点目は、役務費の保険料確定によります減と、2点目は、使用料及び賃借料確定によります減と、3点目は、公課費の消費税確定によります減と、4点目は、償還金利子の額確定によります減となり、歳入歳出同額を減額補正するものとなっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

議案第6号平成29年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,447万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金265万6,000円の減。

4款諸収入233万1,000円の増。

歳入合計32万5,000円の減額となるものです。

2、歳出。

1款衛生費25万1,000円の減。

2款公債費7万4,000円の減。

歳出合計32万5,000円の減額となるものです。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

まず、歳入につきましては、国庫支出金及び町債の減と一般会計繰入金の増で、内訳は、1点目は、受益者負担金及び分担金の賦課確定に伴います増と、2点目は、事業費確定に伴います社会資本整備総合交付金の減と、3点目は、財源組みかえに伴います一般会計繰入金の増と、4点目は、事業費確定に伴います下水道事業債一般分の減であります。

次に、歳出につきましては、下水道事業費の減であります。1点目は、給与改定及び制度改正に伴います一般管理費の増と、2点目は、社会資本整備総合交付金事業確定によります建設事業費委託料の減と、3点目は、地方債借入利率の確定に伴います公債費償還金利率の減と、償還金元金の財源組みかえとなり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

なお、事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

議案第7号平成29年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,253万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,131万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金171万2,000円の増。

3 款国庫支出金1,072万6,000円の減。

4 款繰入金118万2,000円の増。

7 款町債1,470万円の減。

歳入合計2,253万2,000円の減額となるものです。

2、歳出。

1 款下水道事業費2,130万4,000円の減。

2 款公債費122万8,000円の減。

歳出合計2,253万2,000円の減額となるものです。

第2表、地方債補正。

公共下水道事業、一般分。

補正前が3,570万円、補正後2,100万円、1,470万円の減額となるものです。

以上、議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第8号

○議長（西村昭教君） 日程第20 議案第8号平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第8号平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の補正の要旨につきまして御説明申し上げます。

歳出において、人事異動及び給与改定等に伴います給料、手当等を増額し、同額を予備費より充てる内容となっており、総予算の増減は伴わない内容となっております。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成29年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）。

第1条、平成29年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正額のみ申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用。

第1項営業費用95万7,000円の増。

第4項予備費95万7,000円の減額となるものです。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように定める。

（1）職員給与費95万7,000円の増額となるものです。

以上、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（西村昭教君） 日程第21 議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の概要について御説明申し上げます。

今回の補正は、二つの項目により構成されております。

一つ目は、一般会計からの出資金380万5,000円の補正でありまして、内訳は、3名の方からラベンダーの里かみふらのふるさと応援寄附により20万円を賜りましたので、建設改良費を補正し、什器備品の購入費用として予算措置するものであります。

二つ目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の2次交付金による医療器械整備の補正でありまして、一般会計からの出資金360万5,000円と調整交付金1,400万円を合わせまして1,760万5,000円により医療器械を整備するものであります。

購入予定の医療器械は、胃カメラ、大腸カメラのハイビジョンビデオスコープとハイビジョンシステムモニターなどの内視鏡検査器械一式であります。これらのハイビジョン対応の内視鏡システムの整備で、最新先端の画像技術により画像の精度が上がることから、極めて微小な病変も診断可能となります。これは同時に、医師の診断時間の短縮が図られ、患者さんの身体的な負担軽減に大きく貢献することになります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）。

（総則）。

第1条、平成29年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）。

第2条、平成29年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入1,780万5,000円。

第1項出資金380万5,000円。

第2項補助金1,400万円。

◎日程第21 議案第9号

支出。

第1款資本的支出1,780万5,000円。

第2項建設改良費1,780万5,000円。

以上で、議案第9号平成29年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の御説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 認定第1号及び

日程第23 認定第2号

○議長(西村昭教君) 日程第22 認定第1号平成29年第3回定例会で付託されました議案第8号平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、日程第23 認定第2号平成29年第3回定例会で付託されました議案第9号平成28年度上富良野町企業会計決算の認定についてを一括して議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、村上和子君

○決算特別委員長(村上和子君) ただいま上程されました認定第1号、第2号について、決算特別委員会審査報告書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

1ページをごらんください。

決算特別委員会審査報告書。

平成29年第3回定例会において、本委員会に付託された下記案件を審査した結果、次の意見を付し、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成29年10月6日。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

決算特別委員長、村上和子。

記。

付託事件名、議案第8号平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第9号平成28年度上富良野町企業会計決算の認定につい

て。

1、審査の経過。

本委員会は、平成29年10月4日、5日、6日の3日間開催し、正・副委員長を選出後、委員会を公開とし、直ちに2分科会による書類審査を行い、全体による質疑応答を行った上、各分科会から審査意見を求め、これをもとに全体で審査意見書を作成し、理事者の所信をただし表決をした。

2、決定。

慎重に審査した結果、本決算は次の意見を付し、原案のとおり認定するものとした。

特に、委員会で発言された質問並びに別記、平成29年度(平成28年度会計)上富良野町決算特別委員会審査意見書については、今後の予算編成と町政運営に反映されたい。

また、監査委員の審査意見はいずれも的確な判断によると認められ、指摘事項については、早急に改善または対応して予算執行に当たられたい。

なお、2ページの平成29年度(平成28年度会計)上富良野町決算特別委員会審査意見書は、御高覧をいただいたものとして省略させていただきます。御審議賜りまして、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、決算特別委員長の報告を終わります。

これより、採決を行います。

最初に、認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号平成28年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号平成28年度上富良野町企業会計決算の認定についてに対する委員長の報告は、意見を付し認定すべきとするものであります。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第24 諮問第1号

○議長（西村昭教君） 日程第24 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） ただいま上程をいただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本町では、4名の方々に人権擁護委員を務めていただいているところであります。その人権擁護委員の中で川鍋まさ子氏が、平成30年3月31日をもって任期満了を迎えるところであり、川鍋まさ子氏におかれましては、これまで2期6年の長きにわたり御活躍をいただいたところであり、このたび御本人からは後進に道を譲りたいとの強い御意向が示されましたことから、今期の任期満了をもちまして退任されることを了承したところでございます。

つきましては、川鍋まさ子氏の後任の人権擁護委員といたしまして、座間雪子氏を推薦申し上げたく御提案申し上げますところでございます。

座間雪子氏につきましては、人格識見ともにすぐれた方でございますので、以下、議案を朗読し、提案の説明とさせていただきます。

諮問第1号。

人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町■■■■■■■■■■■■■■■。

氏名、座間雪子。

生年月日、■■■■■■■■■■■■■■■であります。

以上でございますが、経歴等は別添配付させていただいておりますので、参考にしていただければと思うところでございます。

以上、御審議をいただきまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第25 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第25 発議案第1号議会懇談会実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番佐川典子君。

○3番（佐川典子君） ただいま上程されました発議案第1号につきまして、以下、朗読をもって要旨の説明とさせていただきます。

発議案第1号議会懇談会実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成29年12月12日提出。

上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。

賛成者、上富良野町議会議員、岡本康裕。上富良野町議会議員、荒生博一。

議会懇談会実施に関する決議について。

本議会は、次により議会懇談会を実施する。

記。

1、実施の期日。

議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的。

議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動について町民と直接意見交換するため。

3、実施方法。

（1）町内の公共施設で開催する。

（2）全議員による懇談会とする。

（3）本件は、議会閉会中において開催するものとする。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（西村昭教君） 日程第26 閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎町 長 挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、年末に当たりまして町長から御挨拶がありますので、町長の御挨拶をお願い申し上げます。

○町長（向山富夫君） 平成29年の議会の最終日に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

平成29年1月1日、北の大文字の壮大なかがり火やすばらしい花火のもとで一年が明けました。気がついてみますと、もう12月13日ということで、ことしほど時間の経過が早く感じた一年はないぐらい、そんな心に残る一年でありました。

この間、議会の皆様方には、開基120年という大きな節目を迎える中で、議会の議論を通じましてさまざまな温かい御指導御協力を賜りまして、この第4回定例町議会を無事終えることができましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございました。

御案内のように、社会情勢は本当に私どもの想像を超える速さで、また、想像を超える形で変化をしているなということを実感するところでございます。

とりわけことしは、申し上げましたように、開基120年という大きな節目の一年でございまして、こういった機会にさまざまなイベント等を通じてふだんより多くの町民の皆様方と接する機会をいただきました。そして、改めて感じましたのは、全ての町民の皆さん方が上富良野町に対する深い愛着を郷土愛を持っていただいているということをつくづく感じたところでございます。

そういったことを胸にしっかりとめまして、迎え

るべく平成30年をさらに飛躍のきっかけの年になるように、全力をもって行政運営に取り組んでまいりたいと思います。

結びになりますが、まもなく新年を迎えますが、インフルエンザ等の流行も心配されているところでございます。どうか議員各位におかれましては、十分に健康に御留意いただきまして、すばらしい年末年始を迎えていただきまして、輝かしい新年をぜひ御家族おそろいでお迎えいただきますことを心から御祈念申し上げます次第でございます。

重ねて申し上げますが、平成29年一年間皆様方から大変御指導御協力を賜りましたことを感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

◎議 長 挨拶

○議長（西村昭教君） 私のほうからも一言お礼を申し上げたいと思います。

今、町長も申しました、本当にことし一年は時間がすごく早くたったという感じを私自身受けました。

また、議会については、試行的な試みということで、今まで取り組んできた流れを少し逆の流れで取り組んで、まだ結論は出てはおりませんが、いろいろなことを気づかせられた一年だったと私自身思っておりますし、ある意味では議会の委員会のあり方、どうあるべきかということに、ある面では私は非常に興味を持っていただけでありますけれども、それが今どう發揮していくのかなということになりますと、これからの問題なのかなと思っております。

またあわせて、全国的には議員のなり手不足、あるいは選挙になると欠員が出るというような状況で、四国の大川村だったと思うのですが、議会がなくなるというような形で新聞に何度か取り上げられて、総務省も慌ててそれに対するマニュアルをつくって、現場の状況もいろいろと把握してやったようでありますけれども、結果的には議会はなくさないで済んだということでもありますけれども、やはりそれを見ますと、今の日本の国内のいわゆる都市と地方の格差がある面が出てきているのかなと思って感じたところであります。

管内にも、それこそ1,000人を切る自治体もありますけれども、やはりこれから、こういう問題が私たちの身近なところで出てくるのかなと思っております。

また、皆さん御存じのとおり、2年前にJR北海道が10路線13区間のいわゆる問題が提起されて今日に至っておりますが、基本的には、北海道

の鉄道を守るのはJR北海道でありますけれども、そのJR北海道が守れなくなってきて、ああいう形で経営状況を発表して、いわゆる維持のための方策を沿線自治体にも求め出したということではありますが、結果的にはいろいろな問題が浮き彫りになった一年だと思いますし、またあわせて、行政の対応、あるいは道の対応、国の対応といったものがいろいろと提起された一年だったかなと思います。来年はそれが具体的にどう取り組まれてくるのかという勝負年だと私は思っておりますし、これによっては北海道の鉄道が沿線自治体の経済、あるいは観光とかいろいろな面に大きな影響を与えることが予想されますので、これはもう北海道が一丸となってやはり取り組んでいかなければならないのかなと思っておりますし、そういう面では北海道の大きな産業であります農業はもとより、これから大きな産業に成長する観光という面で大きな影響を受ける一面もあるわけでありまして、そういう点ではしっかりと一丸となって、国にも要請すべきところは要請していかなければならないのかなと思っております。

議会も、よく車の両輪と言われますけれども、確かに車の両輪で歩まなければなりません。そこにしょっている荷物が思いが違う荷物では困るわけでありまして、そういう意味では理事者が背負う荷物と議会の背負う荷物が一緒なものでなければならぬわけでありまして、これが違うとなかなか真っすぐには進めないと。どっちかが疲れたりどっちかが力が緩んだりして真っすぐに行かない、ふらふら進んでいかなければならないと、そんな一面もあるのかなと思っておりますので、両輪とは言いながら、背負う荷物が一緒になって背負っていく。その中の中身について一生懸命みんなで議論して、やはり手を携えて進んでいくということが私は一番大きな大事な事かなと思っておりますので、そういう視点から見ますと、理事者の皆さん方と十分コミュニケーションをとりながら、やはりしっかりと検証しながら進んでいくということが私は大事な事と思っております。

来年一年、映画も取りかかるような可能性も大きく出てまいりますので、またそういう点でしっかりとした歩みができるように、来年一年皆さんにとりましていい年であることを御祈念申し上げますとともに、一年間理事者の皆さんも含めまして大変お世話になりましたことを厚くお礼申し上げます。一言お礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成29年第4回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 0時06分 閉会

◎閉 会 宣 告

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成29年12月13日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 中 澤 良 隆

署名議員 村 上 和 子